

第1期中長期目標期間見込評価書（案）

【医薬基盤・健康・栄養研究所】

目 次

評価区分	記載項目	頁
評価項目 1	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 A. 医薬品等に関する事項 1. 基盤的技術の研究及び創薬等支援	6
	(1) 難病治療等に関する基盤的研究及び創薬等支援	
	(2) ワクチン等の研究開発及び創薬等支援	
	(3) 医薬品等の安全性等評価系構築に向けた基盤的研究及び創薬等支援	
	(4) 抗体・核酸に係る創薬等技術の基盤的研究及び創薬等支援	
評価項目 2	2. 生物資源に係る研究及び創薬等支援	39
	(1) 難病・疾患資源に係る研究及び創薬等支援	
	(2) 薬用植物に係る研究及び創薬等支援	
	(3) 霊長類に係る研究及び創薬等支援	
評価項目 3	3. 医薬品等の開発振興	70
	(1) 希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品開発振興事業	
	(2) 特例業務及び承継事業等	
評価項目 4	B. 健康と栄養に関する事項 1. 研究に関する事項	80
	(1) 日本人の健康寿命延伸に資する身体活動と栄養の相互作用に関する研究	
	(2) 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	
	(3) 健康食品を対象とした有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	
	(4) 国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するための関連研究領域の基礎的、 独創的及び萌芽的な研究	
	2. 法律に基づく事項	
	(1) 国民健康・栄養調査に関する事項	
	(2) 収去試験に関する業務及び関連業務	
	3. 国際協力・産学連携に関する事項	
	(1) 国際協力	

評価区分	記載項目	頁
	(2) 産学連携等による共同研究・人材育成	
	4. 情報発信に関する事項	
評価項目 5	C. 統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項	103
評価項目 6	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する事項	112
	2. 業務の電子化に関する事項	
評価項目 7	第3 予算、収支計画及び資金計画	124
	第4 短期借入額の限度額	
	(1) 借入限度額	
	(2) 短期借入れが想定される理由	
	第5 不要財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
	第6 剰余金の使途	
評価項目 8	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	128
	(1) 内部統制に関する事項	
	(2) 人事及び研究環境の整備に関する事項	
	(3) コンプライアンス、研究不正への対応、倫理の保持等に関する事項	
	(4) 外部有識者による評価の実施・反映に関する事項	
	(5) 情報公開の促進に関する事項	
	(6) セキュリティの確保に関する事項	
	(7) 施設及び設備に関する事項	
	(8) 積立金の処分に関する事項	
	(9) 運営費交付金以外の収入の確保に関する事項	
	(10) 繰越欠損金の解消に関する事項	

様式 2-2-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	
評価対象中長期目標期間	見込評価（中長期目標期間実績評価）	第1期中長期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中長期目標期間	平成27～令和3年度（2015年度～2021年度）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		厚生労働大臣	
法人所管部局	大臣官房厚生科学課	担当課、責任者	大臣官房厚生科学課 佐々木 昌弘 課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 生田 直樹 参事官
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
（実地調査、理事長・監事ヒアリング、研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載）

4. その他評価に関する重要事項
（目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に関する事項などを記載）

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B	(参考：見込評価)
評価に至った理由	<p>当該研究所の目的である医薬品等の研究及び創薬支援並びに国民の健康・栄養に関する調査・研究において、全体として目標を上回る成果を達成しているといえる。</p> <p>基盤的技術の研究及び創薬等支援においては、難病治療分野において、大腸がん患者血液中細胞外小胞のプロテオーム解析を行い、大腸がんの早期診断マーカー群を発見、抗フラビウイルス効果のある核小体形成阻害剤について国際共同研究を開始、創薬支援を目的とした AI 基盤構築に向けた「疾患－遺伝子関連性データの統合基盤」構築、薬物動態統合解析プラットフォーム（DruMAP）や難病・希少疾患創薬データベース（DDrare）の公開と継続的改良、DruMAP を公開し、継続的な更新を可能にする枠組みの一環として、富士通より AI 創薬基盤「SCIQUICK」の販売開始、新たに AMED「産学連携による次世代創薬 AI 開発」事業の委託機関として、統合創薬 AI プラットフォームの PK 部分のデータ収集・予測モデルを構築するなど、難病治療や新薬候補の探索に資する重要な成果が得られている。また、AI 創薬などを推進するライフインテリジェンスコンソーシアム（LINC）について、平成 27 年の発足時より中核メンバーとして貢献を続けており、「第 2 回 日本オープンイノベーション大賞」で厚生労働大臣賞を受賞している。さらに、抗体・核酸分野において、また、独自のエピトープ均質化抗体パネル技術を活用し、特に SARS-CoV2 感染症に対する治療抗体の開発を進め、SARS-CoV2 と SRAS や MERS などの病原コロナウイルスのスパイク抗原に共通な複数のエピトープとそのエピトープに特異的な抗体を同時に同定することに成功した点、架橋型人工核酸（LNA）を高精度かつ迅速に転写・逆転写可能な合成酵素（改変ポリメラーゼ）を用いて、世界で初めて LNA を含む人工核酸アプタマーを創出することに成功した。ABDD 創薬では、結合親和性が優れた人工核酸アプタマーを創出した点など、実用化に向けた発展的な研究を行い、創薬支援に繋げている。</p> <p>また、生物資源に係る研究及び創薬等支援において、細胞バンクにおける細胞分譲数及び高品質研究用カニクイザルの供給数がそれぞれ毎年、目標を大きく上回る実績となったこと、薬用植物資源研究センターが有する約 4,000 系統の薬用植物資源が創薬研究に活用されている等、企業・アカデミアの研究推進に大きく貢献している。さらに、新型コロナウイルス分離・増殖用細胞株を迅速に分譲開始したことや、コロナウイルス感受性マウスの増産を開始したこと、弊所の霊長類医科学研究センターでは完全な屋内飼育による SPF 生産を行っているために世界的に貴重な霊長類感染実験施設となっており、継続して感染症モデルを用い、ワクチンや感染病原体の遺伝子操作等による高度化を行い、新たな技術開発を行っているところであるが、特に新型コロナウイルス感染症モデルを作製するなど、迅速に生物資源の提供や連携を開始したことは評価できる。</p> <p>また、希少疾病用医薬品等開発振興事業において、年度計画で盛り込まれた成果の創出に向けた着実な業務運営を行うとともに、積極的な助言の実施などにより「新規に助成金を交付して 3 年を経過した時点において、承認申請に至った品目の割合が 1 / 3」とする年度目標を全ての年度において上回っていることは評価できる。</p> <p>また、健康・栄養分野においては、厚生労働省の「身体活動基準 2013 の妥当性及び策定根拠の論文化、厚生労働省認定の健康増進施設における標準的な運動プログラム（16 項目）の策定に資する研究、国民健康・栄養調査データを活用した研究による健康日本 21（第 2 次）の分析評価、「妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針」改定に資する研究を実施するとともに、「健康食品」の安全性・有効性情報サイトを介した情報提供、特に最近では COVID-19 関連情報の発信が順調に進められたことが評価できる。</p> <p>さらに、平成 27 年 4 月に（独）医薬基盤研究所と（独）国立健康・栄養研究所が統合したことによる相乗効果を発揮するための研究について、競争的資金の獲得件数が増加したことに加え、生活習慣病の新しい予防法に関する研究については、日本各地にコホートを拡張し、バイオインフォマティクスによるデータベース解析により、地域特性を含めた生活習慣と腸内細菌、腸管免疫、健康状態等との関連について知見が集積してきていることは評価できる。</p>	

2. 法人全体に対する評価
<p>本中長期目標期間における業務実績については、下記に示す業績のとおり全体として計画を上回る業績であると評価する。</p> <p>主な研究成果としては、基盤的技術の研究及び創薬等支援について、創薬支援を目的とした AI 基盤構築に向けて、診療データを追加し、TargetMine などを用いて創薬標的候補の提示まで至っている。さらに、薬物動態解析プラットフォーム（DruMAP）や難病・希少疾患創薬データベース（DDrare）を公開して継続的に改良している。また、医薬品の市場からの撤退にもつながる副作用として大きな問題となっている肝障害について、肝毒性関連データベース及び肝毒性予測システムを開発・公開し、さらに公開のための環境整備の一環として研究班のポータルサイトを構築し、公開も完了した。経口投与製剤のヒトにおける消化管吸収・排泄や代謝を評価できるヒト iPS 細胞由来小腸上皮細胞の世界初の製品化し、さらに機能を高めた製品を開発中であり、本分野に大きな貢献を果たした。</p> <p>生物資源に係る研究及び創薬等支援については、新型コロナウイルス分離・増殖用細胞株やコロナウイルス感受性マウスの分譲、疾患モデル動物の供給、薬用植物の種子・種苗の提供、カニクイザルの提供などの生物資源の提供を多く実施するとともに霊長類感染実験施設を活用した他機関と連携したワクチン開発への着手等、企業・アカデミアの研究推進に寄与している。さらに、病態解明や</p>

医薬品開発に有用なカニクイザルを用いた疾患モデルとして、令和2年に発生した世界的な課題である COVID-19 感染モデルを作製したこととワクチンや治療薬の評価を行う目的でヒト ACE2 の Tg マウスを用いた評価系も樹立したことと着実に成果を挙げている。

医薬品の開発振興については、希少疾病用医薬品等開発振興事業における取り組み（助成金交付、指導・助言）の他に、特例業務及び承継事業等においてプログラムオフィサー等による指導・管理体制の構築、外部評価委員による評価の実施を通して、早期事業化や収益最大化に向けた支援が図られている。

健康と栄養に関する分野については、「健康食品」の安全性・有効性情報サイトを介した情報提供を継続しており、本サイトは関連省庁、地方自治体等に引用され、厚生労働行政にも活用された。さらに、COVID-19 感染拡大に対して迅速に対応し、科学的根拠に基づく正しい情報提供を行うことで、国民の健康情報に対する正しい理解に貢献した。身体活動基準 2013 の妥当性及び策定根拠の論文化、高齢者などのエネルギー・栄養素の必要量の確立に関する研究による「日本人の食事摂取基準」策定への貢献、身体活動量の評価法の標準化に関する研究成果による健康づくりのための施策やガイドライン策定への貢献が行われた。他にも、運動療法ガイドラインに関する先行研究、海外のガイドラインの調査を行い、厚生労働省認定の健康増進施設における標準的な運動プログラム（16 項目）の策定に研究成果が反映された。国民健康・栄養調査データを活用した研究については、健康日本 21（第 2 次）の分析評価事業を実施するとともに、国際共同疫学研究に参加し、Nature、Lancet 等の一流国際誌への論文掲載、エビデンスに基づく国際健康増進施策に貢献した。また、妊娠期の推奨体重増加量、妊娠期及び授乳期の至適栄養、妊娠期の至適身体活動量等の科学的エビデンスの系統的レビューの成果に基づく厚生労働省の「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」の改定が行われた。国際協力に関しては中長期目標期間中、栄養と身体活動に関する WHO 協力センターとして若手外国人研究者招へい事業を実施し、アジア栄養ネットワークシンポジウムを隔年度開催した。

統合による相乗効果を発揮するための研究については、中長期目標に例示した①生活習慣病の新しい予防法に関する研究、②健康・栄養分野への AI 技術展開に関する研究、③フレイルのバイオマーカーの探索に関する研究を着実に実施している。特に①については、日本各地において立ち上げたコホートにおいて個人内の変化を解析出来る体制構築と共に、大学や企業との共同研究として他の地域や疾患患者を対象としたコホートを立ち上げ、解析を開始しており、オールジャパンでの解析に取り組んでいる。

業務運営及び予算については、計画に沿って適切に業務運営がなされている。

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等

平成 29 年度に、国立健康・栄養研究所において発生した、「X線骨密度装置の操作に関する法令違反が疑われる事例」が発覚した件については、当該装置の使用を速やかに禁止するとともに、外部の調査機関として第三者委員会を設置し、対象となる被験者に対して説明会を開催するとともに、相談窓口を設け適切に対応を実施した。平成 30 年度以降においては同様な問題は発生していないが、今後においても再発防止に努め、適切に実施していく。

4. その他事項

研究開発に関する審議会の主な意見	(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載)
------------------	----------------------------

監事の主な意見	(監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
---------	--------------------------

中長期目標（中長期計画）	年度評価							中長期目標期間評価		項目別調書No.	備考欄
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	見込評価	期間実績評価		
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項											
A.医薬品等に関する事項 1. 基盤的技術の研究及び創薬等支援	A○	S○	A○	A○ 重	A○ 重	S○ 重		A○ 重		1-1	研究開発業務
A.医薬品等に関する事項 2. 生物資源に係る研究及び創薬等支援	B○	B○	B○	B○ 重	A○ 重	B○ 重		B○ 重		1-2	研究開発業務
A.医薬品等に関する事項 3. 医薬品等の開発振興	B○	B○	B○	B○ 重	B○ 重	B○ 重		B○ 重		1-3	
B.健康と栄養に関する事項	B○	B○	B○	B○ 重	B○ 重	A○ 重		B○ 重		1-4	研究開発業務
C.統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項	B○	A○	B○	A○ 重	A○ 重	A○ 重		A○ 重		1-5	研究開発業務

中長期目標（中長期計画）	年度評価							中長期目標期間評価		項目別調書No.	備考欄
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	見込評価	期間実績評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項											
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B	B		B		2-1	
III. 財務内容の改善に関する事項											
予算、収支計画及び資金計画、短期借入額の限度額、不要財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、剰余金の使途	B	B	B	B	B	B		B		3-1	
IV. その他の事項											
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	C	B	B	B		B		4-1	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式 2-2-4-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	基盤的技術の研究及び創薬等支援		
関連する政策・施策	XI-2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	922

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
共同研究件数	13件以上	19件	29件	57件	93件	105件	71件		予算額（千円）	430,353	771,282	643,000	1,990,551	1,643,505	1,899,847	
特許出願件数	8件以上	13件	17件	34件	30件	32件	47件		決算額（千円）	1,828,865	1,557,294	2,801,598	2,526,807	2,515,971	2,409,343	
査読付き論文発表件数	76報以上	87報	96報	89報	101報	121報	122報		経常費用（千円）	1,830,807	1,872,609	1,998,540	2,757,261	2,597,513	2,441,443	
学会発表件数	256回以上	266回	252回	297回	348回	364回	215回		経常利益（千円）	△300,967	82,544	733,861	△270,355	△257,171	△139,665	
									行政コスト（千円）	922,150	802,282	427,276	2,362,978	2,716,835	2,476,415	
									従事人員数	88人	95人	107人	118人	126人	115人	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
第3 研究開発の成果の最大化 その他の業務の質の向上に関する事項 A. 医薬品等に関する事項 1. 基盤的技術の研究及び創薬等支援 世界最高水準	第1 研究開発の成果の最大化 その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 A. 医薬品等に関する事項 1. 基盤的技術の研究及び創薬等支援 世界最高水準			自己評価をAと評定する。主な評定に係る業績は下記のとおりである。 各プロジェクトにおいては、日本医療研究開発機構研究費等の公的な競争的資金を多数獲得し、行政ニーズ、社会的ニーズに沿った研究を行った。	評定 <評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載) <今後の課題> (検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)	評定 <評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項>	

<p>の医療の提供に寄与する革新的な医薬品等の開発に資するよう事業を実施するという観点から、難病対策、新興・再興感染症対策、迅速な新薬等の開発、抗体・核酸医薬等の開発の推進等の国の政策課題の解決と国の経済成長に寄与することを目標に、以下の研究及び創薬等支援に取り組むこと。</p> <p>なお、創薬支援ネットワークの一環として創薬支援を行う場合は、日本医療研究開発機構等と緊密に連携を図ること。</p> <p>さらに、研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）に基づく出資並びに人的及び技</p>	<p>の医療の提供に寄与する革新的な医薬品等の開発に資するよう事業を実施するという観点から、難病対策、新興・再興感染症対策、迅速な新薬等の開発、抗体・核酸医薬等の開発の推進等の国の政策課題の解決と国の経済成長に寄与することを目標に、以下の研究及び創薬等支援に取り組む。</p> <p>なお、創薬支援ネットワークの一環として創薬支援を行う場合は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等と緊密に連携を図る。</p> <p>さらに、研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）に基づく出資並びに人的及び技</p>					
---	---	--	--	--	--	--

<p>術的援助の手段を活用すること。</p> <p>【重要度：高】基盤的技術の研究及び創薬等支援は、革新的な医薬品等の開発に貢献することを通じて、健康・医療戦略推進法に規定されている世界最高水準の医療の提供や国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(健康長寿社会)の形成に直結する極めて重要な業務であり、我が国の健康・医療政策における主要な位置を占めるため。</p> <p>(1) 難病治療等に関する基盤的研究及び創薬等支援</p> <p>難病等に対する研究は、公的研究機関で担うべき研究の一つであることから、難病等について、分子病態の解明、治療法や医薬品等の研究開発及び関連する基盤的技術の研究開発を行い、標的因子の探索及びその</p>	<p>術的援助の手段を活用する。</p> <p>(1) 難病治療等に関する基盤的研究及び創薬等支援</p> <p>難病等に対する研究は、公的研究機関で担うべき研究の一つであることから、難病等に関する分子病態を解明し、これに基づき各種疾患領域における治療法・診断法や医薬品等の研究開発を行い、標的因子の探索</p>	<p>(1) 難病治療等に関する基盤的研究及び創薬等支援</p> <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数 共同研究等件数 共同研究等の進捗 データベース等の公開状況 		<p>【難病治療分野】</p> <p>大腸がん患者血液中細胞外小胞のプロテオーム解析を行い、大腸がんの早期診断マーカー群を発見し、また、大腸がん以外にも胃がん、膵がん、肝臓がん、食道がんに反応する消化器がん共通したマーカーであることを見出した。血中エクソソームの大規模検体に適した精製キット及び精製手法を共同開発した（R3 年度上市予定）。</p> <p>また、抗フラビウイルス効果のある阻害剤について関連特許の申請を行い、国際共同研究を開始した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>構造・機能解析、医薬品候補物質等の創製・臨床応用等を目指すこと。また、その成果等も活用して医薬品等の開発を支援すること。</p>	<p>及びその構造・機能解析、医薬品候補物質等の創製・臨床応用等を目指す。また、その成果等も活用して医薬品等の開発を支援する。具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>【研究】 ア プロテオミクス、トランスクリプトミクス、バイオインフォマティクス等に関する最先端の解析技術を開発するとともに、これらの技術を用いて、難病等に対する創薬ターゲットの探索を行い、創薬シーズ等の発掘につなげる。</p>	<p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許出願件数 ・論文発表件数 ・学会発表件数 ・探索された創薬ターゲット数・シーズ数 ・研究の進捗 	<p>大腸がん患者血液中細胞外小胞のプロテオーム解析を行い、大腸がんの早期診断マーカー群を発見した。その中でもアネキシン A3、A4、A11 は、独立した3コホートでAUCが0.9を超える特異性、感度を有していることを確認した。質量分析を基盤としたマルチマーカーアッセイ系を用いて、マーカーの特異性について検証を行った結果、大腸がん以外にも胃がん、膵がん、肝臓がん、食道がんに反応する消化器がんに共通したマーカーであることを見出し、PMDAと体外診断用医薬品全般相談を実施し、今後の開発方針を決定した。また今後の臨床応用を見据えて、血液中細胞外小胞の大規模検体に適した精製キット及び精製手法を共同開発した（R3年度上市予定）。深層学習を活用したプロテオーム解析手法によって、血中エクソソームから真菌由来タンパク質を定量することに成功した。</p> <p>特発性肺線維症（IPF）を含む間質性肺炎患者の診療情報お</p>	<p>さらに、ウイルス構成因子の核-細胞質間輸送メカニズム、SARS-CoV-2 構成因子による核輸送阻害の分子機構を明らかにし、核外輸送因子 CRM1 の白血病細胞における新たな機能を見出した。</p> <p>さらに、スクリーニング系を立ち上げ複数の新規 CRM1 阻害剤候補化合物を取得した。</p> <p>D-アミノ酸の腎臓病診療上の有益性を示し、D-アミノ酸による慢性腎臓病の早期診断、予後予測方法を確立した。また、これまで腎生検でしか区別できなかった、慢性腎臓病の原因（原疾患）診断や、腎臓病の活動性評価に D-アミノ酸を応用した。さらには、治療法開発につながる知財の取得も進めた。</p> <p>薬物動態（PK）の高精度な予測に向けた基礎データベースを構築し、化合物数 30,000 のデータベースに、20 種類の薬物動態パラメータ予測モデルを組み込んだ、統合解析プラットフォーム DruMAP を公開し、継続的な更新を可能にする枠組みの一環として、富士通より AI 創薬基盤「SCIQUICK」の販売を開始した。AMED「産学連携による次世代創薬 AI 開発」事業の委託機関として、統合創薬 AI プラットフォームの PK 部分のデータ収集・予測モデル構築を行った。</p> <p>LINC が行う、産学連携による医薬品開発プロセス全域にわたる AI 開発プロジェクトが評価され、「第2回 日本オープンイノベーション大賞」で厚生労働大臣賞を受賞した。</p>		
---	--	---	---	--	--	--

		<p>イ 難病等の原因・病態の解明及び正確かつ有効な新規治療法・診断法を開発するための基盤的研究を行う。</p>		<p>よびオミックスデータ（全ゲノム配列、DNA メチル化アレイ、遺伝子発現プロファイル）を累計 883 症例（見込み）収集した。診療情報およびオミックスデータを用いて患者層別化を行うことができる AI（特許出願中および論文投稿中）を開発し、これを用いて、大阪大学との連携によって収集された診療情報および血清中エクソソームプロテオームデータの解析を行い、IPF の特徴と紐づけられたタンパク質をデータ駆動的に複数個見出すことに成功した。これらのタンパク質は IPF 患者の肺組織においても線維化部で発現が亢進していることを確認し、本結果を手掛かりに TargetMine などを用いて創薬標的候補の提示まで至っている。これらの結果により、ヒト臨床情報の AI 解析による創薬標的探索という革新的なアプローチの有効性を示した。</p> <p>更に、医薬基盤研が副代表を務めるライフインテリジェンスコンソーシアム（LINC）が行う、産学連携による医薬品開発プロセス全域にわたる AI 開発プロジェクトが評価され、「第 2 回 日本オープンイノベーション大賞」で厚生労働大臣賞を受賞した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗フラビウイルス効果のある阻害剤について関連特許の申請を行い、国際共同研究を開始した。 ・ウイルス構成因子の核-細胞質間輸送メカニズムを解明した。 	<p>日本製薬工業協会 医薬産業政策研究所との共同研究により難病創薬情報を解析し、DDrare (ddrare.nibiohn.go.jp)を開発・公開した（約 30,000 件の臨床情報から抽出した約 2,000 薬剤とその標的の情報）。製薬企業へのアンケートによるニーズ把握と継続的な改良、他 DB へのデータ提供、データを利用した製薬企業との共同研究に進展があった。DDrareに基づくドラッグ・リポジショニング手法の開発をした。</p> <p>難病データベースとは別に、研究班による難病患者レジストリデータを複数疾患領域について取得して解析を進め、臨床情報を利活用するモデルを構築した。</p> <p>緑内障の治療標的となり得る創薬ターゲットに対して、完全ヒト抗体を作製することに成功し、企業導出案件として特許を出願した。</p>		
--	--	--	--	---	---	--	--

		<p>【創薬等支援】</p> <p>ウ 細胞内及び体内等における薬の輸送に関する研究及びその技術の応用により、医薬品の動態・機能制御等に関する技術的な支援を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・SARS-CoV-2 構成因子による核輸送阻害の分子機構を明らかにした。 ・核外輸送因子 CRM1 の白血病細胞における新たな機能を見出した。 ・スクリーニング系を立ち上げ複数の新規 CRM1 阻害剤候補化合物を取得した。 <p>D-アミノ酸の腎臓病診療上の有益性を示し、D-アミノ酸による慢性腎臓病の早期診断、予後予測方法を確立した。また、これまで腎生検でしか区別できなかった、慢性腎臓病の原因（原疾患）診断や、腎臓病の活動性評価に D-アミノ酸を応用した。さらには、治療法開発につながる知財の取得も進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病研究班との連携を進め、難病 DB やレジストリデータを活用した機械学習を進め、臨床に必要なエビデンス取得を進めた。 ・D-アミノ酸研究を難病領域に応用し、早期診断に関わる研究を進めた。 <p>人工ビオチンを用いたラベル化試薬と改変型ストレプトアビジンを応用した独自のタンパク質タグ精製技術をプロテオミクス技術と組み合わせ、これまでにない表面タンパク質精製法を開発し特許を出願した。本技術の最適化により、臓器選択的に発現するタンパク質や発現量の少ない創薬ターゲット候補タンパク質を同定できるようになった。びまん</p>			
--	--	---	--	---	--	--	--

		<p>エ 最先端の解析技術等を用いて、品質、有効性及び安全性の予測等の創薬等支援を行う。</p>		<p>性大細胞型 B 細胞リンパ腫 (DLBCL) を対象に、創薬ターゲットタンパク質を探索した結果、アミノ酸トランスポーターをはじめとする複数の新規創薬ターゲットの同定に成功した。</p> <p>基盤研独自のファージヒト抗体ライブラリを用いて、創薬ターゲット候補の一つである ROB04 に対する抗体を作製するとともに、創薬支援ネットワークで対象となった創薬ターゲット候補分子に対して、一本鎖抗体の創出と、その実用化に向けた検討を行った。その結果、緑内障の治療標的となり得る創薬ターゲットに対して、完全ヒト抗体を作製することに成功し、企業導出案件として特許を出願した。</p> <p>新規抗体フォーマットの開発について、ヒトウテログロビンのアミノ酸改変体を用いた低分子二重特異性抗体を作製した。また、抗 PD-1 抗体、抗 PD-L1 抗体の配列から Fab 抗体を作製するとともに、各抗体とウテログロビンとの融合タンパク質を作製することで、低分子化二重特異性抗体の医薬品としての利用価値について評価した。</p> <p>リン酸化シグナル解析の個別化医療への応用を目指し、微量な生検検体から 20000 個を超えるリン酸化部位を定量する世界トップレベルの技術を開発した。86 名の胃がん未治療患者のがん部位・非がん部位から取得した生検検体を解析し、リ</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>ン酸化シグナル情報から患者のサブグループを規定した。本研究成果は、がんの増殖や薬剤感受性を決定するのに重要なリン酸化酵素の活性をみることのできる技術の臨床応用を可能にしたものであり、がん個別化医療の高精度化に応用可能であると期待される。</p> <p>薬物動態 (PK) の高精度な予測に向けた基礎データベースを構築し、化合物数 30,000 のデータベースに、20 種類の薬物動態パラメータ予測モデルを組み込んだ、統合解析プラットフォーム DruMAP を公開した。また製薬企業 7 社との企業連携の枠組みを確立し、社内データによって拡充したデータベースに基づく高精度予測モデルを構築した。DruMAP の継続的な更新を可能にする枠組みの一環として、この予測モデルを AI 創薬基盤「SCIQUICK」として富士通より販売を開始した。DruMAP に関して更に公共データベースの調査を行い新規データの収集を行うと共に、上記連携企業 7 社や AMED 東西構造展開ユニットなど創薬現場からのフィードバックを通じて解析機能を強化した。</p> <p>また、AI 創薬などを推進するライフインテリジェンスコンソーシアム (LINC) について、平成 27 年の発足時より中核メンバーとして貢献を続けている。産学連携による AI 開発プロジェクトが評価され、令和 2 年に第 2 回 日本オープンイノベーション大賞 厚生労働大</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>(2) ワクチン等の研究開発及び創薬等支援 新興・再興感染症対策等に資するため、ワクチン</p>	<p>(2) ワクチン等の研究開発及び創薬等支援 新興・再興感染症に対応するため、新規のより強</p>	<p>(2) ワクチン等の研究開発及び創薬等支援 ア、イ 【評価軸】 ・研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。</p>	<p>臣賞を受賞し、文科学省の研究支援サービス・パートナーシップ認定制度に採択された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多系統萎縮症研究班（13 機関）による患者レジストリのバイオバンクとして、臨床試験の推進を支援（対象者選定のための試料・情報収集等）した (raredis.nibiohn.go.jp)。 ・日本製薬工業協会 医薬産業政策研究所との共同研究により難病創薬情報を解析し、DDrare (ddrare.nibiohn.go.jp) を開発・公開した（約 30,000 件の臨床情報から抽出した約 2,000 薬剤とその標的の情報）。製薬企業へのアンケートによるニーズ把握と継続的な改良、他 DB へのデータ提供、データを利用した製薬企業との共同研究に進展があった。DDrare に基づくドラッグ・リポジショニング手法の開発をした。 ・難病データベース（腎疾患領域 10 万人規模の臨床調査個人票）を受領し、研究班と連携して患者層別化の解析を実施した。 ・難病データベースとは別に、研究班による難病患者レジストリデータを複数疾患領域について取得して解析を進め、臨床情報を利活用するモデルを構築した。 	<p>【ワクチン等の分野】 緊急感染症対策としてモックアップワクチンを mRNA という新たな核酸モダリティと核酸アジュバントを用いて産学連携で遂行し、平成 30 年度ま</p>		
--	---	---	--	---	---	--	--

<p>及びその免疫反応増強剤（アジュバント）並びに免疫システム等を基盤とした治療法、医薬品等の研究開発を行い、ワクチン等の開発につながる基礎技術の開発等を目指すこと。また、その成果等も活用してワクチン等の開発を支援すること。</p>	<p>力なワクチンを迅速に国民に提供することが重要である。このため、ワクチン及びその免疫反応増強剤（アジュバント）並びに免疫システム等を基盤とした治療法、医薬品等の研究開発を行い、ワクチン等の開発につながる基礎技術の開発等を目指す。また、その成果等も活用してワクチン等の開発を支援する。具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>【研究】 ア ワクチン及びアジュバントの研究開発を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関等との連携等の数 ・ 各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数 ・ 共同研究等件数 ・ 共同研究等の進捗 <p>・ 研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許出願件数 ・ 論文発表件数 ・ 学会発表件数 ・ 研究の進捗 	<p>緊急感染症対策としてモックアップワクチンを mRNA という新たな核酸モダリティと核酸アジュバントを用いて産学連携で遂行し、平成 30 年度までには MERS に対するワクチンのみならず、ジカ熱ウイルス、パンデミックインフルエンザウイルスに対する mRNA ワクチンのプロトタイプを開発し動物実験を終了している。</p> <p>ヒト抗破傷風毒素抗体が、4 種類のカクテルで高力価中和活性を有することを明らかにしたが、さらに、破傷風毒素サブユニットの中で機能が不明であった Hn サブユニットについて、抗体との結合様式を検討</p>	<p>では MERS に対するワクチンのみならず、ジカ熱ウイルス、パンデミックインフルエンザウイルスに対する mRNA ワクチンのプロトタイプを開発し動物実験を終了している。</p> <p>ヒト抗破傷風毒素抗体が、4 種類のカクテルで高力価中和活性を有することを前年度に明らかにしたが、さらに、破傷風毒素サブユニットの中で機能が不明であった Hn サブユニットについて、抗体との結合様式を検討した結果、毒性発揮のために Hn の構造変換を伴う可能性が示唆された。一方、中和抗体は、Hn の機能性を阻害することが推測された。その結果、B 型肝炎ウイルス、および破傷風毒素リコンビナント抗体に対して、物質新規性、および機能性が認められたことより、2 件の特許共同出願を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症における初等、中等症に対しての治療戦略を提供するために、ヒト中和抗体シーズの開発を行った。その結果、12 種類のヒト抗新型コロナウイルス抗体を同定した。そのうち 2 種類の中和活性を有する抗体シーズをリコンビナント化した。またこれらの抗体シーズについて特許出願を行った。これらの成果は、従来より確立した抗体探索コア技術の安定利用を示すとともに、感染症対策における緊急性、迅速性が要求される対応に際し、治療シーズを提供できることが明らかとなった。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

				<p>した結果、毒性発揮のために Hn の構造変換を伴う可能性が示唆された。一方、中和抗体は、Hn の機能性を阻害することが推測された。その結果、B 型肝炎ウイルス、および破傷風毒素リコンビナント抗体に対して、物質新規性、および機能性が認められたことより、2 件の特許共同出願を行った。また破傷風毒素抗体で見いだされた結果について、現在論文投稿中である。これらの成果は、血液原料供給に依存しない安定的な血液事業を構築する上で極めて重要な知見となる。</p> <p>大動脈弁狭窄症や人工心臓等の機械循環に併発する後天性 von Willebrand 症候群に対する治療薬として、機能的なマウス ADAMTS13 抗体の開発を行っている。治療薬シーズとして、ヒト化を行った抗体レパートリーを 2 種類樹立した。さらに、Master cell bank リソースとしての発現細胞株の樹立も完了した。これら一連の抗体クローン化、ヒト化に対して、奈良医科大学、製薬企業との特許共同出願を行った。本成果は、当該疾患治療薬シーズの提供のみならず、開発抗体の特性を基に、先天性 TTP の病態解明、および治療基盤に対する知見蓄積に貢献することが期待できる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症における初等、中等症に対しての治療戦略を提供するために、ヒト中和抗体シーズの開発を行った。その結果、12 種類のヒト抗新型コロナウイルス抗体</p>	<p>COVID-19 の治療薬・ワクチン開発に関して、令和 2 年度、AMED 研究として、核酸薬、微生物由来酵素、低分子化合物、不活化ワクチンについて、それぞれ関係したアカデミア、企業と連携して研究を進めた。その中で、微生物由来酵素については、特許を出願した。</p> <p>重症ウイルス感染症の予防・治療法の開発の基盤研究については、インフルエンザの重症化における神経ペプチドの役割を明らかにした(2018 年 Nature Microbiology に発表)。また、ウイルス感染における宿主クロマチンの構造変化と感染症の病態との関わりに焦点を当てた研究を進め、その間の成果をまとめて 2021 年に iScience に発表した。さらに、ウイルス感染症が重症化すると ICU で集中治療が行われるが、ICU 離脱後のフレイルを中心とした病態(ICU-AW; ICU-acquired weakness)について、マウスモデルを樹立し、これを用いて ICU-AW に関与する新規のマイオカインを同定した。</p> <p>ウイルス感染症のデータ連携基盤について、COVID-19 をはじめとしたウイルス感染症例の診療情報と検体の解析情報を収集し、二次利用が可能なクラウド型のデータ連携基盤を構築した(令和 2 年度)。さらにこれらを含む患者情報を活用したデータ駆動型研究を行った。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>を同定した。そのうち2種類の中和活性を有する抗体シーズをリコンビナント化した。またこれらの抗体シーズについて特許出願を行った。これら成果は、従来より確立した抗体探索コア技術の安定利用を示すとともに、感染症対策における緊急性、迅速性が要求される対応に際し、治療シーズを提供できることが明らかとなった。</p> <p>バイオ医薬品開発におけるプロテオミクス、およびゲノミクス統合解析技術（プロテオゲノミクス）のプラットフォーム構築完了後、プロテオームリサーチプロジェクトと共同で、ナノ LC-MS/MS を用いた医薬品シーズの薬効評価プラットフォームを策定した。特に、経時的な薬効評価を可能にするために、血液等リキッドバイオプシーを用いた包括的プロテオーム解析のプロトコル化を実現した。</p> <p>開発達成した第3世代抗体シーズ単離法に基づき、新たに抗原分子も同時同定する包括的解析法を開発した。本法を用いて、ジフテリア毒素抗原サブユニット同定、およびそれに対するヒト抗体単離を検討した結果、ジフテリア毒素 DT-A に対する抗体2種を新規同定した。本法による抗原、抗体同定は、新たなワクチンターゲットの選定、および新規感染症検査法開発の可能性を示唆している。また、今回同定したヒト抗ジフテリア毒素抗体は、急性ジフテリア感染症に対する治療</p>	<p>令和2年度～令和3年度、COVID-19に対する治療薬・ワクチン開発として、核酸薬、微生物由来酵素、低分子化合物、不活化ワクチンについて、それぞれ関係したアカデミア、企業と連携して研究を進めた。その中で、ACE2様活性を有する微生物由来酵素については、特許を出願した。</p> <p>細菌性食中毒に対する多価ワクチンは、腸管出血性大腸菌とウェルシュ菌もしくはコレラとウェルシュ菌の組み合わせのワクチンをデザインし、前者については注射型ワクチン、後者については経口ワクチンとしての有効性を、動物モデルを用いて確認した。さらに腸管出血性大腸菌とウェルシュ菌の多価ワクチンについては、発現系・精製方法・エンドトキシン除去など実際の製造を見据えた生産システムを確立し、共同で開発を進めているワクチンメーカーへ情報提供し、緊急時にはすぐに製造に取りかけられる状態とした。</p> <p>腸管リンパ組織内に共生する菌として同定したアルカリゲネス菌は、免疫細胞の一種である樹状細胞内に共生していることを見だし、その共生維持機構として菌体成分であるLPSならびに活性中心であるLipid Aのユニークな活性により、樹状細胞における一酸化窒素の誘導活性を低く保つことを見出した。さらに、アルカリ</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

				<p>薬シーズの提供に貢献した。</p> <p>—包括的遺伝子情報、タンパク情報を用いた抗原抗体複合体分子同定を確立した。特に感染微生物に対して、ヒト血漿抗体/抗原複合体を網羅的に解析・同定する技術を確立した。これら成果が、ワクチン・抗体シーズ探索の高速化を可能にし、その結果、バイオ医薬品開発が促進されることが期待される。</p> <p>当 PJ は平成 29 年度からスタートした PJ であるが、平成 29 年度から令和 3 年度（見込みを含む）、①重症ウイルス感染症の予防・治療法の開発の基盤研究、②ウイルス感染症のデータ連携基盤、③ウイルス感染症の治療薬・ワクチン開発を中心に研究を行ってきた。この中長期目標期間の業績（見込みを含む）は以下の通りである。</p> <p>①重症ウイルス感染症の予防・治療法の開発の基盤研究については、インフルエンザの重症化における神経ペプチドの役割を明らかにした(2018 年 <i>Nature Microbiology</i> に発表)。また、ウイルス感染における宿主クロマチンの構造変化と感染症の病態との関わりに焦点を当てた研究を進め、その間の成果をまとめて 2021 年に <i>iScience</i> に発表した。さらに、ウイルス感染症が重症化すると ICU で集中治療が行われるが、ICU 離脱後のフレイルを中心とした病態(ICU-AW; ICU-acquired weakness)について、マウスモデルを樹立し、これを</p>	<p>ゲネス Lipid A の化学構造の決定ならびに合成方法を確立し、新規アジュバントとしての有効性を評価した。その結果、実験的モデル抗原である卵白アルブミンを用いた検討から、Lipid A が抗原特異的な抗体産生や T 細胞応答などの免疫応答を増強できることを明らかにした。さらに、肺炎球菌に対しても経鼻ワクチンとして用いた際の免疫応答を増強し、肺炎球菌の呼吸器感染に対する感染防御効果を高めることを明らかにした。</p> <p>高齢カニクイザル検体から得られる Naive T 細胞の数は制限されていることから、微量サンプルからの cDNA ライブラリー構築及び RNA-seq での検証を行い、2500 細胞までインプット数を減らしても十分なトランスクリプトーム解析を実行可能であることを見出した。</p>		
--	--	--	--	---	---	--	--

		<p>イ 粘膜免疫システムを基盤とした治療法や医薬品等の研究開発を行う。</p>		<p>用いて ICU-AW に関する新規のマイオカインを同定した。 ②ウイルス感染症のデータ連携基盤について、COVID-19をはじめとしたウイルス感染症例の診療情報と検体の解析情報を収集し、二次利用が可能なクラウド型のデータ連携基盤を構築した(令和2年度)。さらにこれらを含む患者情報を活用したデータ駆動型研究を行った。 ③ウイルス感染症の治療薬・ワクチン開発については、①の神経ペプチドの阻害薬についてインフルエンザの治療薬としての特許を出願した。また、令和2年度～令和3年度、COVID-19に対する治療薬・ワクチン開発として、核酸薬、微生物由来酵素、低分子化合物、不活化ワクチンについて、それぞれ関係したアカデミア、企業と連携して研究を進めた。その中で、ACE2様活性を有する微生物由来酵素については、特許を出願した。</p> <p>細菌性食中毒に対する多価ワクチンは、腸管出血性大腸菌とウェルシュ菌もしくはコレラとウェルシュ菌の組み合わせのワクチンをデザインし、前者については注射型ワクチン、後者については経口ワクチンとしての有効性を、動物モデルを用いて確認した。さらに腸管出血性大腸菌とウェルシュ菌の多価ワクチンについては、発現系・精製方法・エンドトキシン除去など実際の製造を見据えた生産システムを確立し、共同で開発を進めているワクチ</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

			<p>ンメーカーへ情報提供し、緊急時にはすぐに製造に取りかかる状態とした。</p> <p>食中毒の診断システムは、各種病原体や毒素に対する抗体ライブラリーを樹立し、診断に適した抗体とその組合せの選定を進め、一部についてはデモキットを作製し、ヒト糞便を含めた検討を開始すると共に、所内発明届けの提出を終え、特許出願書類の作成を終えたところである。</p> <p>腸管リンパ組織内に共生する菌として同定したアルカリゲネス菌は、免疫細胞の一種である樹状細胞内に共生していることを見だし、その共生維持機構として菌体成分であるLPS ならびに活性中心であるLipid A のユニークな活性により、樹状細胞における一酸化窒素の誘導活性を低く保つことを見出した。さらに、アルカリゲネス Lipid A の化学構造の決定ならびに合成方法を確立し、新規アジュバントとしての有効性を評価した。その結果、実験的モデル抗原である卵白アルブミンを用いた検討から、Lipid A が抗原特異的な抗体産生や T 細胞応答などの免疫応答を増強できることを明らかにした。さらに、肺炎球菌に対しても経鼻ワクチンとして用いた際の免疫応答を増強し、肺炎球菌の呼吸器感染に対する感染防御効果を高めることを明らかにした。</p> <p>これら食中毒ワクチン、診断システム、アジュバント開発に関する知見は、実用化における</p>		
--	--	--	---	--	--

				<p>有効性と製造に向けた有益な情報と技術になり、さらに基礎的な観点からも有用性の高い重要な知見である。現在、ワクチンメーカーや製薬メーカー、試薬メーカーなどと共同で実用化に向けた共同研究を進めている。</p> <p>食用油の免疫機能に着目した研究から、脂肪酸の代謝プロファイルが臓器により異なっていることに着目し解析を進めたところ、腸管ではシトクロム P450 経路が優位となっていること、その結果、オメガ3脂肪酸を豊富に含むアマニ油で飼育したマウスの腸管では、シトクロム P450 の EPA 代謝物である 17,18-EpETE が増加することを見いだした。17,18-EpETE は腸管アレルギーを抑制するのに加え、好中球の遊走を GPR40 依存的に抑制することでアレルギー性皮膚炎に対しても有効であることをマウスとカニクイザルのモデルを用いて明らかにした。一方、皮膚では 12-リポキシゲナーゼ活性が強く、アマニ油で飼育すると、EPA 由来の 12-ヒドロキシエイコサペンタエン酸 (12-HEPE) が皮膚で高産生されることを見出し、さらに 12-HEPE がケラチノサイトからのケモカイン産生を抑制することで接触皮膚炎を軽減する作用があることを見いだした。さらに鼻腔においては、好酸球が発現する 15-リポキシゲナーゼ活性により 15-HEPE が高産生され、マスト細胞の脱顆粒を</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>PPARγ 依存的に抑制することでアレルギー性鼻炎を改善することを明らかにした。</p> <p>さらに母子栄養に着目した研究を展開し、乳腺では特殊な脂質代謝経路が発達しており、その結果、妊娠・授乳期間中にアマニ油を摂取したマウスの母乳中には 14-ヒドロキシドコサペンタエン酸 (14-HDPA) が高産生されることを見出し、さらに 14-HDPA が母乳を介して仔マウスに移行することで仔の接触皮膚炎を抑制する作用があることを明らかにした。さらにヒトサンプルを用いた解析から、1 歳児健診の際にアレルギーと診断されたお子さんが生後 1 ヶ月時に飲んでいた母乳には 14-HDPA が少ないことが判明した。</p> <p>その他、微生物による脂質代謝にも着目し、納豆菌などを含む枯草菌がシトクロム P450 を発現することを利用した微生物による 17,18-EpETE 産生系を確立した。さらに腸内細菌によって代謝産生される新たな脂肪酸代謝物を同定し、その新規機能についても解明を進めている。その他、オメガ 3 脂肪酸以外にも、オメガ 6 脂肪酸由来のロイコトリエン B4 の受容体である BLT1 を介した刺激が、腸管での IgA 抗体の産生を増強し、ワクチン効果を高めること、オレイン酸由来代謝物であるミード酸が好中球の遊走阻害によりアレルギー性皮膚炎を改善することを見いだしている。</p> <p>ビタミンに着目した研究か</p>			
--	--	--	---	--	--	--

		<p>【創薬等支援】 ウ ワクチン及びアジュバントの研究開発に関する連携の推進、アジュバントの機能・安全性評価システムに関する研究開発及びその技術の応用等により、ワクチン及びアジュバントの開発を支援する。</p>		<p>ら、エネルギー代謝経路において補酵素として機能するビタミン B1 が欠乏すると胸腺ストローマ細胞におけるエネルギー代謝が変化することにより、胸腺での T 細胞分化に異常が生じることを明らかにした。さらに胸腺での T 細胞分化に関し、胸腺ストローマ細胞の 1 つである血管内皮細胞についての機能解析を遂行し、密着結合因子であるクローディン-5 の血液-胸腺関門における新機能を解明した。</p> <p>これら一連の研究から、当プロジェクトの主課題である「食—腸内細菌—免疫・代謝と健康」をキーワードにした研究領域のさらなる発展が期待され、脂質代謝物を微生物から製造する技術開発や類縁体の合成などを進めながら、機能性素材の創薬・機能性食品などの実用化に向けた研究を遂行している。</p> <p>有効かつ安全性の高いアジュバント、ワクチンなどを世界初、日本発のバイオリジックスとして発信し、グローバルな産学官の交流を目的に、令和 3 年 1 月 19 日に「第 14 回次世代アジュバント研究会」を開催した。新たなアジュバント開発の成果やデータベースの解析結果などを成果として発信した。</p> <p>目的のシグナル伝達分子を活性化するために、まず (i) シグナル伝達分子をリン酸化するキナーゼとしての機能を保持するが、シグナル伝達分子を</p>			
--	--	---	--	--	--	--	--

			<p>リクルートする足場としての機能を持たないチロシンキナーゼドメインを設計した。二量体化によって活性化される受容体型チロシンキナーゼの1つである c-KIT を選択し、シグナル伝達分子結合モチーフのチロシン残基をフェニルアラニン残基となるように変異を加えた。次に、得られた足場機能のないチロシンキナーゼドメインを、(ii) リン酸化された時に標的シグナル伝達分子をリクルートするチロシンモチーフにつなげた。このチロシンモチーフとキナーゼとの融合タンパク質を、(iii) 外部刺激依存的にキナーゼ活性をオンにすることができる二量体化ドメインにさらにつなげた。上記のドメインによって作製された改変型チロシンキナーゼを細胞で発現させ、標的シグナル伝達分子を活性化できるかどうかを検証した。</p> <p>その結果、(i) のキナーゼは様々な改変体を試したが、キナーゼ活性の調節に関与する膜近傍ドメインの改変によって、標的シグナル伝達分子を活性化できるキメラ受容体を得ることに成功した。(ii) は c-KIT の複数の位置にモチーフを配置することが可能で、3 種類のシグナル伝達分子を単独または複数活性化することに成功した。(iii) は適切なドメインを選択することで小分子または光刺激によってキナーゼ活性をオンオフさせることに成功した。さらに、以前の研究で問題となっていたオフターゲット</p>		
--	--	--	--	--	--

		<p>エ 免疫システム解析の成果の活用等により医薬品等の開発を支援する。</p>		<p>ットのシグナル伝達分子の活性化は生じず、大幅にシグナル特異性を改良することに成功した。従って、年度当初の目標を上回る成果を達成した。</p> <p>プロジェクト発足初年度の令和元年度には、ヒトとサルに共通して使用可能なフローサイトメーター用抗体を用いた次世代型フローサイトメーター解析系を整備した。具体的には、主にヒトの免疫反応に関連する抗ヒト抗体 350 種類を用いて、サル細胞との交差性を検討した。結果として、そのうちの約 6 割がサル細胞においても使用可能であることを確認できたことで、ヒト臨床検体とサルのシームレスな次世代型フローサイトメーター解析プラットフォームが確立された。令和 2 年度はサルゲノム解析に必須のトランスクリプトーム解析系の整備を行った。我々は過去にヒト T 細胞を用いたトランスクリプトーム解析を行っていたため、まずはその経験を生かし、カニクイザル由来 Naive T 細胞を用いてサルトランスクリプトーム解析の基盤構築を目指した。高齢カニクイザル検体から得られる Naive T 細胞の数は制限されていることから、微量サンプルからの cDNA ライブラリー構築及び RNA-seq での検証を行い、2500 細胞までインプット数を減らしても十分なトランスクリプトーム解析を実行可能であることを見出した。令和 3 年度末までに「シングルセルを用いた全 mRNA 遺伝</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

<p>(3) 医薬品等の安全性等評価系構築に向けた基盤的研究及び創薬等支援</p> <p>創薬等に関する研究の加速化を図るため、幹細胞の分化誘導系等を利用すること等により、医薬</p>	<p>(3) 医薬品等の安全性等評価系構築に向けた基盤的研究及び創薬等支援</p> <p>創薬等に関する研究を加速化し、革新的な医薬品等を国民等に迅速に提供するため、幹細胞の分</p>	<p>(3) 医薬品等の安全性等評価系構築に向けた基盤的研究及び創薬等支援</p> <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p>	<p>子解析」と「特徴的なバーコードを付加している抗体染色による細胞表面抗原発現量解析」を同時に実行可能な技術である AbSeq 解析基盤を整備する。これら全ての技術を集約し、ワクチン開発における前臨床試験、臨床試験における非ヒト霊長類動物モデルならびにヒト臨床検体をシームレスに解析可能な高次免疫学的解析プラットフォームを確立する。</p> <p>ワクチンやアジュバント、診断システム、栄養・食事成分を対象にした様々な研究において、ワクチンならびに創薬、機能性食品としての開発を複数の製薬・食品メーカーなどと共同研究契約を結び進めている。その他、ヒトデータを活用した食品の有効性に関する腸内環境の関与についても、多くの企業との共同研究を遂行している。多くの研究員や学生を研修生として受け入れ、実用化研究の加速化に向けた密な共同研究体制の構築を図っており、実用化に向けた点でも、順調に研究を遂行している。</p>	<p>【医薬品等の安全性等評価系の分野】</p> <p>ヒト iPS 細胞を安定した創薬研究利用するために、複数の基本原則や留意点を作成し関係団体へ情報共有した。</p> <p>iPS 細胞を用いて構築した in vitro BBB モデルにおいて、低酸素・低グルコース条件下で培養すると、バリア能が著しく</p>		
--	--	---	--	---	--	--

<p>品・医療機器の安全性等の評価系の構築に向けた基盤的研究を行い、安全性バイオマーカーの開発、幹細胞等の培養環境の整備、新規細胞評価系の構築等を目指すこと。また、その成果等も活用して医薬品等の開発を支援すること。</p>	<p>化誘導系等を利用すること等により、医薬品・医療機器の安全性等の評価系の構築に向けた基盤的研究を行い、安全性バイオマーカーの開発、幹細胞等の培養環境の整備、新規細胞評価系の構築等を目指す。また、その成果等も活用して医薬品等の開発を支援する。具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>【研究】 ア 幹細胞等の培養環境の整備及び評価法の開発を行う。</p> <p>イ 幹細胞の未分化・分化制御機構を解明し、機能を有した細胞への効率的な分化誘導法を確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数 ・共同研究等件数 ・共同研究等の進捗 ・ガイドライン案の作成に向けた各種データの取得の進捗 ・安全性評価のバイオマーカーや安全性データベースの利用状況 <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許出願件数 ・論文発表件数 ・学会発表件数 ・研究の進捗 	<p>ヒト iPS 細胞を安定した創薬研究利用するために、「多能性幹細胞培養の留意点」、「培養細胞の観察の基本原則」、「細胞培養における基本原則」のドラフトを完成させ、学会誌に掲載し、関係団体に情報共有した。「再生医療等製品の原材料としての同種ヒト多能性幹細胞の品質についての留意点(案)」について、関係団体に情報共有して意見を求め、修正したものを PMDA に提出した。</p> <p>○iPS 細胞を用いて構築した in vitro BBB モデルを用いて測定した薬物の透過性は、ラット in vivo での脳移行性と良い相関性を示した。したがって、この in vitro BBB モデルを利用して生体での薬物の脳</p>	<p>障害されることが明らかとなった。その後、酸素とグルコースを供給するとバリア能は回復し、病態モデル(虚血性脳血管障害モデル)を in vitro で構築することに成功した。</p> <p>MDR1 過剰発現 iPS 細胞を用いることで生体により近い脳血管内皮細胞が得られることが示された。</p> <p>iPS 細胞技術とゲノム編集技術を用いて、任意の薬物代謝酵素遺伝子等を欠損したヒト iPS 細胞由来肝細胞を安定に製造し、poor metabolizer に相当する個人にも対応可能な精密な個人差を反映した毒性評価系の開発を行っている。すでに、CYP2C19、CYP3A4 を欠損させたヒト iPS 細胞由来肝細胞を作製し、その有用性を実証した。</p> <p>医薬品等の安全性等評価系構築への応用を目指し神経堤細胞への安定な分化誘導法を開発した。歯科材料安全性評価への応用法を策定し、毒性を評価した。</p> <p>DILI-cSEARCH、TOXPILLOT 及び DILI-PANEL は、創薬早期における肝毒性評価に資するものであり、医薬品の安全性確保、開発の迅速化に寄与すると考えられる。</p> <p>開発した分化誘導法を用いて、ヒト iPS 細胞由来小腸上皮細胞の製品化に向けて、タカラバイオ社と共同研究を行い、</p>		
---	--	--	---	---	--	--

		<p>ウ 幹細胞又は幹細胞由来分化細胞を用いて、薬物の有効性及び安全性の評価系の構築に関する研究を行う。</p>		<p>移行性を正確に予測できる可能性が示された。</p> <p>○iPS 細胞を用いて構築した in vitro BBB モデルにおいて、低酸素・低グルコース条件下で培養すると、バリア能が著しく障害されることが明らかとなった。その後、酸素とグルコースを供給するとバリア能は回復し、病態モデル（虚血性脳血管障害モデル）を in vitro で構築することに成功した。</p> <p>○脳血管内皮細胞での発現が高い転写因子を用いて、ヒト臍帯静脈内皮細胞（HUVEC）の P-gp 発現を向上させることを試みた。まず、脳血管内皮細胞とその他の血管内皮細胞の遺伝子発現を比較したデータベースを利用し、脳血管内皮細胞で高発現している遺伝子に関して探索を行い、候補遺伝子を挿入したウイルスベクターを作製した。次に、HUVEC を播種し、翌日にコントロールベクター、あるいは脳血管内皮細胞での発現が高い転写因子発現レンチウイルスベクターを作用させた。その後、細胞を回収し、各種脳血管内皮細胞マーカーなどの発現について解析した。その結果、HUVEC に遺伝子 X を導入した群では、VE-カドヘリン、PECAM1 などの血管内皮細胞マーカー遺伝子や、claudin-5、P-gp、Glut1 などの BBB のバリア機能に関連するマーカー遺伝子の発現量が増加した。また、脳血管内皮細胞マーカーの一つである Mfsd2a の発現量が増加することが示された。したがって、HUVEC</p>	<p>2019年6月27日に世界初のヒトiPS細胞由来小腸上皮細胞の発売を開始した（商品名：Cellartis Intestinal Epithelial Cells (from ChiPSC18) Kit）。すでに世界販売が開始されている。現在、より高機能なヒトiPS細胞由来小腸上皮細胞の作製を目指して共同研究を実施している。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

			<p>に遺伝子 X を過剰発現させることで、脳血管内皮細胞マーカーの発現量が上昇し、脳血管内皮細胞への分化を促進する可能性が示された。</p> <p>○P-gp をコードする MDR1 遺伝子を過剰発現させた iPS 細胞を用いて、脳血管内皮細胞への分化誘導を試みた。まず、MDR1 発現ウイルスベクターを用いて、MDR1 過剰発現 iPS 細胞株の作成を行った。MDR1 過剰発現 iPS 細胞はコントロール細胞と比較し、Nanog や Oct3/4 などの未分化細胞に高発現している遺伝子の発現に有意な差はなかった。したがって、MDR1 過剰発現 iPS 細胞は未分化状態を維持していることが示された。次に、作成した iPS 細胞を用いて、脳血管内皮細胞への分化誘導を行い、膜間電気抵抗値の測定や各種トランスポーターの発現などについて解析を行った。また、iPS 細胞由来脳血管内皮細胞を用いて膜間電気抵抗値やモデル薬物 (NaF) の透過性を評価した結果、コントロール細胞と MDR1 過剰発現細胞で有意な差はなかった。さらに、MDR1 過剰発現 iPS 細胞由来脳血管内皮細胞では P-gp の基質となる rhodamine-123 の取り込み量が減少していたことから、機能的な P-gp が発現していることが示された。以上の結果から、MDR1 過剰発現 iPS 細胞を用いることで生体により近い脳血管内皮細胞が得られることが示された。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

		<p>エ ヒト iPS 細胞由来分化細胞を用いた希少難病研究を行う。</p> <p>オ トキシコゲ</p>		<p>iPS 細胞技術とゲノム編集技術を用いて、任意の薬物代謝酵素遺伝子等を欠損したヒト iPS 細胞由来肝細胞を安定に製造し、poor metabolizer に相当する個人にも対応可能な精密な個人差を反映した毒性評価系の開発を行っている。すでに、CYP2C19、CYP3A4 を欠損させたヒト iPS 細胞由来肝細胞を作製し、その有用性を実証した。CYP2C19 の代謝活性がほぼ無い poor metabolizer は、日本人では約 20% の頻度で存在するが、欧米人では数% の頻度でしか確認されておらず、日本人向けの毒性評価系として有用である。CYP3A4 は市販の薬剤の約 50% の代謝に関与する最も重要な薬物代謝酵素である。現在、第 2 相薬物代謝酵素の中で最も重要な UGT1A1 を欠損したヒト iPS 細胞由来肝細胞の機能評価を詳細に行い、毒性評価系への応用を進めている。このような次世代評価系は、初代培養（凍結）ヒト肝細胞を用いた従来技術では解析が困難であった個人差を反映した肝毒性を評価でき、より正確な肝毒性予測が可能になる。</p> <p>医薬品等の安全性等評価系構築への応用を目指したヒト多能性幹細胞から神経幹細胞、顎顔面領域相当の神経堤細胞への安定な分化誘導法を開発し、歯科材料安全性評価への応用法を策定し、3 種類の歯科関連材料の毒性を評価した。</p> <p>創薬での肝毒性評価を支援</p>			
--	--	---	--	---	--	--	--

	<p>ノミクス等の新技術を応用することにより、ヒトでの応用が期待できる安全性バイオマーカーの開発、安全性データベースの構築、毒性機序の解明及び評価手法の開発を行う。</p> <p>【創薬等支援】 カ 上記ア～オの成果の活用等により医薬品等の開発を支援する。</p>		<p>するため、(1) 肝毒性に係る多層的なデータが網羅的に集積され、且つ集積データについて複数の抽出項目／条件を同時指定して絞り込み検索ができるデータベース（DILI-cSEARCH）、(2) 肝毒性マーカーパネル（ヒト肝細胞評価系での肝毒性マーカー群）を基に肝毒性フェノタイプ別に予測を行うデータ駆動型（機械学習）肝毒性予測システム（DILI-PANEL）、(3) 複雑な肝毒性作用機序の解釈を支援するためのオントロジー知識システム（TOXPILOT）の3システムを三位一体としたシステム群を開発し、研究班のポータルサイト（DILI-TOOLBOX）からの公開を達成した。</p> <p>開発した分化誘導法を用いて、ヒト iPS 細胞由来小腸上皮細胞の製品化に向けて、タカラバイオ社と共同研究を行い、2019年6月27日に世界初のヒト iPS 細胞由来小腸上皮細胞の発売を開始した（商品名：Cellartis Intestinal Epithelial Cells (from ChiPSC18) Kit）。すでに世界販売が開始されている。現在、より高機能なヒト iPS 細胞由来小腸上皮細胞の作製を目指して共同研究を実施している。</p> <p>京都大学で開発された深層学習法（kGCN）を応用した毒性予測 AI の開発を開始し、今までに化学構造から遺伝毒性（Ames）を予測するための試</p>			
--	--	--	---	--	--	--

<p>(4) 抗体・核酸に係る創薬等技術の基盤的研究及び創薬等支援</p> <p>抗体・核酸医薬等の開発を推進するため、抗体・核酸のスクリーニング、最適化、デザイン等に関する技術の研究を行い、スクリーニング、最適化、デザイン等に関する新規技術の開発等を目指すこと。また、その成果等も活用して抗体・核酸のスクリーニング、最適化、デザイン等の創薬等支援を行うこと。</p>	<p>(4) 抗体・核酸に係る創薬等技術の基盤的研究及び創薬等支援</p> <p>抗体・核酸医薬等の開発を推進するため、抗体・核酸のスクリーニング、最適化、デザイン等に関する技術の研究を行い、スクリーニング、最適化、デザイン等に関する新規技術の開発等を目指す。また、その成果等も活用して抗体・核酸のスクリーニング、最適化、デザイン等の創薬等支援を行い、よりよい候補薬の探索及び提供を目指す。具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>【研究】</p> <p>ア 抗体・核酸のスクリーニング、最適化、デザイン等の質の向上のための基盤的技術研究と医薬品の動態制御・高機能化技術、安全性・有効性の確保・向上のためのデザインに関する</p>	<p>(4) 抗体・核酸に係る創薬等技術の基盤的研究及び創薬等支援</p> <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗体・核酸のスクリーニング、最適化、デザイン等の実施件数 ・共同研究等件数 ・共同研究等の進捗 ・創薬に関連した相談等に対する体制整備の状況 <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許出願件数 ・論文発表件数 ・学会発表件数 ・研究の進捗 ・コストパフォーマンス向上の状況 	<p>作モデルの構築を完了した。</p> <p>創薬デザイン研究センターでは、独自のファージ抗体ライブラリー及び人工核酸アプタマーライブラリーを開発・保有しており、これらを活用したスクリーニングを実施することでバイオ医薬品シーズを探索している。日本医療研究開発機構や共同研究機関からの支援・依頼に対応するとともに、独自の基礎研究を推進することで、</p>	<p>【抗体・核酸分野】</p> <p>独自の抗エピトープ均質化抗体パネル技術群を用いて、ウイルスを SARS-CoV2 と SRAS や MERS などの病原コロナウイルスのスパイク抗原に共通な複数のエピトープと、そのエピトープに特異的な抗体を同時に同定することに成功している。昨年度までに開発していた架橋型人工核酸 (LNA) を高精度かつ迅速に転写・逆転写可能な合成酵素 (改変ポリメラーゼ) を用いて、世界で初めて LNA を含む人工核酸アプタマーを創出することに成功している。</p> <p>AMED 研究として、脳動脈瘤治療、筋ジストロフィー治療、及び脳内血管新生抑制に関連した医薬品候補分子に対する抗体作製を支援している。ヒト抗体ライブラリーを活用して作製した抗 LRP-1 抗体が、緑内障治療薬としての開発可能性を期待され企業へ導出した。</p> <p>ABDD 創薬では、結合親和性が優れた人工核酸アプタマーを創出し、6 種類の創薬標的に対して研究開発を進め、複合体情報をもとに選定した化合物のヒット率が高いことを見出した。</p> <p>創薬ターゲット等に対し、医薬品リード人工核酸・バリデーショ用核酸・機能解析用核酸等のスクリーニング及び最適化のデザイン等を行い、創薬等</p>		
--	--	---	---	---	--	--

		<p>る研究を行う。</p>		<p>新たなバイオ医薬品に関する研究を行った。</p> <p>バイオ医薬品のターゲットとして有望な膜タンパク質等を標的に、基盤研独自の抗体作製技術を開発してきた。ファージヒト抗体ライブラリの作製に加えて、創薬ターゲットの立体構造に着目した抗体作製技術の開発を進め、その研究成果として、抗原の機能エピトープに着目し、医薬品開発に資する有用な機能抗体を作製する独自のエピトープ均質化抗体パネル技術を構築した。本技術を有効活用し、実際の標的分子に対し機能抗体の作製を行った。代表的な成果としては、①病原コロナウイルスのスパイク抗原に共通の立体構造を認識する抗体の作製に成功し、SARS-Cov2 や SARS、MERS など病原性の異なるコロナウイルスを同時に認識する抗体の取得に成功した。また、②エピトープ領域架橋型バイパラトピック抗体、及びそれを製造する方法について PCT 特許出願を行った。さらに、③本技術を企業との共同研究で有効活用し、ある種のがんに特異的に発現する抗原 X に対して機能抗体を創製した。</p> <p>エピトープ均質化抗体パネルを用いたバイパラトピック抗体の作製法を確立させ、特許出願した。また、バイパラトピック抗体の利用法に関する新システムを開発した。企業との共同研究においては、分子間相</p>	<p>支援を実施した。</p> <p>また、核酸医薬開発を進め、脊髄損傷と小細胞肺癌に対するアンチセンス核酸をそれぞれベンチャー企業に導出した。</p>		
--	--	----------------	--	--	--	--	--

				<p>相互作用の精密測定とその評価という、独自の技術を用いて、同社から提供された抗体と受容体との相互作用観察系（抗体4点と受容体3点、計12の組み合わせ）のうち、4つについて評価系最適化を終了した。</p> <p>架橋型人工核酸（LNA）を高精度かつ迅速に転写・逆転写可能な合成酵素（改変ポリメラーゼ）を用いて、世界で初めてLNAを含む人工核酸アプタマーを創出することに成功した。また、改変ポリメラーゼに関する特許を取得した（特許第6826275号）。</p> <p>ABDD創薬については、6種類の創薬標的に対して研究開発を進め、複合体情報をもとに選定した化合物のヒット率が高いことを見出した。</p> <p>核酸医薬が抱えるデリバリーの課題を解決するために、昨年度までに869種類のリガンド分子をそれぞれコンジュゲートさせたアンチセンス核酸を用いて12種類の細胞株に対するin vitro 活性評価を実施し、活性を向上させる85種類のリガンド分子を見出した。</p> <p>細胞の統合数理モデリング研究を進め、がん増殖に関わるシグナル伝達と細胞周期のモデルを構築した。このモデルを応用し、少数の培養細胞実験データと公共の遺伝子発現データを用いて、細胞内のキナーゼ活性を計算予測する技術を開発した。さらに、臨床がんデータを用いて患者固有モデルを</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

				<p>構築し、トリプルネガティブ乳がん（TNBC）患者の予後分類に成功した。また、免疫細胞のオミクス解析法、細胞分類法、細胞特異的な転写因子予測系を開発した。</p> <p>骨・関節の生体イメージング系を開発し、関節リウマチ治療のバイオ医薬品（抗 IL-6 抗体、抗 TNF 抗体、CTLA-4 Ig）の作用機序を解明した。生体骨イメージング系を用いた製薬企業などとの共同研究を行い、Abbvie 社と共同研究による新たな JAK 阻害剤の in vivo 骨破壊抑制作用について、従来の生物製剤とは異なる作用を示すことを明らかにした。また、これまで詳細な薬効が不明であった骨形成促進剤であるテリパラチド（副甲状腺ホルモンの合成ポリペプチド）の in vivo 薬理作用を同定し、副甲状腺ホルモンによる骨量増加メカニズムを明らかにした。CAR-T 細胞可視化系の開発にも成功した。</p> <p>高分子の医薬品候補を効率よく標的部位に送達するためのドラッグデリバリーシステムの構築にあたり、フェージ表面提示法を用いたペプチドライブラリの作製とともに、細胞内に効率よく薬物候補を導入するための独自技術を作製し、細胞内導入が可能なペプチド配列の同定に成功した。また、新規モダリティとして注目されている核酸医薬等のデリバリー技術として、低分子化合物</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

		<p>【創薬等支援】 イ 抗体・核酸のスクリーニング、最適化、デザイン等の創薬等支援</p>		<p>と核酸医薬候補品とのコンジュゲートを作製し、その体内動態を検討した。その結果、核酸医薬候補としてのアンチセンス核酸の動態評価法を構築するとともに、目的とする組織に効率よくアンチセンス核酸を送達可能な低分子化合物を複数同定することに成功し、特許を出願した。</p> <p>TNFR2 に対するバイパラトピック抗体の実用化に向けて、健康人由来生物材料への機能評価を実施し、制御性 T 細胞の増殖制御への有効性が示された。また、既存の二重特異性抗体作製法の最適化によって、収率を 5 倍程度向上させた。</p> <p>ナノカーボン素材を利用した新規プロテオミクス用分離カラム及び金属ナノ構造による強固な金属アフィニティーを有する nanowire column を開発した。また、高通水性の有機高分子体 (SPM) を利用した細胞外小胞の表面糖鎖構造に基づくサブクラス分離技術を開発した。また、脳由来の細胞外小胞マーカー候補を同定した。今後、開発した分離基材を多様な生体関連分子群の分析へと応用し、各種バイオマーカーや新規創薬標的の発見を大いに促進することが期待される。</p> <p>創薬支援ネットワークに参画する研究機関としてアカデミア創薬を継続的に支援した。AMED から依頼のあった、脳動</p>			
--	--	---	--	--	--	--	--

		<p>を行う。</p>		<p>脈瘤治療、筋ジストロフィー治療、及び脳内血管新生抑制に関連した医薬品候補分子に対する抗体作製を支援した。その成果として、ヒト抗体ライブラリを活用して作製した抗 LRP-1 抗体が、緑内障治療薬としての開発可能性を期待され企業へ導出された。</p> <p>アカデミア・企業と連携しながら 65 件以上の共同研究に取り組み、70 種類以上の創薬標的に対する核酸の配列設計等を実施した。また、関連する成果をもとに 9 件の特許出願を実施した。アンチセンス核酸による脊髄損傷治療 (DNW-13002) と小細胞肺癌治療 (DNW-14028) について、企業に導出した。また、アンチセンス核酸による腹膜播種治療 (DNW-16012) とパーキンソン病治療 (アカデミア間の共同研究) については、PMDA の対面助言を受けて非臨床安全試験パッケージを確定した。</p>			
--	--	-------------	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）について、統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項に係る②主要なインプット情報を内数としている。

様式 2-2-4-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	生物資源に係る研究及び創薬等支援		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	922

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
共同研究件数	22件以上	30件	35件	44件	34件	27件	24件		予算額（千円）	1,297,520	1,325,677	1,537,000	2,951,240	2,560,309	1,601,218	
特許出願件数	6件以上	8件	11件	14件	14件	7件	3件		決算額（千円）	2,983,681	2,569,251	2,642,885	2,683,811	2,796,420	3,358,014	
査読付き論文発表件数	37報以上	45報	50報	36報	52報	57報	49報		経常費用（千円）	2,983,722	3,016,905	2,738,827	2,941,939	2,828,292	2,663,703	
学会発表件数	151回以上	158回	138回	147回	132回	111回	59回		経常利益（千円）	△814,555	△127,806	△29,574	△40,955	△165,787	△47,007	
									行政コスト（千円）	2,443,156	2,014,369	2,027,381	3,005,775	3,377,367	3,046,372	
									従事人員数	145人	136人	135人	119人	117人	119人	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
2. 生物資源に係る研究及び創薬等支援 ヒト組織・細胞、疾患モデル動物、薬用植物、実験用霊長類等の生物資源は、医薬品等の開発に有用なツールであることを踏まえ、これまで蓄積した専門性や経験も活かしつつ、革新的な医薬品等の開	2. 生物資源に係る研究及び創薬等支援 ヒト組織・細胞、疾患モデル動物、薬用植物、実験用霊長類等の生物資源は、医薬品等の開発に有用なツールであることを踏まえ、これまで蓄積した専門性や経験も活かしつつ、革新的な医薬品等			自己評価をBと評定する。主な評定に係る業績は下記のとおりである。 各プロジェクトにおいては、日本医療研究開発機構研究費等の公的な競争的資金を多数獲得し、行政ニーズ、社会的ニーズに沿った研究を行った。	評定 <評定に至った理由> （業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載） <今後の課題> （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） <その他事項> （審議会の意見を記載するなど）	評定 <評定に至った理由> （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） <今後の課題> （見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） <その他事項>	

<p>発に資するべく、これらの生物資源の研究開発、収集、維持、品質管理、提供に関し、以下の研究及び創薬等支援に取り組むこと。</p> <p>なお、創薬支援ネットワークの一環として創薬支援を行う場合は、日本医療研究開発機構等と緊密に連携を図ること。</p> <p>さらに、研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科技イノベ活性化法に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。</p> <p>【重要度：高】生物資源に係る研究及び創薬等支援は、革新的な医薬品等の開発に貢献することを通じて、健康・医療戦略推進法に規定されている世界最高水準の医療の提供や健康長寿社会の形成に直結する極めて重要な業務</p>	<p>の開発に資するべく、これらの生物資源の研究開発、収集、維持、品質管理、提供に関し、以下の研究及び創薬等支援に取り組む。</p> <p>なお、創薬支援ネットワークの一環として創薬支援を行う場合は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等と緊密に連携を図る。</p> <p>さらに、研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科技イノベ活性化法に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

<p>であり、我が国の健康・医療政策における主要な位置を占めるため。</p> <p>(1) 難病・疾患資源に係る研究及び創薬等支援 難病・疾患研究に重要なヒト組織・細胞等及び疾患モデル動物の開発、品質高度化、遺伝子等の情報付加並びにヒト試料等の研究利用における政策・倫理研究等の研究を行い、ヒト組織・細胞等及びモデル動物の資源・情報等の充実等を目指すこと。 また、これらの生物資源の収集、維持、品質管理、提供及び政策・倫理研究の成果の普及等を通じて医薬品等の開発を支援すること。培養細胞については年間3,500件を目標に提供を行うこと。 なお、本研究所が実施するバンク事業について、試料は有用な研究ツールであるため、その更なる利活用を図り、品</p>	<p>(1) 難病・疾患資源に係る研究及び創薬等支援 難病・疾患研究に重要なヒト組織・細胞等及び疾患モデル動物の開発、品質高度化、遺伝子等の情報付加並びにヒト試料等の研究利用における政策・倫理研究等の研究を行い、ヒト組織・細胞等及びモデル動物の資源・情報等の充実等を目指す。また、これらの生物資源の収集、維持、品質管理、提供及び政策・倫理研究の成果の普及等を通じて医薬品等の開発を支援する。具体的には、以下の取組を行う。 なお、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「本研究所」という。）が実施するバンク事業について、試料は有用な研究ツールであるた</p>	<p>(1) 難病・疾患資源に係る研究及び創薬等支援 【評価軸】 ・研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 【評価指標】 ・具体的な取組事例に係る評価 【モニタリング指標】 ・各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数 ・共同研究等件数 ・共同研究等の進捗 ・細胞等培養技術の普及状況 ・規制研究の進捗 ・データベースの構築状況 【評価軸】 ・研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。 【評価指標】 ・具体的な取組事例に係る評価 【モニタリング指標】 ・特許出願件数 ・論文発表件数 ・学会発表件数 ・生物資源開発及び情報付加の進捗 ・生物資源の提供状況 ・倫理申請状況 ・他機関等との連携状況</p>		<p>【難病、培養分野】 ヒト由来生物資源の円滑な利用を促進するための政策・倫理課題の研究として、創薬資源（細胞バンク、難病バンク、動物資源）の横断検索システム構築、国内のバイオバンク、疫学研究の調査、ヒト研究資源の所有権についての調査・研究を実施した。 新型コロナウイルス感染症への取組みとして、コロナ関連補助マウス5系統を作出した。その他、30系統の難病モデルマウスライブラリを構築、ネフローゼ症候群モデルマウスの病態解析を行った。 実験動物研究資源バンク事業も推進し、新規公開資源化系統が91系統、国内外への分譲311件分譲し、358匹のコロナ感染モデルマウスを生産し分譲した。また、サポートサービスの取り扱いは年平均647件であった。 培養細胞については、利用者の利便性向上努力や海外での利用者の開拓を積極的に行い、毎年、目標の3,500試料を大幅に上回る試料を分譲供給し、令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症のパンデミックにおいても、いち早く新型コロナウイルスを増殖・分離するための細胞株の供給体制整備を行い、全世界への供給を実施し、パンデミック克服に向けた</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>質管理を強化する観点から、バンクの利用者のニーズ等を踏まえ、試料の価値を高めるために必要な情報を付加するとともに、試料に係る各種情報について共有し、もってバンク事業を行っている他の独立行政法人との連携を強化すること。</p> <p>また、その際には、バンクの利用者にとって分かりやすく、より一層利用しやすい環境整備を図ること。</p>	<p>め、その更なる利活用を図り、品質管理を強化する観点から、バンクの利用者のニーズ等を踏まえ、試料の価値を高めるために必要な情報を付加するとともに、試料に係る各種情報について共有し、もってバンク事業を行っている他の独立行政法人との連携を強化する。</p> <p>また、その際には、バンクの利用者にとって分かりやすく、より一層利用しやすい環境整備を図る。</p> <p>【研究】</p> <p>ア 創薬等研究に用いる創薬資源の品質高度化、遺伝子等の情報付加及び充実を行うとともに、希少疾病治療薬開発・創薬における倫理的課題を解決する。</p>	<p>・他機関等に対する技術提供及び支援の状況</p>	<p>細胞資源の品質管理法として核酸増幅法を用いて、多種類微生物（ウイルス、マイコプラズマ、細菌、真菌）を網羅的・迅速・高感度に検出できる新規検査法の開発を行った。</p> <p>新規資源開発研究としては創薬研究において十分に資源確保が出来ていない膵癌、乳癌、前立腺癌およびその他希少癌細胞資源の開発を行うため、免疫不全動物を用いた Patient-Derived Xenograft (PDX) 技術を用いて新規細胞資源開発を実施し、多くの新規細胞資源を確保することが出来た。また、既存細胞資源の高</p>	<p>研究支援を実施した。</p> <p>新規資源開発研究としては創薬研究において十分に資源確保が出来ていない膵癌、乳癌、前立腺癌およびその他希少癌細胞資源の開発を行うため、免疫不全動物を用いた PDX 技術を用いて新規細胞資源開発を実施し、多くの新規細胞資源を確保することが出来た。また、既存細胞資源の高度化のため、遺伝子導入による発光がん細胞資源の作製・整備を行い、世界最大の発光細胞資源バンクを構築できた。</p> <p>ロイシンリッチα2 グリコプロテイン (LRG) が、炎症性腸疾患の疾患活動性評価の血清バイオマーカーとなることを発見し、平成 30 年に体外用診断薬として承認された</p> <p>難病データベースへ累積数百万件のデータを登録とデータ提供依頼に基づき申出審査を経て、提供予定疾病のデータを準備し、難病データベース初となる第三者提供を行った。</p> <p>306 疾病の OCR 改正前臨床調査個人票および 331 疾病の OCR 臨床調査個人票を作成して、平成 27 年 1 月に施行された指定難病の医療費申請を支援し、作成した臨床調査個人票を元に難病データベースの構造設計図を作成し、国が調達したデータベース構築業務を支援し、令和元年 7 月から医療費助成される指定難病第 5 次 2 疾病の臨床調査個人票を作成して、医療費申請を支援した。</p> <p>さらに、難病データベースのデータ精度検証を拡充 (307 件)</p>		
--	--	-----------------------------	--	---	--	--

		<p>イ 難病等の疾患モデル動物の開発及びヒト疾患モデル動物を用いた医薬品候</p>		<p>度化のため、遺伝子導入による発光がん細胞資源の作製・整備を行い、世界最大の発光細胞資源バンクを構築できた。さらに細胞資源の情報充実化のため、次世代シーケンサーによる遺伝子プロファイル技術等を活用し、細胞資源に関する情報データベースの充実を実施し、提供体制を構築した。</p> <p>ヒト由来生物資源の円滑な利用を促進するための政策・倫理課題の研究として、創薬資源（細胞バンク、難病バンク、動物資源）の横断検索システム構築、国内のバイオバンク、疫学研究の調査、ヒト研究資源の所有権についての調査・研究を実施した。これらの成果を「創薬支援データベース統合検索」、「メディカル・バイオリソース・データベース」から発信した。</p> <p>希少疾病創薬 Gateway を難治性疾患研究開発・支援センターと連携して開始し、患者と研究者のポータルサイト R-Square を構築、治験参加を志向する難病患者の所在として患者団体と連携し、パーキンソン病、ALS および高安大動脈炎の患者会の情報を把握した。創薬 Gateway の一環としてクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）にて難病分野を担当した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲノム編集による遺伝子改変マウス作製（35 系統）。 ・難病モデルマウスライブラリを構築（30 系統） ・新型コロナ感染症研究に資す 	<p>した解析結果や重症度分類の均霑化のあり方を国に提示し指定難病の普及啓発に寄与した。</p> <p>さらに、国が検討中の次期難病データベースのオンライン化要件および OCR 臨個票の AI-OCR 識別精度に定量的/質的評価を下した。</p> <p>難病データベース/小慢データベースと NDB の連携の利点他（ID 付与による患者紐付、再同意のあり方など）を整理して、国に報告した。</p> <p>また、本研究所にとどまらず、多施設共同研究としての倫理審査が円滑に行われるよう、メールや Web 面談の手法も活用し、研究倫理審査の相談・支援業務を実施した。</p> <p>ロイシンリッチα2 グリコプロテイン（LRG）が、炎症性腸疾患の疾患活動性評価の血清バイオマーカーとなることを発見し、平成 30 年に体外用診断薬として承認された（ナノピア®LRG）。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

		<p>補物質等の有効性・安全性評価の基盤構築を行う。</p>		<p>る遺伝子改変マウスを5系統作出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験動物研究資源バンク事業を介した分譲を開始 ・ネフローゼ症候群モデルマウス (ICGN) の病態解析 ・腎糸球体基底膜の異常や糸球体形成と血圧の影響等を解析 ・正常にはない Laminin $\alpha 2$ 蓄積を見出した (新規治療標的候補の発見)。 ・急速進行性糸球体腎炎・血管炎モデルマウス (SCG/Kj) を用いた研究・開発 ・難治性血管炎の抗体医薬の国際特許を企業と共同出願 ・抗体医薬の繁殖性向上効果を報告, 標的分子探索などを実施 ・導入遺伝子の染色体マッピングやホモ・ヘミ型判定用 PCR の構築技術を開発 ・次世代ロング・リードシーケンスを用いる方法の技術開発と論文化 ・次世代ショート・リードシーケンスを用いる方法の技術開発 <p>半世紀にわたるマウス実験による医薬品や放射線等環境因子による未来世代 (子孫) への健康影響に関する大阪 (野村) レポート (遺伝子変異、がん、発生異常、遺伝的不安定性、生活習慣病) を基に、中長期成果として遺伝的不安定性の指標であるマイクロサテライト (MS) 変異が数十世代にわたり遺伝蓄積し、原子炉放射線による MS 変異及び白血病の線量依存的上昇と MS 変異の次世代への遺伝 (劣性遺伝) を証明、ヒ</p>			
--	--	--------------------------------	--	--	--	--	--

				<p>ト被ばく集団子孫（セミパラチンスク）においても子供から孫への MS 変異の伝搬を明らかにした。UNESCO 依頼による唯一の臨床調査（ロシア）においても被ばく住民の子孫には、特異的に小児特有のがんが上昇している。自然発がんの上昇は、野村マウス実験と同じである (Of Mice and Men?)。日ソ国交回復 60 周年記念フォーラム (2016 年 10 月) にて講演し、12 月安倍スピーチンコミュニケにてスピーチン大統領より未来世代の健康－健康寿命の伸展としてトップで紹介された (NHK)。その予防実験にも成功している。</p> <p>100 系統のマウス解剖実験記録より、系統依存的臓器がん多発の遺伝要因、高感度 in vivo 突然変異検出法の開発により発がん、制がん機構研究を可能にした。</p> <p>中長期成果として、①マウス肺腺がん誘発医薬品溶媒 (urethane) によるヒト肺腺がん後発第 3 次調査と特異的遺伝子変異探索、②第 6 染色体 K-ras 遺伝子の遠方に新たな肺腺がん増幅遺伝子の発見、③前項で示した如く、肝がん、乳がん自然高率発生に対する活性化糖類関連化合物の抑制効果による 5 ヶ月の健康寿命の延長、④宇宙医学、宇宙創薬研究における情動行動異常マウスを用いた無重力実験に成功し、新たに発見した食道アカラシマウス、変形性膝関節症マウスがあり、後者では第 2 染色体 pa-bp 間に新たな単一の劣性遺伝子 oa を発見し、その予防実験</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

		<p>【創薬等支援】</p> <p>ウ 創薬支援に資する資源の供給及び資源管理等の技術の提供により医薬品等の開発を支援する。培養細胞については年間 3,500 件を目標に提供を行う。</p>		<p>及び、ヒトでの相同遺伝子を探索中である。</p> <p>新規細胞資源として令和2年度までに日本人由来希少がん細胞株、発光がん細胞株、ウイルス感受性株等を含む創薬研究に有用な細胞株 340 種以上を収集し、提供体制を構築した。これら細胞資源についてマイコプラズマ、ウイルス等の検査を含む世界に誇る高度な品質管理検査を行い、高品質な細胞資源の提供を継続的に実施した。</p> <p>細胞資源の提供については分譲システムによる業務の効率化を図るとともに、海外代理店制度を北米・欧州・韓国・豪州に導入することで海外における利用者への宣伝と利便性向上に努めることで細胞資源の十分な分譲実績の増加を認めた。また、利用しやすい環境整備のため、web サービスの充実や丁寧かつ迅速な問い合わせ対応により利用者獲得を図るとともに、講演会・講習会・技術マニュアル等による利活用促進を実施した。さらに令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症のパンデミックにおいても、いち早く新型コロナウイルスを増殖・分離するための細胞株の供給体制整備を行い、全世界への供給を実施し、パンデミック克服に向けた研究支援を実施した。</p> <p>平成 27 年度 : 4,474 件 平成 28 年度 : 4,515 件 平成 29 年度 : 4,602 件 平成 30 年度 : 4,690 件</p>			
--	--	---	--	---	--	--	--

		<p>エ 難病等の疾患モデル動物の収集・提供等を行う。また、ヒト疾患モデル動物を活用した有効性・安全性試験技術等の提供を通じて医薬品等の開発を支援する。</p>		<p>令和元年度 : 4,885 件 令和2年度 : 6,094 件</p> <p>実験動物研究資源バンク事業 (R02年までの実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規公開: 91 系統 ・分譲件数: 311 件 ・コロナ感染モデルマウスの生体を大量生産・分譲 (358 匹) ・サポートサービス: 647 件 (H27~R02 の平均年間取り扱い数) ・分譲動物の遺伝子型判定や繁殖法などの技術指導 <p>創薬研究の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒト型ライソゾーム病モデルマウスを用いた薬効試験の実施: ・海外企業の薬効試験を支援 (2 件), ・国内大学連携で薬効試験を支援し, 企業へ導出した。 ・血管炎・腎炎治療薬候補の薬効評価 (薬効確認, 繁殖性向上効果) ・繁殖困難モデルマウスの増産支援 ・遺伝子組換え動物の受託作成: 16 件 (R02 までの実績) <p>1984 年 SCID マウスを改良、悪性腫瘍が全て増殖、良性腫瘍、前がん病変の増殖、病理像・遺伝子発現の長期維持、正常ヒト組織の長期継代維持、ヒト胎児組織の分化・成熟と増殖を 1989 年に報告 (NCI、NIH、国際がん会議)、ウィルス検査、倫理規定を設定した。中長期成果として製薬企業 6 社との共同研究を再開、米国を凌ぐ成果を発表し、臨床がん PDX291 症例を</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>樹立、特殊技術により生きたまま凍結保存した臨床がん組織 400 症例は、今年度中に覚醒・樹立を行う。これに阪大における希少症例が加わる。又、5 月末には世界最大の PDX 特化 CRO である Crown Bio.、及び、Champion Oncol. と NDA 契約を締結、世界に向けて提供を開始し、医薬健栄研 PDX 事業のセンター化を計る。臨床がん PDX の産学官への提供、教育支援以外に、重粒子線治療前臨床試験、単細胞培養化、ヒト甲状腺組織 PDX による医薬品、宇宙・地上環境有害因子形態・機能障害試験法を開発、健康食品等による臨床がん PDX 増殖・転移抑制試験を行い、成果を得た。</p> <p>慢性閉塞性肺疾患 (COPD) に代表される病因追求も難しく、治療法も定まらない不治の疾患 PDX を樹立する。又、老齢男性の半数以上が罹患し QOL を下げる前立腺肥大症 (BPH) もある。BPH-PDX については成功し、現在クローン病、COPD の PDX を樹立中である。</p> <p>ロイシンリッチ $\alpha 2$ グリコブロテイン (LRG) が、炎症性腸疾患の疾患活動性評価の血清バイオマーカーとなることを発見し、平成 30 年に体外用診断薬として承認された (ナノピア®LRG)。また、ヒト食道がんより同定した癌細胞特異的膜抗原である Glypican-1 (GPC-1) に対する抗体を作成し、抗体薬物複合体医薬品としての開発およびサイトカインシグナル伝達阻害分子 SOCS を用い</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>オ 多施設共同研究（本研究所を含む。）の倫理申請支援及び希少疾病創薬に向けたデータベースの構築等を通じて医薬品等の開発を支援する。</p>		<p>た悪性胸膜中皮腫等の難治性癌に対する新規遺伝子治療の開発を進めている（今年度末にがんセンター東において医師主導治験を予定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病データベースへ累積数百万件のデータを登録した。 ・データ提供依頼に基づき申出審査を経て、提供予定疾病のデータを準備し、難病データベース初となる第三者提供を行った。 ・306 疾病の OCR 改正前臨床調査個人票および 331 疾病の OCR 臨床調査個人票を作成して、平成 27 年 1 月に施行された指定難病の医療費申請を支援した。 ・作成した臨床調査個人票を元に難病データベースの構造設計図を作成し、国が調達したデータベース構築業務を支援した。 ・令和元年 7 月から医療費助成される指定難病第 5 次 2 疾病の臨床調査個人票を作成して、医療費申請を支援した。 ・難病データベースのデータ精度検証を拡充（307 件）した解析結果や重症度分類の均霑化のあり方を国に提示し指定難病の普及啓発に寄与した。 ・CIN 事業の患者レジストリ検索システムに 853 疾病を登録して、令和元年 7 月に公開した。 ・難病データベースと NDB の連携の方策と課題を検討した。 ・国が検討中の次期難病データベースのオンライン化要件および OCR 臨床個票の AI-OCR 識 			
--	--	--	--	---	--	--	--

<p>(2) 薬用植物に係る研究及び創薬等支援 薬用植物及び他の有用植物（以下「薬用植物等」という。）は、医薬品及びその原料、更には健康食品等として、国民の</p>	<p>(2) 薬用植物に係る研究及び創薬等支援 薬用植物及び他の有用植物（以下「薬用植物等」という。）は、医薬品及びその原料、更には健康食品等として、国民の</p>	<p>(2) 薬用植物に係る研究及び創薬等支援 【評価軸】 ・研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 【評価指標】 ・具体的な取組事例に係る評価 【モニタリング指標】</p>	<p>別精度に定量的/質的評価を下した。 ・難病データベース/小慢データベースと NDB の連携の利点他 (ID 付与による患者紐付、再同意のあり方など) を整理して、国に報告した。</p> <p>創薬研究等、本研究所が大学、医療機関や製薬企業等と共同で実施する多施設共同研究の倫理審査支援のため、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に対応した一括審査のための手順書の整備を平成30年に行うとともに、令和3年3月に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が新たに制定され、同年6月末に施行とされたため、令和3年6月に同指針に基づき、研究代表者による一括審査を原則とする関連規程・手順書改訂を行った。これらの手順書、規程の整備に併せ、本研究所にとどまらず、多施設共同研究としての倫理審査が円滑に行われるよう、メールやWeb面談の手法も活用し、研究倫理審査の相談・支援業務を実施した。</p>	<p>【薬用植物分野】 平成27年から令和2年まで、毎年、種子交換目録「Index Seminum（西暦年号）」を396（H27～R1）又は398機関（R2）（62ヶ国）に郵送あるいはメール送付した。平成27年から令和2年までの種子交換目録に基づく種子の請求件数は6,037件、内送付件数は5,522</p>		
--	--	--	---	--	--	--

<p>健康に大きく貢献してきた。植物の分化全能性と多様な機能性成分を生合成する能力に鑑み、その創薬資源としての重要性は高い。また、薬用植物資源研究センターは日本で唯一の薬用植物等の総合研究センターとして、ナショナルリファレンスセンターの機能を果たすことが期待される。</p> <p>このような重要性に鑑み、薬用植物等の重点的保存、資源化、戦略的確保を行うとともに、関連情報の集積・発信により薬用植物等の栽培及び創薬等を支援すること。また、薬用植物資源のより高度な活用を資する応用研究を行うことにより、創薬又は機能性食品のシーズとなる品種の育成、各品種に適した植物及びその苗の生産システムの構築等を目指すこと。</p>	<p>健康に大きく貢献してきた。植物の分化全能性と多様な機能性成分を生合成する能力に鑑み、その創薬資源としての重要性は高い。また、薬用植物資源研究センターは日本で唯一の薬用植物等の総合研究センターとして、ナショナルリファレンスセンターの機能を果たすことが期待される。</p> <p>このような重要性に鑑み、創薬又は機能性食品のシーズとなる品種の育成、各品種に適した植物及びその苗の生産システムの構築等を目指して、以下のような研究及び創薬等支援を行う。</p> <p>【研究】 ア ナショナルリファレンスセンターとしての機能強化を指向した薬用植物等の戦略的確保、資源化、生産技術開発及び品質・安全性評価に関する基盤的研究を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、企業等への技術移転件数 ・種子交換件数 ・各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数 ・共同研究等件数 ・共同研究等の進捗 ・国際動向等に係る情報収集及び提供の状況 ・麻薬関連植物の遺伝子領域等の情報整備状況 <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許出願件数 ・論文発表件数 ・学会発表件数 ・研究の進捗 ・薬用植物等に係る遺伝情報等の収集、整理及び発信の状況 <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究や支援の成果等が高品質かつ安全な薬用植物等の安定供給につながっているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許出願件数 ・論文発表件数 ・学会発表件数 	<p>平成27年から令和2年まで、毎年、種子交換目録「Index Seminum（西暦年号）」を396（H27～R1）又は398機関（R2）（62ヶ国）に郵送あるいはメール送付した。平成27年から令和2年までの種子交換目録に基づく種子の請求件数は6,037件、内送付件数は5,522件（のべ156カ国419機関）で</p>	<p>件（のべ156カ国419機関）であった。又、平成27年から令和2年までに、種子交換・保存用として、4,414点（野生2,873点、栽培1,541点）の種子を採取・調製した。（北海道、筑波、種子島）</p> <p>平成27年から令和2年までに、大学、公的研究機関等に対し、種子1,095点、植物体12,640点、標本等2,035点、分析用エキスサンプル等229,575点、化合物162点を供給した。（北海道、筑波、種子島）</p> <p>薬用植物総合情報データベース（MPDB）の拡充整備を進め、新規情報カテゴリーとして、種苗マップ、並びに栽培適地マップの整備を行った。本データベースは年間10万件を超える検索利用があり、薬用植物に関する総合データベースとして広く認知されるようになった。（筑波）</p> <p>植物組織培養での効率的増殖方法確立のための参考情報の整備を目的に、薬用植物21種の組織培養物及び効率的増殖法に関する文献データをMPDBへ登録した。また、シャクヤク、タチバナ、オタネニンジン等の薬用植物11種の培養物を資源化するとともに、オリジナルデータとして、シナニッケイのデータをMPDBへ登録した。本成果は、貴重な木本性薬用植物等の創薬資源としての活用に大きく貢献するものである。（筑波）</p> <p>多くの研究機関との共同研究契約を締結し、植物エキ斯拉イブラリーの提供を行った。抗</p>		
--	--	---	---	---	--	--

	<p>行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品種登録（出願）に向けた取組及びその進捗 ・研究の進捗 ・薬用植物栽培指針の作成状況 ・地方公共団体及び業界団体等との連携実績 	<p>あった。又、平成 27 年から令和 2 年までに、種子交換・保存用として、4,414 点（野生 2,873 点、栽培 1,541 点）の種子を採取・調製した。（北海道、筑波、種子島）</p> <p>○国内栽培振興に資するため、エゾウコギ、ナイモウオウギ、ハマボウフウ、メハジキ、モモの 5 品目について、栽培指針が完成し、「薬用植物 栽培と品質評価 Part 13」として出版した。</p> <p>○ジャノヒゲの栽培試験結果をもとに特性分類表（案）の作成を行った。（筑波）ケイリンサイシンは採種後速やかにペーパーポットに播種する栽培法が適していると考えられた。（北海道）</p> <p>○ツルドクダミの圃場栽培の 5 年生株から増殖した苗の 3 年生栽培を継続して行い、地上部の生育調査を行った。（筑波）</p> <p>○現行では手作業となっているインドジャボクの苗の定植について、既存の半自動野菜移植機を用いた機械定植法の開発を試みた結果、機械定植を可能とする苗の形状が明らかとなり、作業が軽労化されるとともに、手作業に対して所要時間が 39%に減少した。（種子島）</p> <p>○定植 4 年目は <i>E.sinica</i> 及び <i>Ep13</i> 共欠株の発生がなく安定していた一方、全体的に草丈の伸長が鈍化し、一部では地上部収量が前年より減少したことから、地上部の刈り取り 3 回以降は株の再生力が鈍化する可能性が示唆された。また今回、定植 4 年目のマオウ植物体生育</p>	<p>超多剤耐性結核菌スクリーニングにおいてはシソ科およびマツ科植物に効果が見られ大量抽出後に活性化合物の特定に成功し、得られた活性化合物を元にした合成展開による類縁体スクリーニングを行い、極めて強い抗超多剤耐性菌活性化合物を見出したため、感染動物実験を行っている。抗エンテロウイルスについては食経験情報に基づいた素材による探索で、アボカドから強い抗ウイルス活性と安全性を有する化合物を特定し特許出願に至った。抗口蹄疫ウイルス活性に関しては、ソロモン産植物から強い活性を見出し、最終的に 3 種類の抗ウイルス活性化合物を見出した。国内産ヒット植物エキスからも多くの化合物を取得した。RNA 減弱活性に関しては、国内産植物エキスに活性を見出し、1 種類の新規化合物および 6 種類の既知化合物を取得し、最終的に 1 種類の RNA 減弱活性物質を見出した。産官学共同研究において動物生薬の抗 HCV 活性を見出し特許出願を行った。ゼブラフィッシュを用いた抗ガン活性化合物探索でヒットした植物エキスから 2 種類の活性化合物を特定した（筑波）</p>		
--	------------	---	---	---	--	--

			<p>に対しては肥効調節型被覆尿素(セラコート R50)の効果は殆ど認められなかったが、7月施肥群では溶出開始時期の8月初旬からの降雨が少なかったため肥料溶出に時間を要した可能性があることから、施肥時期の検討が必要と考えられた。</p> <p>(種子島)</p> <p>○センナの優良系統の選抜を目的として、アレキサンドリアセンナとチンネベリーセンナの種間雑種4世代目の果実の形質、収量性及びセンノシド含量の評価を行った。(種子島)</p> <p>○カンゾウ栽培における軽労化を目的とし、除草機を用いた機械除草技術を開発した結果、除草作業時間を85%削減出来ることを示し、研究成果をマニュアルにまとめた。(北海道)</p> <p>○トウキのペーパーポット育苗栽培法の開発では、育苗土への土壌改良材の混合による紙の分解は十分ではなかった。薬用植物の栽培適地調査を目的に北海道内6箇所で行ったダイオウ、トウキ等の栽培試験において、本年度ダイオウ5年生を収穫した結果、収量は389.9～1406.2g/株であった。(北海道)</p> <p>○気象条件等が異なる全国9箇所で、県農試、大学、農研機構と連携し、栽培・調製加工した当帰試作品の収量は、106.3～564.9g/m²で、ほぼ全ての試験地で日本薬局方の基準を満たした。日本漢方生薬製剤協会委員等による性状評価では、平成28年度の初期試作品と比較して、香りやしなやかさが向上し市</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>場性があると評価された。柴胡試作品の収量は、1年生が12.8～91.8g/m²、2年生が43.3～125.4g/m²で、ほぼ全ての試験地で日本薬局方の基準を満たした。日本漢方生薬製剤協会委員等による性状評価では、1年生だけでなく、品質がより高いと言われる2年生についても、香りやしなやかさが大きく改善し、市場性が十分にあると評価された。5年間の試験から得られた、各地域に適したトウキ、ミシマサイコの栽培・調製加工技術を成果集にまとめ発行した。(北海道)</p> <p>○シャクヤク「べにしずか」の乾燥根重を推定できる重回帰モデルを作成し、目標収量へ到達するために必要な条件を明らかにした。また、これまで岡山県の中山間地において開発した各技術を導入後の収量増加率は180%となり、その成果に基づき「薬用シャクヤク「べにしずか」の栽培の手引き～岡山県の中山間地編～」を作成し、R2年12月に発行した。(北海道、種子島)</p> <p>○ハネセンナの生育に伴う小葉の成分含量について検討した結果、植物体の生長に伴いセンノシド含量が低下する傾向が認められた。(種子島)</p> <p>○サジオモダカに関する圃場およびポット試験の結果に基づき、種子島において類円形をしたタクシャを生産するための作付け体系を、以下のように提案した。播種を7月末～8月頭に実施し、肥沃度が高い土壌を選定して9月中旬に定植を行</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<p>い、定植後から2週間までの水位を5 cm、その後10 cmとし、葉数が45枚に達する前に落水を行い、60日後に収穫する。(種子島)</p> <p>○東京都下で栽培している食用ウドの未利用部分の有用成分探索の一環として東京都産ウド根部2品種について、ウドを基原植物とする生薬ドクカツ(市販品)との比較を主成分分析により行った。その結果、ウド2品種とドクカツ4種は明確に分類されることが分かった。その寄与成分をS-plot解析により検討した結果、クロロゲン酸であることが分かった。そこで東京産ウド2品種について簡易的にクロロゲン酸量を定量した結果、モデル生薬よりも多く含まれていることが示唆された。(筑波)</p> <p>○生薬の品質評価としてハトムギ、ニガキ、ボウフウ、オウギ、チンピ、マオウ、シコン、カワラケツメイ、ショウキョウ、カンキョウ、オウゴン、シクヤク、トウキ、サイコについて検討を行い、HPLC、LCMSによる産地間、部位などによる成分差異について検討を行い、多くの有用な知見を得るに至った。</p> <p>○生薬の品質評価法開発の一環としてSPME法によるGCMSの検討を行った。サイコに関しては生育年数の違い及び栽培品と市場流通品の違いがあることが分かった。ショウガに関しては、検体から揮発している香気成分を明らかにした。ハトムギに関して香気成分</p>			
--	--	--	---	--	--	--

			<p>はほとんど認められなかった。 (筑波)</p> <p>○肥効調節型被覆尿素を用いて各地域におけるトウキの生育解析を行い、種子島および愛媛では 12 月中旬、長野および秋田では 11 月中旬がそれぞれ収穫適期であると判断した。 (種子島)</p> <p>○ヒロハセネガの播種密度の検討では、マルチ 1 穴あたりの株数を増やすことで増収が示唆された。センブリの栽培技術では、播種密度を制御するため、コーティング種子を作成した。寒冷地におけるハトムギ‘北のはと’の施肥試験では、ケイ酸カリの施用により、充実種子の割合が高まること、緩効性窒素肥料の施肥は種子収量に顕著な効果がなく、肥効の短い窒素肥料の施用により、種子収量が増加することを明らかにした。(北海道)</p> <p>○薬用植物の新品種育成に関しては、品質及び収量性に優れた形質を有するシャクヤク育成品種 No.513 を、しゃくやく(薬用)品種‘夢彩花’として品種出願に至った(2019 年 10 月 24 日)。</p> <p>○ウラルカンゾウ優良種の選定のため形質調査を実施し、グリチルリチン酸含量及び収量性に優れた品種候補を選抜し新品種‘SUPACOR’として品種出願した。(北海道)</p> <p>○品種出願中のシソ新品種‘per-001’は 2020 年 11 月 19 日に品種登録を完了した。同品種の栽培試験の結果、葉のロスマリン酸含量は、地際(1～3</p>		
--	--	--	---	--	--

		<p>イ 安心・安全・安定な創薬シーズ及び機能性食品シーズとしての活用に資するため、バイオテクノロジーを応用した薬用植物等種苗供給システムの確立とその高度利用（バイオナーサリー）及び薬用植物等遺伝子資源の整備・活用に関する応用</p>		<p>節目）と茎頂部（7節目以上）を比較すると、茎頂部は約 1.9 倍高く、日照量によるロスマリン酸含量の影響が示唆された。ハトムギ’北のはと’の種子 1,300 kg を生産者に供給した。カンゾウ及びシャクヤク品種の試験栽培を指導した。品種審査を目的に出願中のシャクヤク品種’夢彩花’および対照品種 3 種の特性分類調査として、40 形質、合計 160 項目を実施した。（北海道）</p> <p>○ケシ属植物の遺伝子鑑別に利用可能な遺伝子情報の整備を行うとともに、コカ属植物の遺伝子多型情報を活用し、PCR-RFLP 法による簡便な遺伝子鑑別法を開発した。（筑波）</p> <p>○厚生労働省からの要請に応じ、同省発行の「大麻・けしの見分け方」パンフレット及びポスターの改訂に関し、助言を行うとともに、参考資料として公表論文及び書籍を提供した。（筑波）</p> <p>○重要薬用植物の資源保護及び優良系統選抜のため、カンゾウ属植物、ミシマサイコ、シャクヤク、オタネニンジンについて、複数系統から組織培養クローンを作出し、培養にて生育の良い系統を選抜した。ミシマサイコでは培養苗の圃場栽培を実施し、直播と比較し、収量が高く、サポニン含量の日本薬局方の規格を満たすことを確認した。また、チョウカカンゾウ培養苗を水耕栽培した結果、約 1 年間の水耕栽培で径 5 mm 以上の根のグリチルリチン酸含量</p>			
--	--	---	--	---	--	--	--

		<p>研究を行う。</p> <p>【創薬等支援】 上記アにより得られた情報を発信するとともに、必要な技術を提供することにより、国内における薬用植物等の栽培を支援する。</p>		<p>が 4.5%を超えるクローンの作出に成功した。(筑波)</p> <p>○新たなシナマオウ組織培養物を含む培養シュートについて、2条件(25℃恒温:25℃/16時間明又は25℃/15℃変温:25℃/16時間明-15℃/8時間暗)のグロースチャンバー室内での培養シュートの挿し木を行った結果、25℃/15℃変温の方が高い発根率を示すことを確認した。又、新たに導入したトウキ種子、センブリ種子、ヒロハセネガ種子、シャクヤク種子及びシャクヤク根茎からの新規組織培養物の誘導と培養に成功した。(筑波)</p> <p>○平成28年に筑波研究部圃場に定植したウラルカンゾウ優良株の培養苗及び挿し木苗の圃場定植後4年3ヶ月の株を収穫し、挿し木苗株の多くで根の腐敗が認められた(50%以上)が、正常な根の最大根長、最大根径、新鮮重量は、昨年収穫した根よりも大きな値を示すことを確認した。本データは、甘草国内生産のための貴重な基礎データである。(筑波)</p> <p>○ボウフウ、ホッカイトウキの発芽に及ぼすジベレリンA3処理の影響について検討した。ボウフウ、ホッカイトウキの種子発芽は15℃、20℃ともにジベレリンA3 25ppm、ジベレリンA3 50ppm処理では無処理と発芽率は変わらなかった。ジベレリンA3 100ppm処理では無処理区に比べて低下した。今回の試験ではボウフウ、ホッカイトウキともにジベレリンA3処理</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

			<p>の明確な効果はみられなかった。(筑波)</p> <p>○薬用植物総合情報データベース (MPDB) の拡充整備を進め、新規情報カテゴリーとして、種苗マップ、並びに栽培適地マップの整備を行った。本データベースは年間 10 万件を超える検索利用があり、薬用植物に関する総合データベースとして広く認知されるようになった。(筑波)</p> <p>○植物組織培養での効率的増殖方法確立のための参考情報の整備を目的に、薬用植物 21 種の組織培養物及び効率的増殖法に関する文献データを MPDB へ登録した。また、シャクヤク、タチバナ、オタネニンジン等の薬用植物 11 種の培養物を資源化するとともに、オリジナルデータとして、シナニッケイのデータを MPDB へ登録した。本成果は、貴重な木本性薬用植物等の創薬資源としての活用大きく貢献するものである。(筑波)</p> <p>○薬用植物の系統保存を目的として、オケラ属 7 系統、シャクヤク 108 系統、スペインカンゾウ 2 系統を対象に株分け・移植し系統保存を行った。ケン優良系統 10 系統、あへん多収 3 系統の選抜を実施した。乾燥あへん 461g を生産して国に収納した。(北海道)</p> <p>○研究部保有の薬用植物資源について、各種資料の情報を元に研究部内植物名の確認を行い、約 200 点の植物体の情報整理及びラベル作成・設置を行うと共に、紙媒体資料の電子化を</p>			
--	--	--	---	--	--	--

		<p>エ 安心・安全・安定な創薬シーズ及び機能性食品シーズとしての活用を資するため、薬用植物の遺伝子資源等に関する情報を発信し、薬用植物等をシーズとした創薬を支援する。</p>		<p>進めた。(種子島)</p> <p>○現状では試験者の主観に基づいて評価されている生薬の官能情報について、これまでに45品目、555ロットの生薬熱水抽出エキスに関する客観的な評価データを集積した。(種子島)</p> <p>○カンキョウ等の品質評価の材料として、新規導入種苗よりショウガ培養苗を育成した。又、これまでに確立したショウガ培養苗を栽培して得た根茎及び新たに入手したショウガ根茎のカンキョウへの調製と品質評価を行い、最適なカンキョウ原料となるショウガを見出すための基礎データを収集した。さらに、ショウガの優良種苗選抜に資する基盤情報整備のため、核 rDNAITS 領域および葉緑体 DNA trnL-F 領域の塩基配列情報を収集した。(筑波)</p> <p>○平成 27 年から令和 2 年までに、大学、公的研究機関等に対し、種子 1,095 点、植物体 12,640 点、標本等 2,035 点、分析用エキスサンプル等 229,575 点、化合物 162 点を供給した。(北海道、筑波、種子島)</p> <p>○積極的な野外採集を行い、それらのエキスを作成し創薬や健康食品、化粧品開発に有用なツールとなるエキスライブラリーを構築した。食経験、食薬区分調査を行い、それらの高付加価値情報を付加することにより利用しやすい形の提供が可能となった。現在までに作成が終了したエキスは 15,029 種</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>類（2021.6.3 現在）となった。エキスライブラリーの高品質化を目指したエンドトキシンの活性測定では 752 点のエキスの測定を実施し、542 点のサンプルより結果を得た。植物エキス中の反応干渉因子の検討を行い、ポリフェノール化合物が測定に影響を与えていたことが明らかとなった。ヒアルロニダーゼ阻害活性評価では阻害活性を示したコシダの地上部及びヒリュウシダ根茎の成分探索を実施し、新規化合物を含む合計 14 種の化合物を単離した。一酸化窒素産生抑制活性評価ではこれまでに合計 35 種 554 点の生薬エキス及び 6253 点の野外採取植物エキスについて評価を行った。（筑波）</p> <p>現在までに企業 11 件、大学 14 件、公的機関 8 件に対し、190,977 点のエキスを提供した。</p> <p>○多くの研究機関との共同研究契約を締結し、植物エキスライブラリーの提供を行った。抗超多剤耐性結核菌スクリーニングにおいてはシソ科およびマツ科植物に効果が見られ大量抽出後に活性化合物の特定に成功し、得られた活性化合物を元にした合成展開による類縁体スクリーニングを行い、極めて強い抗超多剤耐性菌活性化合物を見出したため、感染動物実験を行っている。抗エンテロウイルスについては食経験情報に基づいた素材による探索で、アボカドから強い抗ウイルス活性と安全性を有する化合物を特定し特許出願に至っ</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<p>た。抗口蹄疫ウイルス活性に関しては、ソロモン産植物から強い活性を見出し、最終的に3種類の抗ウイルス活性化合物を見出した。国内産ヒット植物エキスからも多くの化合物を取得した。RNA 減弱活性に関しては、国内産植物エキスに活性を見出し、1種類の新規化合物および6種類の既知化合物を取得し、最終的に1種類の RNA 減弱活性物質を見出した。産官学共同研究において動物生薬の抗 HCV 活性を見出し特許出願を行った。ゼブラフィッシュを用いた抗ガン活性化合物探索でヒットした植物エキスから2種類の活性化合物を特定した（筑波）</p> <p>○化粧品原料として有用であるカウレン化合物を含むヌマダイコンの品質評価を行った。商業化に向けて採取地による有効成分の含量を定量した結果、台湾産と岐阜産では主要カウレン系ジテルペン化合物の含量比が大きく異なることがわかり、台湾産と岐阜産では異性体比率が大きく異なることが分かった。抗癌活性（胆癌の増殖を抑制）を検討し、台湾のヌマダイコン茶では活性があるが、岐阜で育てたものは有意ではないという結果であり、その理由として異性体間の活性の違いによるものと推測され、ヌマダイコンの生産と品質評価における重要な指標になると考えられた。（筑波）</p> <p>○重要薬用植物（重要生薬の基原植物 41 種、培養物：40 種 66 系統、圃場栽培植物：37 種 101</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>(3) 霊長類に係る研究及び創薬等支援</p> <p>実験用霊長類は医薬品・医療機器の開発において利用される最も重要な実験動物であり、基盤的な開発研究、種々の橋渡し研究、医薬品候補化合物の安全性と有効性の評価、そして新興・再興感染症の制圧を目的とした診断法、治療法及びワクチンの開発に不可欠であり、世界的にも飛躍的に需要が増加している。</p> <p>このような重要性に鑑み、高品質の医科学研究用霊長類の繁殖、育成、品質管理を行うとともに、それを供給することにより医科学研究を支援すること。また、霊長類を用いた医科</p>	<p>(3) 霊長類に係る研究及び創薬等支援</p> <p>実験用霊長類は医薬品・医療機器の開発において利用される最も重要な実験動物であり、基盤的な開発研究、種々の橋渡し研究、医薬品候補化合物の安全性と有効性の評価、そして感染症の制圧を目的とした診断法、治療法及びワクチンの開発に不可欠であり、世界的にも飛躍的に需要が増加している。</p> <p>このような重要性に鑑み、ヒト疾患モデル及び感染症モデルの開発等を目指して、以下のような研究及び創薬等支援を行う。</p> <p>【研究】 ア 霊長類等を</p>	<p>(3) 霊長類に係る研究及び創薬等支援</p> <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数 ・共同研究等件数 ・共同研究等の進捗 <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許出願件数 ・論文発表件数 ・学会発表件数 ・カニクイザル供給頭数(正常/疾患モデル) ・共用利用施設の利用率又は利用件数 ・SPF サル類の保有数及び 	<p>系統・部位) について網羅的発現遺伝子(EST)・トランスクリプトーム情報の整備を行い、このうちオタネニンジン、ウラルカンゾウ等 17 植物種由来の EST の機能予測(アノテーション) 情報を植物種間横断検索システムに収載した。(筑波)</p> <p>○当センターでは、継続して高</p>	<p>【霊長類医科学分野】</p> <p>医科学研究に用いる高品質な霊長類の供給については、国内で唯一の医学実験用霊長類センターとして、継続して目標の110頭を大きく上回る約200頭を研究に供給し、令和2年度には資源群のカニクイザルは1,339頭と過去最高になった。</p> <p>センターの持続的な機能維持の為には安定かつ高度な繁殖、育成システムが必要である。このことから R2 年度では流産や死産を繰り返す母体に対し、プロジェステロンの単独、およびプロジェステロンとエストラジオールの混合投与を行った。いずれの投与においても流産、死産共に発生率が優位に低下した。一方、通常の交配で妊娠が認められない、不妊雌カニクイザルに対し、人工授精を試み、安定して妊娠を導くことに成功した。</p> <p>継続して、疾患モデルの充実をはかっているところであるが、当センターでは独自の特徴のある研究として、老化 (Aging Farm) ならびに代謝異常を含む肥満個体 (Obesity Group) を維持している。Aging Farm</p>		
--	---	--	--	--	--	--

<p>学研究を行うことにより、ヒト疾患モデル及び感染症モデルの開発等を目指すこと。</p>	<p>用いた各種疾患モデルを解析し、その繁殖コロニーを構築するとともに、難病等の病態解明や、診断技術、予防・治療法の開発につながる研究を行う。</p> <p>イ 病態解明や新規ワクチンの開発等に関連した感染症研究を行う。</p> <p>【創薬等支援】</p> <p>ウ システムや清浄状態を確認できる、クリーンかつ高品質な霊長類（老齢個体を含む。）を生産及び供給し、霊長類を用いた国内の医科学研究等を支援する。</p> <p>エ 研究者に対し共同利用施設を開放し、管理することで、公益性の高い研究を支援する。</p>	<p>カニクイザル生産頭数の管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の進捗 	<p>品質霊長類（SPF：特定病原体不在）の繁殖体制の樹立を行っており、R2年度のSPF個体は222頭の生産、SPF個体の総数は1,339頭と過去最高となっている。また、センター全体の飼育頭数は1,915頭（2月末時点）である。</p> <p>＜生産頭数＞</p> <p>平成27年度：180頭 平成28年度：210頭 平成29年度：219頭 平成30年度：214頭 令和元年度：210頭 令和2年度：222頭</p> <p>さらに海外では繁殖育成を屋外で行っているために、SARS-CoV-2感染の可能性から、マカク属を使用した研究の遂行が停滞しているが、当センターは完全な屋内飼育によるSPF生産を行っているためにSARS-CoV-2による研究への影響は受けていない。R2年度は人工授精システムが構築された。</p> <p>○当センターの持続的な機能維持の為には安定かつ高度な繁殖、育成システム及び供給体制が必要である。このことからR2年度では流産や死産を繰り返す母体に対し、プロジェステロンの単独、およびプロジェステロンとエストラジオールの混合投与を行った。いずれの投与においても流産、死産共に発生率が優位に低下した。一方、通常の交配で妊娠が認められない、不妊雌カニクイザルに対し、人工授精を試み、安定して妊娠を導くことに成功した。一</p>	<p>個体において、ヒトと同様にEBVの制御の破綻が認められるかを検討したところ、老齢個体においては血漿中や唾液中にEBVを排出している個体が認められた（24～26歳、7/17）。また、EBV排出個体の免疫学的検討を行っている。糖尿病や脂質異常症、老齢個体の免疫反応を検討するためにインフルエンザ、ワクチンを投与し、抗体の誘導を見たところ、老齢個体は若齢群に比較し、抗体価は低いことが確認された。また、脂質異常症においても同様に低いものであったが、最も抗体の低い群は糖尿病個体群であり、殆ど、抗体誘導が認められない個体も存在した。ヒトで確認される心機能や血圧の加齢性変化をカニクイザルで検討したところ、ヒトと同様の加齢性変化が認められ、これらにおける基準値を樹立した（ExpAnim, 2020）。循環器疾患においては遺伝子組み換えBCGを用いてマウスにおいて自己免疫性疾患のモデルを樹立することにも成功した（Int J Mol Sci. 2021）。肥満が加齢症状の一つであるということから、加齢脂肪組織内の細胞を検討したところ、末梢血中には認められないCD14⁺、CD11b⁻、CD9⁺マクロファージが皮下脂肪内ならびに内臓脂肪内に若齢群と比較し優位に多いことが確認された。この細胞群が生体の恒常性維持にどのような影響を与えるのかの検証を行う。</p> <p>継続して感染症モデルを用い、</p>		
---	--	---	---	---	--	--

				<p>方、育成個体に関してはアニマルウェルフェアを考慮して、おもちや「ゴング」を飼育ケージにいれ、行動観察を開始した。この様に繁殖、育成業務に関し新たな試みが開始された。</p> <p>○過去より、疾患モデルの充実をはかっているところであるが、当センターでは独自の特徴のある研究として、老化(Aging Farm) ならびに代謝異常を含む肥満個体 (Obesity Group) を維持している。Aging Farm 個体において、ヒトと同様に EBV の制御の破綻が認められるかを検討したところ、老齢個体においては血漿中や唾液中に EBV を排出している個体が認められた (24~26 歳、7/17)。また、EBV 排出個体の免疫学的検討を行っている。糖尿病や脂質異常症、老齢個体の免疫反応を検討するためにインフルエンザ、ワクチンを投与し、抗体の誘導を見たところ、老齢個体は若齢群に比較し、抗体価は低いことが確認された。また、脂質異常症においても同様に低いものであったが、最も抗体の低い群は糖尿病個体群であり、殆ど、抗体誘導が認められない個体も存在した。ヒトで確認される心機能や血圧の加齢性変化をカニクイザルで検討したところ、ヒトと同様の加齢性変化が認められ、これらにおける基準値を樹立した (ExpAnim, 2020)。循環器疾患においては遺伝子組み換え BCG を用いてマウスにおいて自己免疫性疾患のモデルを樹立することに</p>	<p>ワクチンや感染病原体の遺伝子操作等による高度化を行い、新たな技術開発を行っているところである。特に R2 年度は、感染症研究においては COVID-19 対策研究にエフォートを大きくとった。ヒト病態を反映するモデルとして健常若齢、老齢ならびに糖尿病や高脂血症を示すカニクイザルを用いて病態解明モデルの樹立を行った (論文投稿中)。また、ワクチンや治療薬の評価を行う目的でヒト ACE2 の Tg マウスを用いた評価系も樹立した (論文投稿中)。</p>		
--	--	--	--	---	---	--	--

			<p>も成功した (Int J Mol Sci. 2021)。肥満が加齢症状の一つであるということから、加齢脂肪組織内の細胞を検討したところ、末梢血中には認められない CD14+, CD11b-, CD9+マクロファージが皮下脂肪内ならびに内臓脂肪内に若齢群と比較し優位に多いことが確認された。この細胞群が生体の恒常性維持にどのような影響を与えるのかの検証を行う。</p> <p>○継続して感染症モデルを用い、ワクチンや感染病原体の遺伝子操作等による高度化を行い、新たな技術開発を行っているところである。特に R2 年度は、感染症研究においては COVID-19 対策研究にエフォートを大きくとった。ヒト病態を反映するモデルとして健常若齢、老齢ならびに糖尿病や高脂血症を示すカニクイザルを用いて病態解明モデルの樹立を行った (論文投稿中)。また、ワクチンや治療薬の評価を行う目的でヒト ACE2 の Tg マウスを用いた評価系も樹立した (論文投稿中)。</p> <p>我が国で重要な課題として存在する HTLV-1 感染症に対して樹立した HTLV-1 カニクイザルモデルにおいては、ヒトと同様の感染経路モデルに発展させるために、雌の HTLV-1 カニクイザルモデルに人工授精で妊娠させ、新生児を得るモデルを樹立した。この新生児ザルは十分な移行抗体を保持していた。ヒト HTLV-1 感染では移行抗体が消失した後の母乳を取るこ</p>			
--	--	--	---	--	--	--

			<p>とで小児に感染することから、妊娠正常カニクイザルから帝王切開にて新生児を得て、その新生児を母乳から移行抗体が消失した母体から授乳させることに成功した。感染が成立するかを今後検討する。また、中和活性のある抗体により感染予防が可能であることが見いだされた。</p> <p>三大感染症であるエイズに関してはアジュバントウイルスを用いた新たな予防ワクチンの開発を行った（論文投稿中）。予防ワクチンのみならず、ヒト由来モノクローナル抗体による治療も成果を上げている。</p> <p>もう一つの三大感染症の一つである結核に関しては大きな進展が認められた。現在、世界中で再注目されている結核ワクチン、BCG の皮内接種における効果機序を解明した（<i>J Immunol</i> 2020）。この論文は結核関連の論文では現在引用がトップクラスとなっている。この BCG は HIV 陽性母体から生まれた新生児には使用出来ないことから、これら HIV 陽性児にも使用できる遺伝子組み換え BCG (BCG-SOCSIDN) を開発し、エイズウイルス感染カニクイザルにおいて効果と安全性の検証を開始した。また、BCG は肺結核の予防効果が低いことから、呼吸器粘膜に感染をするヒトパラインフルエンザ 2 型ウイルス (HPIV2) をベクターとした経鼻粘膜ワクチンの検討をカニクイザルで行ったところ、他のウイルスベクターを用いた結核ワクチ</p>			
--	--	--	--	--	--	--

				<p>ンと異なり、BCG と相乗効果を示すことが判明し、実用化を見据えることとなった。また、結核においては代謝機構を検討するために、BCG 免疫ならびに結核感染カニクイザルにおけるメタボローム解析を開始した。さらにエイズウイルス感染者においては通常の結核診断では診断が困難であることから TB-LAMP を用いた診断法の可能性をエイズウイルスと結核菌の重複感染カニクイザルで検討を行い、有効であることを見出した。これらのシーズや技術を実用化すべく、2020 年度は臨床研究・治験推進研究事業 アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業「感染症分野における日本とアジア諸国の国際研究開発協力を促進する臨床研究・治験プラットフォーム形成と実証事業」においてインドネシアに結核の臨床試験プラットフォームの樹立を開始した。2020 年はコロナ過であったために、インドネシアと日本の往来が出来なかったために、往来せずに開発が可能なレジストリーシステムの構築を行った。本システムは PC、タブレットのみならずスマホからでも操作可能であり、日本語、英語、インドネシア語の三カ国語での対応となっている。今後、この拠点をベースに Real World Data (RWD) の取得と上記したワクチンの試験を行うことを計画している。</p> <p>感染症に関しては上記以外に世界で初めて B 型肝炎ウイル</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>ス(HBV)の持続感染モデル(ツパイモデル)における肝がん発生を誘導した。また、“食べるワクチン”としてE型肝炎ウイルスVLPを発現したトマトの作製に成功し、マウスにおいて経口投与で免疫反応が誘導されることが確認された。</p> <p>育成ザルの供給について、共同利用施設の研究用、所内研究者の研究用等として、令和2年度は222頭を供給した。 平成27年度：198頭 平成28年度：197頭 平成29年度：211頭 平成30年度：158頭 令和元年度：205頭</p> <p>例年、多くの研究が実用化を視野に入れてものであり、ワクチンや、抗体に関しては全て提携企業がある。また、継続的にアカデミアとの共同研究を実施している。令和2年度は40件の共同研究を行っている。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）について、統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項に係る②主要なインプット情報を内数としている。

様式 2-2-4-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	医薬品等の開発振興		
関連する政策・施策	XI-2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	922

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
製造販売承認申請数	新規に助成金を交付して3年を経過した時点において、承認申請に至った品目の割合が1/3	7/14 目標達成率 150%	5/8 目標達成率 187.5%	3/5 目標達成率 180.0%	2/3 目標達成率 200.0%	2/5 目標達成率 120%	2/2 目標達成率 300%		予算額（千円）	1,058,666	901,645	1,471,200	760,595	705,814	1,211,865	
		【参考】累積の達成率							決算額（千円）	1,067,276	939,645	868,083	3,132,350	3,754,728	4,116,276	
		50% (7/14)	55% (12/22)	56% (15/27)	57% (17/30)	54% (19/35)	57% (21/37)		経常費用（千円）	1,067,276	942,949	841,859	2,965,696	3,710,016	4,163,532	
									経常利益（千円）	137,839	359,698	143,941	220,227	124,022	18,783	
									行政コスト（千円）	745,565	584,618	527,302	2,568,618	3,710,970	4,163,918	
									従事人員数	25人	25人	25人	28人	26人	24人	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
3. 医薬品等の開発振興 医薬品等の開発振興については、これまでに蓄積した医薬品等の開発支援に係る専門性及び経験を活かして、国内外の最新の技術動向等を的確に把握するとと	3. 医薬品等の開発振興 医薬品等の開発振興については、これまでに蓄積した医薬品等の開発支援に係る専門性及び経験を活かして、国内外の最新の技術動向等を的確に把握するとと			自己評価をBと評定する。主な評定に係る業績は次のとおりである。 1. 希少疾病用医薬品等開発振興事業（特定用途医薬品等開発振興事業については、令和2年9月施行であり、助成金交付実績等がないため割愛）について、助成金交付による経済的支援、試験研究に係る指導・助言・相談等を展開、発展させて取り	評定 ＜評定に至った理由＞ （業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載） ＜今後の課題＞ （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） ＜その他事項＞	評定 ＜評定に至った理由＞ （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ＜今後の課題＞ （見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ＜その他事項＞

<p>もに、公的試験研究機関、大学、民間企業等と連携を図り、希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品（以下「希少疾病医薬品等」という。）並びにその用途に係る対象者の数が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第77条の3の厚生労働省令で定める人数に達しない特定用途医薬品、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品（以下「特定用途医薬品等」という。）を始めとした医薬品等の開発を一層促進することが必要である。なお、平成25年の旧薬事法改正により、再生医療等製品が新たに定義されたこと等を踏まえ、医薬品及び医療機器に加え、再生医療等製品を始めとした再生医療等製品</p>	<p>もに、公的試験研究機関、大学、民間企業等と連携を図り、希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品（以下「希少疾病医薬品等」という。）並びにその用途に係る対象者の数が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第77条の3の厚生労働省令で定める人数に達しない特定用途医薬品、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品（以下「特定用途医薬品等」という。）を始めとした医薬品等の開発を一層促進することが必要である。なお、平成25年の旧薬事法改正により、再生医療等製品が新たに定義されたこと等を踏まえ、医薬品及び医療機器に加え、再生医療等製品の開発にも適切に取り組む必</p>			<p>組むなど、着実な業務運営を行ったとともに、評価指標についてこれまでの全ての年度において目標を達成している。</p> <p>2. 特例業務及び承継事業等については、プログラムオフィサー等による指導・管理体制の構築、外部評価委員による評価の実施により、早期事業化や収益最大化に向けた支援を図ったことから、中長期目標を踏まえた中長期計画に照らし、着実な業務運営を行った。</p> <p><課題と対応></p> <p>1. 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、指標を「新規に助成金を交付して3年を経過した時点において、承認申請に至った品目の割合が1/3」としているが、毎年度、120%超となっている。このため、次期中期目標・計画においては、必要な事務等を完遂しつつ、「必要とする患者のために一日でも早く医薬品等を医療の場に届けること」を目指し、助成金交付対象品目における製造販売承認申請時期の遅延防止となる効果的な指導・助言を視点とした指標（企業側が採用した指摘事項数など）の設定を検討する。また、この指標を達成するため、医薬品等の開発経験が豊富で識見の広い専門家の雇用を維持する必要がある。</p> <p>2. 特例業務及び承継事業等については、医薬品・医療機器の研究開発は長い時間と高いリスクを伴う分野であり、委託先企業において開発途上の技術</p>	<p>(審議会の意見を記載するなど)</p>	
---	---	--	--	---	------------------------	--

<p>の開発にも適切に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、医薬品・医療機器・再生医療等製品の開発を促進するため、以下の事業を実施すること。</p> <p>【重要度：高】医薬品等の開発振興は、希少疾病用医薬品等及び特定用途医薬品等の開発を促進することを通じて、健康・医療戦略推進法に規定されている世界最高水準の医療の提供や健康長寿社会の形成に直結する極めて重要な業務であり、我が国の健康・医療政策における主要な位置を占めるため。</p> <p>(1) 希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等開発振興事業</p> <p>希少疾病用医薬品等及び特定用途医薬品等の開発を促進するために、マネジメント体制の構築を図るとともに、以下の観点を踏</p>	<p>要がある。</p> <p>このような観点から、医薬品・医療機器・再生医療等製品の開発を促進するため、以下の事業を実施する。</p> <p>(1) 希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等開発振興事業</p> <p>希少疾病用医薬品等及び特定用途医薬品等に対する助成金交付、指導・助言・相談、税額控除に係る認定等の支援事業を充実・強化す</p>	<p>(1) 希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等開発振興事業</p> <p>【評価軸】</p> <p>①助成金交付事業等のために必要な支援体制が十分に確立されているか。</p> <p>②ヒアリング、実地調査等が適切に実施され、効率的な開発支援が実施されているか。</p> <p>③事業内容の普及・啓発が適切に実施されているか。</p>	<p>(1) 希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等開発振興事業</p> <p>① 支援体制の確立</p> <p>医薬品等の開発経験を有する専門家をプログラムオフィサーとして適正人数を確保することにより、助成対象品目に対する幅広い見地からの技術的な指導・助言を可能とする体制の構築が図れた。</p> <p>② 効率的な開発支援の実施</p> <p>助成対象品目に対し、毎年</p>	<p>的な課題による研究の中断や追加的な試験が必要となったこと等の理由により、売上納付は低い水準にとどまっている状況である。特例業務については、売上納付の増加に向けて、引き続き委託先企業に対して指導・助言等の支援を実施し、事業化の進捗状況に応じたきめ細かな対応を行う。承継事業については、事業終了年度である令和5年度に向けて所有する株式の処分について検討を進め、繰越欠損金の最大限の減少を図る。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

<p>まえ、助成金交付、指導・助言・相談、税額控除に係る認定等の支援事業を充実・強化し、希少疾病用医薬品等及び特定用途医薬品等の製造販売承認申請を目指すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請企業に対し、ヒアリング、実地調査等を行い、試験研究の進捗状況の報告を求め、効率的な助成金の交付を実施すること。 事業の透明性を確保するために、説明会（年2回開催）やホームページ等を通じて、支援制度を周知するとともに、事業の成果等を公開すること。 	<p>る。</p> <p>ア 適正なマネジメント体制の構築</p> <p>研究開発の進捗状況を把握した上で助成金を交付する等、適切に事業を実施するために、医薬品等の開発経験を有するプログラムオフィサーによるマネジメント体制の構築を図る。</p> <p>イ 適切な事業の実施</p> <p>① 助成金交付事業</p> <p>申請企業に対し、ヒアリング、実地調査等を行い、試験研究の進捗状況の報告を求め、適正かつ効率的な助成金の交付を実施する。</p> <p>② 指導・助言・相談事業</p> <p>申請企業に対し、助成金交付事業等に係る指導・助言・相談を実施する。</p> <p>③ 税額控除に係る認定事業</p> <p>申請企業に対</p>	<p>④助成金交付等の支援により、希少疾病用医薬品等の承認申請につながっているか。</p> <p>①について、</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援体制の確立の有無 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラムオフィサーの人数 <p>②について、</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な支援の有無 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒアリング・実地調査実績 指導・助言・相談実績 認定実績 <p>③について、</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催件数 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> パンフレットの更新 ホームページの管理 <p>④について、</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造販売承認申請品目数の割合 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成金交付品目数 	<p>度での助成金申請時における開発状況のヒアリング、年度途中での進捗状況の現地調査（COVID-19 対策のための Web 方式での実施を含む）の実施による技術的な指導・助言を確実に実施したとともに、助成金の交付、経理調査等の事務作業についても年間計画に基づき完遂した。</p> <p>③ 事業内容の普及・啓発等</p> <p>本事業の詳細について、年2回の説明会を完遂し、ホームページやパンフレット等を適時において更新し掲載・配布した。また、年4回の個別相談会を確実に実施し、助成金申請内容にとどまらない幅広い希少疾病用医薬品等の開発に関する相談に親身に対応した。更には税額控除の認定事務について、期限内での認定を完遂した。</p> <p>④ 支援を経た品目の製造販売承認申請の状況</p> <p>評価指標「新規に助成金を交付して3年を経過した時点において、承認申請に至った品目の割合が1/3」については、令和2年度までの毎年度において達成している。また、3年を超えた時点で承認申請に至った品目を加えると、令和2年度末時点で76%（28/37）の品目が承認申請されている。なお、承認申請された28品目のうち、令和2年度末時点で26品目が製造販売承認されている。</p>			
---	--	--	--	--	--	--

<p>(2) 特例業務及び承継事業等 ア 画期的医薬品・医療機器の実用化段階の研究</p>	<p>し、試験研究に要した費用の税額控除に係る認定を実施する。</p> <p>ウ 透明性のある事業の実施 ① 事業内容の公開 説明会（年2回開催）やホームページ等を通じて、支援制度を周知するとともに、事業の成果等を公開する。</p> <p>② 意見・要望等の把握 助成金交付事業等に対する意見・要望等を把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。</p> <p>エ 成果の創出 助成金交付等を適切に行い、希少疾病用医薬品等及び特定用途医薬品等の製造販売承認申請につなげる。</p>	<p>(2) 特例業務及び承継事業等 【評価軸】 ①成果の実用化、収益最大化のための指導・助言及び評価</p>	<p>(2) 特例業務及び承継事業等 ① マネジメント体制の確立 医薬品等の開発経験を有するプログラムオフィサー等を配置し、適正なマネジメント体</p>			
---	---	---	--	--	--	--

<p>を行うベンチャー企業等を支援する実用化研究支援事業（平成23年度廃止）の既採択案件のフォロー、成果の創出等を行う特例業務を実施するに当たり、適正な体制を構築するとともに、繰越欠損金の解消状況を随時把握し、必要に応じ指導・助言を行うなどマネジメントを強化することにより、研究成果の早期実用化及び収益の最大化を図り、令和10年度までの解消計画の随時見直しを行い、着実に繰越欠損金の解消を図ること。</p> <p>イ 旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構で実施した出資事業に係る資金の回収を行う承継事業等を実施するに当たり、適正な体制を構築するとともに、研究成果の実用化により将来得られる収益見込みを精査し、毎年度</p>	<p>行うベンチャー企業等を支援する実用化研究支援事業（平成23年度廃止）の既採択案件のフォロー、成果の創出等を行う特例業務を実施するに当たり、適正な体制を構築するとともに、繰越欠損金の解消状況を随時把握し、必要に応じ指導・助言を行うなどマネジメントを強化することにより、研究成果の早期実用化及び収益の最大化を図り、令和10年度までの解消計画の随時見直しを行い、着実に繰越欠損金の解消を図る。</p> <p>また、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構で実施した出資事業に係る資金の回収を行う承継事業等を実施するに当たり、適正な体制を構築するとともに、研究成果の実用化により将来得られる収益見込みを精査し、毎年度見直すなどマネジメントを強</p>	<p>を行うための支援体制が確立されているか。</p> <p>②実施状況、新たな技術動向等にも機動的に対応し、収益の最大化に向けた支援が図られているか。</p> <p>③成果が社会的価値である国民の健康福祉の増進に貢献するものであるか。</p> <p>④繰越欠損金の解消が進んでいるか。</p> <p>①について、 【評価指標】 ・支援体制の確立の有無 【モニタリング指標】 ・プログラムオフィサーの人数</p> <p>②について、 【評価指標】 ・外部評価委員による評価の有無 【モニタリング指標】 ・事業実施者への訪問等による支援実績 ・収益の最大化に関する指導・助言実績</p> <p>③について、 【評価指標】 ・薬事承認取得により実用化（上市）がなされる等、収益が生じた件数 【モニタリング指標】 ・実用化が見込まれる知的財産権の創出や技術の開発の支援の実績 ・事業実施者が治験を実施することにより、被験者への投与がなされた事例の実績</p>	<p>制の最適化を図るとともに、専門的知見から成果の最大化を図るための指導・助言を行った。また、各分野の先端技術及び開発に広く精通した外部専門家等を委員として委嘱し、書面評価及び面接評価によって専門的評価を行う評価体制を構築し、中立かつ公正な評価を行った。</p> <p>② 適切なマネジメントの実施 プログラムオフィサーが参加する進捗状況報告会、外部評価委員が参加する評価会議等における事業者からの研究計画の達成度、今後の研究計画、財務状況、収益性に関する報告やヒアリングにより進捗状況を把握した。また、企業及び研究協力者を訪問し、より詳細な進捗状況を把握するとともに、プログラムオフィサー及び外部専門家の評価結果を踏まえ、指導・助言を行った。さらに、知的財産戦略支援に関する専門家等も活用し、知的財産戦略、ライセンス戦略、薬事戦略等の実施支援を行った。</p> <p>③ 成果の創出 進捗状況報告会、企業訪問等において、繰越欠損金の解消につながる売上納付対象となる収益の把握、開発の進捗状況を把握し、早期事業化に向けた指導・助言を実施した。特例業務については、平成27年度から令和2年度の間計3件（約700万円）売上納付があった。また、平成30年度に1件承認が得られた製品があり、既に承認が得られている製品1件と合</p>			
---	--	--	---	--	--	--

<p>見直すなどマネジメントを強化することにより、研究成果の早期実用化及び収益の最大化を図り、事業終了年度の令和5年度までに繰越欠損金の最大限の解消を図ること。</p> <p>なお、研究成果の実用化により将来得られる収益見込みと事業終了による回収額を比較し、事業終了による回収額が上回る場合は、事業終了年度前の事業の終了を含め承継事業の抜本的な見直しを行うこと。</p>	<p>化することにより、研究成果の早期実用化及び収益の最大化を図り、事業終了年度の令和5年度までに繰越欠損金の最大限の解消を図る。</p> <p>なお、研究成果の実用化により将来得られる収益見込みと事業終了による回収額を比較し、事業終了による回収額が上回る場合は、事業終了年度前の事業の終了を含め承継事業の抜本的な見直しを行う。</p> <p>ア 適正なマネジメント体制及び評価体制の構築</p> <p>① プログラムオフィサー等によるマネジメント体制の構築</p> <p>成果の最大化を図るため、マネジメント力が発揮できるよう、医薬品等の開発経験を有するプログラムオフィサー等による指導・管理体制の構築を図る。</p>	<p>④について、</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施者が薬事承認を取得することにより実用化がなされ、繰越欠損金の解消に貢献した事例の有無 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越欠損金の解消の経年変化 ・新たな技術動向等を踏まえた繰越欠損金の解消計画の随時見直しの有無 	<p>わせて計2件の販売が行われている。承継業務については、平成23年度から導出先企業において販売されている製品があり、出資法人が収益を得ている。さらに、出資法人の成果を用いて開発された技術について、国内外の企業に対してライセンス契約が締結され、ロイヤリティーが得られている。</p> <p>④ 繰越欠損金の計画的な解消</p> <p>毎年度末に繰越欠損金に関する計画策定委員会を開催し、翌年度の繰越欠損金に関する計画を策定した。当該計画に基づき、繰越欠損金の最大限の減少に向けた継続性のある指導・助言を行った。承継事業については、毎年度、将来収益を見通した上で、外部専門家の意見を踏まえ、期待される収益が管理コストを上回る可能性がないと判断された場合は、速やかに出資法人の解散整理等の措置を講じることとしているが、現時点では管理コストを上回る収益が見込まれたため、1社について存続を認めた。</p> <p><参考>繰越欠損金残高と当期総利益等の経年推移 (単位：百万円)</p> <p>○特例業務 経常利益</p> <p>平成27事業年度：2、平成28事業年度：1、平成29事業年度：1、平成30事業年度：1、令和1事業年度：1、令和2事業年度：7 (売上納付金)</p>			
---	--	---	---	--	--	--

	<p>② 外部評価委員による評価の実施 中立かつ公正な評価を行えるよう、外部評価委員会による評価の実施等、適正な評価体制の構築を図る。</p> <p>イ マネジメントの実施について</p> <p>① 進捗状況の把握 プログラムオフィサーが参加する進捗状況報告会、外部評価委員が参加する評価会議等に実用化支援及び開発促進の対象事業者の出席を求め、進捗状況を把握する。</p> <p>② 早期事業化に向けた支援 進捗状況から開発が遅延している要因を分析するとともに、技術的支援や関係機関との連携等を講じ、早期事業化に向けた支援を行う。</p> <p>③ 収益の最大化に向けた支援</p>		<p>平成 27 事業年度：－、平成 28 事業年度 1：、平成 29 事業年度：0、平成 30 事業年度：－、令和 1 事業年度：－、令和 2 事業年度：6 当期総利益 平成 27 事業年度：2、平成 28 事業年度：1、平成 29 事業年度：1、平成 30 事業年度：1、令和 1 事業年度：1、令和 2 事業年度：7 繰越欠損金 平成 27 事業年度：△6,524、平成 28 事業年度：△6,522、平成 29 事業年度：△6,521、平成 30 事業年度：△6,521、令和 1 事業年度：△6,520、令和 2 事業年度：△6,513</p> <p>○承継業務 経常利益 平成 27 事業年度：5、平成 28 事業年度：－、平成 29 事業年度：4、平成 30 事業年度：7、令和 1 事業年度：6、令和 2 事業年度：5 (売上納付金(配当)) 平成 27 事業年度：－、平成 28 事業年度：－、平成 29 事業年度：－、平成 30 事業年度：－、令和 1 事業年度：－、令和 2 事業年度：－ 当期総利益 平成 27 事業年度：5、平成 28 事業年度：0、平成 29 事業年度：4、平成 30 事業年度：10、令和 1 事業年度：7、令和 2 事業年度：7 繰越欠損金 平成 27 事業年度：△25,393、平成 28 事業年度：△25,393、平成 29 事業年度：△25,389、</p>			
--	---	--	--	--	--	--

		<p>関連市場に関する情報収集、売上高を増加させるための情報発信等について、指導・助言により収益の最大化に向けた支援を行う。</p> <p>ウ 成果の創出について 実用化が見込まれる知的財産権の創出や技術の開発を支援することにより、承認取得を目指し、実用化による収益を確保する。</p> <p>エ 繰越欠損金の計画的な解消 ① 特例業務 適切な指導・助言により実用化を促し、対象事業者の売上げに基づき当所への売上納付を求めることで収益を確保し、繰越欠損金の最大限の解消を目指す。</p> <p>② 承継事業（承継業務） 適切な指導・助言により実用化を促し、出資法人が売上げを得、出資法人から当所へ配当がなされ</p>		<p>平成 30 事業年度：△25,379、 令和 1 事業年度：△25,372、 令和 2 事業年度：△25,365</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

		<p>ること収益を確保し、繰越欠損金の最大限の解消を目指す。また、将来収益を見通した上で、外部専門家の意見を踏まえ、期待される収益が管理コストを上回る可能性がないと判断された場合は、速やかに出資法人の解散整理等の措置を講ずる。</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 2-2-4-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	健康と栄養に関する事項		
関連する政策・施策	XI-2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	922

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
競争的研究費獲得数（研究代表者分）	30件以上	30件	32件	22件	27件	28件	28件		予算額（千円）	623,523	609,825	971,000	601,447	719,598	844,874	
競争的研究費獲得数（研究分担者分）	23件以上	32件	37件	30件	31件	31件	21件		決算額（千円）	626,138	604,613	695,502	642,410	694,795	740,128	
共同研究・受託研究実施件数	21件以上	21件	18件	18件	32件	21件	23件		経常費用（千円）	626,301	612,235	677,025	654,081	692,436	736,706	
査読付き論文の掲載件数	95件以上	90件	113件	110件	108件	112件	104件		経常利益（千円）	10,683	158,100	△3,851	41,930	△9,425	77,768	
論文等（総説、概論、著書等も含む）の掲載件数	103件以上	93件	82件	57件	89件	71件	57件		行政コスト（千円）	584,099	533,645	579,275	563,082	15,424	14,173	
国内学会等（シンポジウム、講演会等も含む）の発表件数	171件以上	165件	213件	150件	175件	135件	107件		従事人員数	93人	92人	86人	89人	95人	97人	
国際学会等（シンポジウム、講演会等も含む）の発表件数学会発表数	48件以上	46件	40件	51件	37件	38件	13件									
健康増進関連委員会等出席回数（国）	70件以上	93回	76件	68回	58回	67回	45回									
健康増進関連委員会等出席回数（自治体）	1回以上	7回	16件	8回	19回	11回	7回									
海外からの研修生等の受入れ人数	120人以上	126人	149人	123人	46人	139人	54人									
健康食品の安全性等に関するHPのアクセス件数	1日平均14,000件以上	1日平均16,000件	1日平均16,000件	1日平均16,000件	1日平均11,000件	1日平均16,000件	1日平均18,000件									
国民健康・栄養調査の対象世帯の協力率	67.1%以上	67.2% (H26調査)	65.8% (H27調査)	44.4% (H28調査)	59.7% (H29調査)	64.9% (H30調査)	63.5% (R元調査)									
国民健康・栄養調査の結果を用いた論文数	6件以上	—	—	9件	31件	11件	19件									
一般公開セミナー・オープンハウス実施回数	2回以上	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回									

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
<p>B. 健康と栄養に関する事項</p> <p>【重要度：高】</p> <p>栄養と身体活動、食品に関する研究及び人材育成は、国の生活習慣病対策等の施策の推進にエビデンスを提供し、また高齢化社会において重要性が増している健康栄養研究の底上げを図るものであり、国の重要課題である健康長寿社会の形成に向けて、重要かつ基本となる業務であるため。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>栄養と身体活動の観点からの多角的な評価を同時に実施しうる本研究所の独自性・利点を活かすとともに、健康日本21（第二次）、健康・医療戦略、食育推</p>	<p>B. 健康と栄養に関する事項</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>栄養と身体活動の観点からの多角的な評価を同時に実施しうる本研究所の独自性・利点を活かすとともに、健康日本21（第二次）、健康・医療戦略、食育推</p>			<p>自己評価をBと評定する。</p> <p>・「健康食品」の安全性・有効性情報サイトを介した情報提供を継続しており、アクセス数は現中長期を通して目標を達成した。また、本サイトは関連省庁、地方自治体等に引用されており、厚生労働行政にも活用された。さらに、COVID-19感染拡大に対して迅速に対応し、科学的根拠に基づく正しい情報提供を行うことで、国民の健康情報に対する正しい理解に貢献しており、多数のメディアに紹介された。</p> <p>・身体活動基準2013の妥当性及び策定根拠の論文化、高齢者などのエネルギー・栄養素の必要量の確立に関する研究による「日本人の食事摂取基準」策定への貢献、身体活動量の評価法の標準化に関する研究成果による健康づくりのための施策やガイドライン策定への貢献が行われた。他にも、運動療法ガイドラインに関する先行研究、海外のガイドラインの調査を行い、厚生労働省認定の健康増進施設における標準的な運動プログラム（16項目）の策定に研究成果が反映された。</p> <p>・国民健康・栄養調査データを活用した研究による健康日本21（第2次）の分析評価事業や日本人の所得格差と食事の質の差に関する疫学的研究成果を活かした食生活改善に向けた施策への提言、妊娠期の推奨</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p>（業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載）</p> <p><今後の課題></p> <p>（検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載）</p> <p><その他事項></p> <p>（審議会の意見を記載するなど）</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <p><今後の課題></p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <p><その他事項></p>	

<p>進基本計画、戦略市場創造プランなどの政策目標の達成に資することを目的として栄養と身体活動に関する研究を推進すること。</p> <p>また、健康志向の高まりから健康食品の利用が増えている。一方で健康食品の一部には、健康被害の報告もあるため、関係省庁において消費者に対して適正な利用を求めるとともに安全性確保の取組がなされている。本研究所は健康食品等に含まれる素材や成分の使用実態の把握、食品表示を踏まえた有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究を実施し、これらの取組に寄与すること。また、健康食品の適正な選択・利用の推進及び健康被害の未</p>	<p>創造プランなどの政策目標の達成に資することを目的として栄養と身体活動に関する研究を推進する。</p> <p>また、健康食品の一部には、健康被害の報告もあるため、関係省庁において消費者に対して適正な利用を求めるとともに安全性確保の取組がなされている。このような関係省庁の取組に寄与する研究を行うとともに、健康食品の適正な選択・利用の推進及び健康被害の未然防止の観点から情報を幅広く発信していく。</p> <p>さらに、研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科技イノベ活性化法に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。</p> <p>このため、以下に特化・重点化して研究を行う。</p>			<p>体重増加量、妊娠期及び授乳期の至適栄養、妊娠期の至適身体活動量等の科学的エビデンスの系統的レビューの成果に基づく厚生労働省の「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」の改定が行われた。</p> <p>・国民健康・栄養調査等を活用して国際共同疫学研究に参加し、Nature、Lancet等の一流国際誌への論文掲載、エビデンスに基づく国際健康増進施策に貢献した。また、中長期目標期間中、栄養と身体活動に関するWHO協力センターとして若手外国人研究者招へい事業を実施し、アジア栄養ネットワークシンポジウムを隔年度開催した。</p> <p><課題と対応></p> <p>COVID-19に対する国民の不安に乗じて、感染予防に良いと謳った根拠のない情報・製品が市場に出回っていたことから、迅速に各素材についてそのエビデンスレベルを精査し、国民にわかりやすい形で情報提供を行った。本取り組みは各種メディアでも多数紹介され、アクセス数は過去最高値を記録し、不適切な利用による健康被害及び経済被害の抑制につながった。なお、令和2年度は31件（令和元年度は11件）の素材について対応した。</p>		
---	--	--	--	--	--	--

<p>然防止の観点から情報を幅広く発信していくこと。</p> <p>さらに、研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科技イノベ活性化法に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。</p> <p>このため、以下に特化・重点化して研究を行うこと。</p>						
<p>(1) 日本人の健康寿命延伸に資する身体活動と栄養の相互作用に関する研究</p> <p>本研究所の有する、身体活動・栄養に関する高度な専門性を活かし、日本人の知見が不足している高齢者などのエネルギー・栄養所要量の確立に関する研究、ヒト集団における大規模介入研究</p>	<p>(1) 日本人の健康寿命延伸に資する身体活動と栄養の相互作用に関する研究</p> <p>身体活動・栄養研究に関する高度な専門性を活かし、日本人の知見が不足している高齢者などのエネルギー・栄養素の必要量の確立に関する研究、ヒト集団における大規模介入研究等を通じて、身体活動と栄養の相互作用についての解明を進め、健</p>			<p>(1)</p> <p>日本人の健康寿命延伸に資する身体活動と栄養の相互作用に関する研究については、厚生労働省策定の身体活動基準2013で示された基準の妥当性についての検討ならびに策定の根拠の論文化、日本人の食事摂取基準改定に資する研究の実施、身体活動量の評価法の標準化に関する研究などの将来の身体活動基準・指針改定のためのエビデンスの蓄積、大規模コホートの解析に基づく運動の効果と注意点に関する新たな知見の獲得など、生活習慣病予防ならびに健康寿命延伸のための研究が計画どおり進められた。また身体活動の標準的な評価法に関する研究を通し、</p>		

<p>等を通じて、身体活動と栄養の相互作用についての解明を進め、健康寿命の延伸を目指したガイドライン等の妥当性の検証、将来に向けての効果的なエビデンスの構築等を図るとともに、研究成果がガイドラインの改定など施策に反映(活用)されることなどを通じて健康日本21の目標達成に貢献すること。</p>	<p>健康寿命の延伸を目指したガイドライン等の妥当性の検証、将来に向けての効果的なエビデンスの構築等を図るとともに、ガイドラインの改定等に反映(活用)される研究の実施などを通じて健康日本21(第二次)の目標達成に貢献する。具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>ア 厚生労働省の健康づくりのための身体活動基準2013・アクティブガイドの改定や自治体の身体活動施策の策定や遂行に資する身体活動に関する疫学研究及び文献研究を実施する。</p> <p>イ 国民の身体活動・運動習慣や摂食行動に関連する遺伝的要因と社会・環境要因を明らかにする。</p>		<p>1.(1)ア 身体活動基準2013やアクティブガイドの改定に資する、日本人を対象としたコホートをを用いて、身体活動や体力と疾患発症、特に聴覚や視覚の衰えを誘発する疾患などとの関連に関する疫学調査を実施し、研究論文を発表した。(身体活動研究部)</p> <p>1.(1)イ NEXISコホートの約750名の1500項目に及ぶ生活習慣データならびに血液・糞便やDNAサンプルを連携した、健康情報基盤の整備を推進した。NEXISコホートのデータを活用した、身体活動や運動習慣に関連する遺伝子解析や環境要因の分析を進めた。(身体活動研究部)</p>	<p>健康づくりのための施策やガイドライン等に活用可能な研究成果が得られた。(身体活動研究部)</p> <p>・計画期間内に1)アメリカ心臓学会AHAの科学声明「臨床診療での全身持久力評価の重要性」、2)東京都のスポーツガイドライン「Tokyo Style」、3)厚労省認定健康増進施設における「標準的な運動プログラム」の策定に貢献した(身体活動研究部)。</p> <p>特定健診及び特定保健指導の全国データを用いた食事・運動指導効果の推定など、生活習慣病予防ならびに健康寿命延伸のための研究成果は計画どおり進められた。(国際栄養情報センター)</p>		
--	---	--	---	--	--	--

	<p>ウ 肥満や生活習慣病の発症予防・重症化予防、健康寿命の延伸のために有効なエネルギー必要量や身体活動レベル、主要栄養素の摂取法及びその理論的な背景について、提示する。</p> <p>エ 総エネルギー消費量や身体活動レベル、運動量及び身体組成の推定法について提示する。</p> <p>オ 健康の社会的決定要因 (social determinants of health) の考え方に従い、生活習慣</p>		<p>1. (1) ウ 肥満に伴うインスリン抵抗性について、インスリン受容体基質 (IRS-1,2) を介したインスリン作用の選択的インスリン抵抗性発症メカニズム、特に肝臓や炎症における役割を解明し、さらにこれらのデータをもとにどうして肥満になると糖尿病やがんなどが発症するのか体系的な考えを示すことができた。(臨床栄養研究部)</p> <p>1. (1) ウ 要支援レベルの高齢者を対象として、総エネルギー消費量とその関連因子を明らかにするために、施設入所高齢者や有疾患患者の体重の変化を追跡し、総エネルギー消費量および身体活動レベルとその後体重変動との関係から、総エネルギー消費量からエネルギー必要量を求める際に考慮すべき点 (例: 身体活動レベルの下限値) を明らかにした。 糖尿病患者や COPD 患者、および自立高齢者において、活動量計などを用いた身体活動レベルや総エネルギー消費量の推定の妥当性を検討した。 ヒューマンカロリメーター法に精通している世界中の研究者らと協力し、標準化した研究方法をまとめ論文化した。 時間栄養学研究として、時計遺伝子の発現は、摂取内容および組織により異なることを動物実験で明らかにした。(栄養・代謝研究部)</p> <p>1. (1) ウ 特定健診及び特定保健指導の全国データを用いて、積極的支援による食事・運動指導が健診項目に及ぼす効果を、食事指導のみ、運動指導のみ、食事・運動指導併用の別に推定し比較した。その結果、腹囲や BMI は男女とも食事指導や運動指導により低下したが、血圧や HDL コレステロールへの効果は男女で異なることを明らかにした。(国際栄養情報センター)</p> <p>1. (1) エ 防衛装備庁からの委託事業により、自衛官の総エネルギー消費量や基礎代謝量の測定、ならびに身体活動量や食事調査を 140 名で実施、それに準ずる質問紙調査を 2200 名対象に実施するなど、契約どおり完了し、自衛官のための栄養摂取基準策定に資する科学的エビデンスを提供した。(栄養・代謝、栄養疫学・食育、身体活動研究部)</p> <p>1. (1) オ 国民健康・栄養調査結果をもとに、1975 年以降の日本人成人におけるエネルギー摂取量とエネルギー消費量の不均衡と BMI の推移をシミュレーションモデルにより明らかにした。(国際栄養情報センター)</p>			
--	--	--	--	--	--	--

<p>病等の増加を引き起こす社会環境の構造的要因を明らかにする。</p> <p>カ 生活習慣病等の危険因子や病態、合併症に関する健康格差の実態を明らかにする。</p> <p>キ 研究発表や委員会等の場を通じて地方自治体の関係者に対して「運動しやすいまちづくり環境整備」の取組を働きかける。</p> <p>(2) 日本人の食生活の多様化と健康への影響及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価し、それが健康に及ぼす影響について疫学的研究を行うこと。また、その成果を活かした食生活改善に向けた施策への提言を行うとともに、生活習慣病</p>	<p>病等の増加を引き起こす社会環境の構造的要因を明らかにする。</p> <p>カ 生活習慣病等の危険因子や病態、合併症に関する健康格差の実態を明らかにする。</p> <p>キ 研究発表や委員会等の場を通じて地方自治体の関係者に対して「運動しやすいまちづくり環境整備」の取組を働きかける。</p> <p>(2) 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> <p>食生活の多様化に伴う変化を科学的に評価し、それが健康に及ぼす影響に関する疫学的研究を行う。また、その成果を活かした食生活改善に向けた施策への提言を行うとともに、生活習慣病の予防法の確立や健康格差の縮小に有用な研究成</p>		<p>1. (1) カ 日本人の高齢者を対象としたシミュレーションモデルを作成し、死亡率や要介護移行率の変化に関するシナリオ別に医療費・介護費の推移を明らかにした。(国際栄養情報センター)</p> <p>1. (1) キ 日本学術会議の第二部健康生活委員会、健康・スポーツ分科会、生活習慣病分科会において、提言表出のための検討を行った。また、東京都スポーツ振興審議会や東京都自転車活用推進計画検討会に委員を派遣した。(身体活動研究部)</p>	<p>(2) 国民健康・栄養調査データを活用した研究による健康日本 21 (第2次) の分析評価事業や日本人の所得格差と食事の質の差に関する疫学的研究成果を活かした食生活改善に向けた施策への提言、妊娠期の推奨体重増加量、妊娠期及び授乳期の至適栄養、妊娠期の至適身体活動量等の科学的エビデンスの系統的レビューの成果に基づく厚生労働省の「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」の改定が行われた。厚生労働省の「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」の改定に資する研究が行われた。</p> <p>また、災害時の衛生問題について、東日本大震災時の栄養士の活動報告書を質的に分析し、</p>		
---	---	--	---	---	--	--

<p>の予防法の確立や健康格差の縮小に有用な成果を上げること。</p>	<p>果を上げる。具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>ア 生活習慣病等における遺伝素因と環境因子及びその相互作用を解明する。</p> <p>イ 平常時のみならず災害時等の多様な生活状況における健康の保持・増進のための研究を行う。</p>		<p>1. (2) ア 民族共通な 4 つと日本人に特徴的な 3 つの 2 型糖尿病になりやすい遺伝子を同定することができた。(臨床栄養研究部)</p> <p>1. (2) ア 小児の過体重および肥満の発症率について、年齢による変化の男女差、関連する要因を明らかにした。日本における非感染性疾患のリスクに対する薬物療法の効果について、長期推移を明らかにした。非感染性疾患と危険因子に関する国際共同研究に参加し、日本を含む世界各国のデータによる世界の循環器疾患リスク、血圧、身長、糖尿病、BMI に関する研究論文の一流国際誌への発表に貢献した。(国際栄養情報センター)</p> <p>1. (2) イ 大規模な多目的コホートである JPHC スタディのデータを用い、居住地の国勢調査データから地理的貧困度を算出し、食物摂取頻度調査から計算した 70 点満点の食事バランスガイド遵守得点で中央値以上の群を食事の質の良い群、中央値未満を質の低い群とした。地理的貧困度が低い地域に居住しておりかつ食事の質が良い人を基準とした場合、貧困度が高く食事の質が低い人では平均 16.5 年のフォローアップ期間中に死亡するリスクが 1.2 倍であった。また、平成 26 年国民健康・栄養調査結果の再解析では、男女ともすべての年齢区分で低所得層では高所得層より食事の質が低い傾向がみられた。健康寿命のさらなる延伸のためには、所得格差による食事の質の差をいかにし縮小するかが課題であると示された。(栄養疫学・食育研究部)</p> <p>1. (2) イ 肥満糖尿病患者、ALS 患者や運動機能疾患の患者、要支援レベルの高齢者を対象として、総エネルギー消費量とその関連因子を明らかにした。(栄養・代謝研究部)</p> <p>1. (2) イ 災害時の衛生問題について、東日本大震災で被災地派遣した栄養士 599 名の発災 1 か月～6 か月後の活動報告書を質的に分析し、被災地での衛生問題として食料、調理、水回り、居住空間に関する課題を抽出した。災害時には栄養改善が不可欠であること、弁当に移行するだけでなく、栄養士等が質を改善すること、炊き出しなどその他の方法の食事提供と組み合わせることが必要であることを農林水産省 家庭用備蓄ガイド、日本栄養士会 赤ちゃん防災プロジェクト</p>	<p>課題を抽出、農林水産省等のガイドラインに反映させた。</p> <p>・NCD 要因の分布と管理状況に関する国際共同研究等に参画する等の取組を行うと共に、被災地における衛生上の問題の実態把握等を行い、計画どおりの研究成果が得られた。(国際栄養情報センター)</p>		
-------------------------------------	---	--	--	--	--	--

<p>(3) 健康食品を対象とした</p>	<p>ウ 栄養ケアニーズの高い集団の健康の維持・増進に資する研究を行う。</p> <p>エ 国及び地方自治体等の施策の推進に資するため、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に関する研究を行う。</p> <p>オ 行政における検討会等の場を通じて食生活の改善や行政施策の推進に関する提言を行う。</p> <p>(3)健康食品を対象とした有効</p>	<p>ト 手引き等のガイドラインに組み込んだ。(国際栄養情報センター)</p> <p>1.(2)ウ 先行研究によりフレイルやサルコペニアの予防のために必要とされている体重あたり 1.2g というたんぱく質摂取の推奨量には満たない人の割合は、平成 24 年国民健康・栄養調査結果の再解析によれば 30 歳以上のすべての年代で 40%以上であった。また、筋肉増強のために必要なアミノ酸であるロイシンの 1 食あたり 2.5g の摂取が勧められているが朝食や昼食で不足している人が多かった。(栄養疫学・食育研究部)</p> <p>1.(2)エ 国民健康・栄養調査結果の「見える化」や年次推移の検討を行い、情報発信サイトで日本語と英語で昭和 21 年以降の集計表や年次推移を公表している。 (https://www.nibiohn.go.jp/eiken/kenkounippon21/index.html) 栄養摂取状況調査のほかにも実施されている、身体状況調査や生活習慣調査の調査項目の変遷について論文発表を行った。また、個人別の栄養素等摂取量の推計が開始された 1995～2016 年のエネルギー摂取量および脂質・たんぱく質のエネルギー摂取量に占める割合、1000kcal あたりのナトリウム摂取量の推移について検討した。年齢調整後のエネルギー摂取量は男女ともに 2010 年以降は減少傾向が止まっているものの、脂質の占める割合が増加傾向にあった。一方、1000kcal あたりのナトリウム摂取量は長期減少傾向がみられた。今後は減塩を進めつつ脂質摂取量を抑制する食環境づくりが必要と考えられる。(栄養疫学・食育研究部)</p> <p>1.(2)オ 平成 25 年から 10 年間の国の健康増進政策である「健康日本 21 (第二次)」の中間評価報告書が平成 30 年 9 月に厚生労働省から公表された。この公表にあたっては、専門委員として参画するとともに、目標項目の達成率の評価に用いられている国民健康・栄養調査の結果について特別集計を実施した。令和 3 年 3 月、15 年ぶりの改定となる「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」の公表に令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊産婦のための食生活指針の改定案作成および啓発に関する調査研究」の成果が活用された。 また、令和 3 年 3 月農林水産省が公表した第 4 次食育推進基本計画に対し、食育推進評価専門委員会にて生涯を通じた食育の重要性や、働き盛り世代の健康課題を取り入れることの重要性を提言し、その結果「重点事項 1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 (国民の健康の視点)」が採用された。(栄養疫学・食育研究部)</p>	<p>(3) 健康食品を対象とした有効性評価及び健康影響</p>		
-----------------------	--	--	----------------------------------	--	--

<p>有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>健康食品に関する国民の関心が高まる一方で、自由な経済活動を確保しようとする流れもある。こうした中、公平・公正な視点から健康食品等に含まれる素材や成分の有効性と健康影響に関する調査研究を進め、利用度の高い素材や成分についてエビデンスを構築し、国民の食に関する安全の確保及び業の健全な進展に資すること。また、健康食品の適正な利用のため安全性・有効性情報データベースを通じて情報提供を行い、1日平均で8,000件程度のアクセス件数を確保する。</p>	<p>性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>健康食品に関する国民の関心が高まる一方で、自由な経済活動を確保しようとする流れもある。このような現状に鑑み、公平・公正な視点から健康食品等に含まれる素材や成分の有効性と健康影響に関する調査研究を進め、利用度の高い素材や成分についてエビデンスを構築し、国民の食に関する安全の確保及び業の健全な進展に資する。また、安全性・有効性情報データベースによる情報提供を通じて健康食品の適正な利用を推進する。具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>ア 健康食品等に含まれる食品成分に関して、実</p>		<p>1. (3) ア.</p> <p>・健康食品に含まれる素材や成分について、利用度、健康被害状況及び科学的根拠の有無等から選択した、エゾウコギ、甘草、葛の花</p>	<p>評価に関する調査研究</p> <p>・健康食品を対象とした有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究としては、利用頻度が高い、あるいは健康被害情報に基づき検証が必要な健康食品に含まれる素材・成分について、安全性・有効性に関する基礎的なエビデンスを構築することで、食品の安全性に貢献した。具体的には、健康食品に含まれるエゾウコギ、甘草、葛の花由来イソフラボン、松樹皮、及びコレウス・フォルスコリー抽出物、並びにレスベラトロール、茶カテキン成分等を対象とし、これらの有効性及び健康影響評価を正常マウス、閉経後モデルマウス、廃用性モデルマウス、NAFLD/NASH発症マウス及び細胞を用いて行った。</p> <p>安全性を含めた健康影響評価を人で実施するのは困難であり、動物モデルや細胞を用いた検討が必要である。これらの評価結果を中立公正な視点から論文化しエビデンスを蓄積したことは、健康食品の安全性・有効性を考慮する上で重要である。</p> <p>また、健康食品による健康被害情報を踏まえた安全性評価系の構築を目指しており、データベースを利用することで、これまでの健康食品の被害情報や基礎的な知見等の幅広い情報か</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>社会における使用実態を把握するとともに、食品表示を踏まえた有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究を実施し、利用度の高い素材、成分についてエビデンスを構築する。</p> <p>イ 健康食品等に関する対応としてホームページ</p>		<p>由来イソフラボン及び松樹皮抽出物、並びに茶カテキン成分等を対象とし、これらの有効性及び健康影響評価を雌性マウス、閉経後モデルマウス、廃用性モデルマウス及び細胞を用いて行った。健康食品による被害状況の重篤度及び発生件数から、安全性評価は肝臓薬物代謝酵素、エストロゲン様作用に、有効性評価はお腹の脂肪量や骨密度への影響等に着眼した。ヒトの摂取目安量の範囲内では、これらの健康食品素材・成分摂取により安全性・有効性ともに大きな影響は認められなかったが、甘草抽出物及び松樹皮抽出物の過剰摂取では、一部の肝臓薬物代謝酵素活性への作用が認められた。これらの研究結果は、健康食品の安全性・有効性の科学的根拠として、健康食品による健康被害の未然防止や健康の保持増進につながるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品による健康被害情報を踏まえた安全性評価系を開発するため、肝機能に着目し健康食品データベースから健康食品素材・成分を抽出したところ、211素材のうち、57素材がポリフェノール類を含む素材であった。現在、健康食品に含まれる素材・成分の肝臓薬物代謝酵素への影響を簡便に評価する細胞での評価系を検討している。安全性評価系の構築は、健康食品の未然防止につながるものとする。 ・食品中に含まれる抗酸化物質が健康に及ぼす影響を明らかにするための疫学研究に資するべく、185品目の食品の抗酸化能をOxygen Radical Absorbance Capacity (ORAC 法)を用いて数値し、データベース化し、公表した。 ・マウスを用いた検討により、健康食品素材であるレスベラトロールおよびコレウス・フォルスコリが肝臓薬物代謝酵素である CYP の活性を増強することを明らかとした。 ・マウスを用いた検討により、正常マウスと比較し、NAFLD/NASH を発症させたマウスでは CYP 活性が変動していることを明らかとし、健常者と病者では健康食品と医薬品との相互作用の影響が異なる可能性が示唆された。 ・未成年、大学生、成人、病者を対象として健康食品の利用実態調査を行い、一定の割合で医薬品と併用している者がおり、また健康食品の利用が原因と思われる健康被害が発生していることを明らかとした。 ・薬剤師を対象とした調査において、健康食品への認識が十分でないため、現場での聞き取りが十分でない実態が明らかとなったことから、薬学部生を対象に教育介入を行い、講義により意識の改善につながることを明らかとした。(食品保健機能研究部) <p>1. (3) イ.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞・雑誌への掲載数と講演数 <p>毎日新聞、読売新聞等、主要報道機関への掲載多数</p>	<p>ら、肝機能を介した健康被害を生じる可能性のある健康食品素材・成分を明らかにした。現在、肝臓薬物代謝酵素に着目した細胞の評価系を検討している。本評価系の構築は、健康食品による健康被害の検証や未然防止につながるものと期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品中に含まれる抗酸化物質が注目されているが、人が摂取するのは成分ベースではなく食品として摂取している。そのため、食品としての抗酸化能データベースは健康影響を考察する上で重要である。 ・健康食品の利用が増えていることは知られているが、各年代における利用実態を調査し、その特徴、問題点を把握し論文化したことは健康被害の未然防止に極めて重要である。また、専門家においても健康食品への認識が十分でないことを明らかとしたことにより、薬学部生への教育介入とともにその効果を検証したことで、今後の薬剤師育成において貢献した。 <p>・「健康食品」の安全性・有効性情報サイトを介した情報提供を継続しており、そ</p>		
--	--	--	---	---	--	--

<p>(4) 国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するための関連研究領域の基礎的、独創的及び萌芽的な研究</p> <p>国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するため、課題克服、エビデンス創出等を目指した関連領域の研究を行うとともに、我が国のヒトに関する健</p>	<p>ジを活用した情報発信、安全性情報の収集による健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止、健全な生活習慣の推進に関する研究を行う。安全性・有効性情報データベースへのアクセス件数は1日平均で8,000件程度を確保する。</p> <p>(4) 国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するための関連研究領域の基礎的、独創的及び萌芽的な研究</p> <p>国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するため、課題克服、エビデンス創出等を目指した関連領域の研究を行うとともに、我が国のヒトに関する健康・栄養研究の底上げを目指す。具体的に</p>	<p>関連省庁、地方自治体、学術集会シンポジウム等、講演多数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報掲載件数と更新件数 <p>最新ニュース（新規：698件）、基礎知識（新規：7件）、特定保健用食品/その他解説（新規：178件、更新：31件）、被害関連情報（新規：1,178件）、素材情報データベース（新規：201件、更新：1,882件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス件数 <p>HFNet 16,839回/日 (平成27年度～令和2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知度と情報提供法の妥当性のチェック状況 ・HFNet 認知度 <ul style="list-style-type: none"> 一般消費者：12.4% 専門職：29.9% <p>令和元年度に HFNet の利活用に関する実態調査を行い、情報提供方法の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリンク件数 <p>厚生労働省、消費者庁、農林水産省、内閣府、国民生活センター、食品安全性委員会、日本医師会、日本薬剤師会、日本栄養士会の他、東京都、愛知県、大阪府の主要な政令指定都市をはじめ多数リンク先実績あり（食品保健機能研究部）</p>	<p>1. (4) コホートデータを利用して、データキュレーションを行い、次元削減・可視化の手法を適用することで、データ間の相関を定義するための重要指標の抽出を行った。さらに、複数種の機械学習技術を用いた判別モデルを構築し、アンサンブル評価による指標抽出を行った。(AI栄養研究)</p> <p>1. (4) 健康・栄養研究における代謝関連エビデンスの向上に向けて、代謝知識基盤としての代謝モデル構築、代謝シミュレーション技術の開発ならびに代謝に関連する文献知識整理技術の開発を行った。(AI栄養研究)</p>	<p>の取り組みの成果として、関連省庁、各団体にリンクが貼付されただけでなく、講演依頼や各種取材に繋がっており、直接的・間接的な情報提供に役立っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本データベースは迅速な対応が可能である点が特徴であり、COVID-19 感染拡大時期には迅速に科学的根拠に基づく正しい情報提供を行うことで、国民の健康情報に対する正しい理解に役立っている。これは、各種メディアで取り上げられた。 ・その一方で、HFNet 認知度が低いことも明らかとなったことから、さらに認知度を向上させるための対策も開始した。 		
---	---	---	---	--	--	--

<p>康・栄養研究の底上げを目指すこと。</p>	<p>は、以下の取組を行う。</p> <p>ア 公衆衛生上の課題克服等に役立てるための研究を実施する。</p> <p>イ 我が国のヒトに関する健康・栄養研究の底上げを図るため、新規受入れ研究者の上記研究の実施による育成を図る。</p>		<p>2, (4)ア 京都府亀岡市の地域在住高齢者を対象とした運動や栄養を中心とした介護予防・健康づくりプログラムの作成及び効果検証やその追跡研究、食品摂取量を調査する手法の妥当性検証に関する研究を実施し、成果を論文等で公表した。</p> <p>プレフレイル（働く世代からのフレイル）対策の確立を目指す、大阪府健康格差解決プログラム促進事業を実施し、知見を論文化した。また、フレイル評価ツールおよび、フレイル予防プログラムを開発し、社会実装に必要な業務を行った。</p> <p>(身体活動研究部)</p> <p>2, (4)イ 外部資金や推進枠交付金を通して、若手の特別研究員や研究技術補助員を雇用し、育成を行った。これらの人材を複数の研究事業に効率的に配置し、一定の成果を上げた。(身体活動研究部)</p>			
<p>2. 法律に基づく事項</p> <p>本研究所が行うこととされている健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の実施に関する事務並びに健康増進法及び食品表示法の規定により収去された食品の試験について以下のように取り組むこと。</p> <p>(1) 国民健康・栄養調査に</p>	<p>2. 法律に基づく事項</p> <p>健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の実施に関する事務並びに健康増進法及び食品表示法の規定により収去された食品の試験について以下のような取組を行う。</p> <p>(1) 国民健康・栄養調査に</p>			<p>(1) 中長期目標期間中の全ての国民健康・栄養調査</p>		

<p>関する事項 国民健康・栄養調査は国や地方公共団体における施策を検討する上での基礎データとなるものであり、本研究所においてはこれまでの業務の実施において培ったノウハウを活かしつつ効率的な実施に努めるとともに、これまでに蓄積されたデータを基に分析を進め、全国や地域レベルでの施策成果を評価できるような調査の高度化に資する研究を実施すること。また、国や地方公共団体の健康増進施策の推進に専門的な立場から協力すること。</p>	<p>る事項 国民健康・栄養調査は国や地方公共団体における施策を検討する上での基礎データとなるものであるとの認識の下、以下のような取組を行い、国民健康・栄養調査の実施における改善及び充実を図る。</p> <p>ア これまでに培ったノウハウを活かしつつ国民健康・栄養調査を効率的に実施する。</p> <p>イ 国民健康・栄養調査の集計業務については、「健康日本21（第二次）」等の政策ニーズに対応した集計を行う。</p> <p>ウ これまでに蓄積されたデータを基に分析を進め、全国や地域レベルでの施策成果を評価できるようにするなど、調査の高度化に資する研究を実施する。</p>		<p>2. (1) ア 平成27年～令和元年国民健康・栄養調査の集計業務について、すべて滞りなく実施した。また、平成30年調査の実施に当たっては、栄養摂取状況調査結果入力専用サイト「食事しらべ」の開発と運用を行い、また操作マニュアル（動画）の公開も行った。（栄養疫学・食育研究部）</p> <p>2. (1) イ 平成29年国民健康・栄養調査調査において史上初の60歳以上を対象とした多周波インピーダンス法による四肢骨格筋量測定結果を、たんぱく質摂取量及び肉体労働をしている時間別に集計するなど、今後のフレイル予防対策に必要な結果を算出した。また、令和元年国民健康・栄養調査では食習慣改善の意思の状況について、集計を実施した。（栄養疫学・食育研究部）</p> <p>2. (1) ウ 健康日本21（第二次）分析評価事業のサイトで国民健康・栄養調査データを活用した研究論文（2015年4月～2021年3月:75報）を紹介（当所からは28報を発表）している。また、12の地域ブロック別に見た場合の成人のエネルギー、エネルギー産生栄養素バランス、1000kcalあたりの食塩、野菜、果物の摂取量の年次推移（2003-2017年）を分析した。すべての地域で炭水化物エネルギー比率と1000kcalあたりの食塩摂取量の減少が認められた。（栄養疫学・食育研究部）</p> <p>2. (1) エ 国民健康・栄養調査企画解析検討会、国民健康・栄養</p>	<p>の集計業務について滞りなく実施するとともに、より効率的な調査方法として「食事しらべ」の導入を行ったこと、政策ニーズに対応した集計として、今後のフレイル予防に必要な結果を算出した点は評価できる。更に、国民健康・栄養調査データを活用した研究の論文の紹介や年次推移の検討等、調査の高度化に資する研究が計画どおり行われた。国の国民健康・栄養調査に関する検討会に構成員として参画したことも評価できる。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

<p>(2) 収去試験に関する業務及び関連業務</p> <p>食品表示は、消費者が栄養成分や熱量の摂取状況の目安を把握して自らの健康増進に資するための情報であり、当該食品の成分量が正しく表示されている必要がある。本研究所は、健康増進法第27条第5項及び食品表示法第8条第7項の規定により本研究所が行うこととされている収去された食品の試験業務並びに健康増進法第26条第3項の規定による特別用途食品の許可試験を的確に実施するとともに、成分分析に係る分析値の信頼性を向上</p>	<p>エ 国や地方公共団体の健康増進施策の推進に専門的な立場から協力する。</p> <p>(2) 収去試験に関する業務及び関連業務</p> <p>食品表示は、消費者が栄養成分や熱量の摂取状況の目安を把握して自らの健康増進に資するための情報であり、当該食品の成分量が正しく表示されている必要がある。このような食品表示の重要性に鑑み、以下のような取組を行い、関連省庁における食品表示に関する取組に専門的な立場から協力する。</p> <p>ア 健康増進法第27条第5項及び食品表示法第8条第7項の規定により、収去された食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。また、収去試験を民間試験機関で適切に実施するため、検査方法の標準化及び</p>		<p>調査企画解析検討会自治体ワーキンググループに構成員として参画した。(栄養疫学・食育研究部)</p> <p>評価軸①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015～2020年度において、収去試験は実施されなかった。 ・消費者庁から委託を受け、外部機関と共同して、特別用途食品・特定保健用食品・機能性表示食品の買上調査を行い、関与成分等の含有量の確認試験を実施し、全て期間内に報告した(2017～2020年度。総計407品目)。 ・特別用途表示の許可等に関わる申請・定期報告に関わる申請に基づく試験業務を実施し、全て期間内に報告した(2015年度、1件；2016年度、2件；2017年度、5件；2018年度、1件；2019年度、1件；2020年度、2件)。 <p>評価軸②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁から委託を受け、特別用途食品(えん下困難者用食品)の試験方法を改良し、論文発表した。本研究成果に基づき改定通知が発出された。 ・ビタミンの微生物学的定量法において検量線による定量精度を高めるため、近似曲線の作成方法について検討し、4パラメータロジスティック回帰が有用であることを見出し、論文発表した。 ・食品添加物としてのカルシフェロール類(ビタミンD₂及びD₃)の分析方法について、単一試験室内で妥当性確認を行い、論文発表した。 ・食品添加物としてのチアミン塩類(ビタミンB₁)の分析方法について、単一試験室内で妥当性確認を行った。 ・消費者庁から委託を受け、特別用途食品(乳児用調製液状乳)中に微量に含まれるセレンの量が許可基準を満たすかどうか試験するため、誘導結合プラズマ質量分析計(ICP-MS)を用いた定量法を開発し、その妥当性を評価し、論文発表した。研究成果に基づき改定通知が発出された。 ・消費者庁から委託を受け、「とろみ調整用食品」の試験方法について、室間共同試験による妥当性確認試験を行い、課題点を明らかにした。研究成果に基づき改定通知が発出された。 ・HPLCを用いて水溶性食物繊維を分析する際に、固相抽出カートリッジを使用することで前処理を簡便化する方法を開発し、室間共同試験による妥当性確認試験を行い、論文発表した。 ・操作に熟練を要する微生物学的定量法で定量されるビタミンB₁₂(VB₁₂)の新たな分析法の開発を目指し、定量菌内でVB₁₂を補酵素とするリボヌクレオチドリダクターゼ(RNR)に着目した。大腸 	<p>(2) 収去試験に関する業務及び関連業務</p> <p>健康増進法及び食品表示法の規定に基づく業務について、2015～2020年度は、消費者庁が収去試験を実施せず、当研究所において収去試験に関する業務は発生しなかった。収去試験に準じる事業として、消費者庁は2017年度から、特別用途食品・特定保健用食品・機能性表示食品の買上調査を実施しており、他機関と協働して適切かつ遅滞なくこれを実施した。また、特別用途表示の許可等に関わる申請・定期報告に関わる申請に基づく試験業務については、全て適切かつ遅滞なく実施した。</p> <p>栄養成分(ビタミンD、ビタミンB₁、ビタミンB₁₂、セレン、水溶性食物繊維)および特別用途食品(えん下困難者用食品、とろみ調整用食品)について分析方法の標準化及び改良を実施し、単一試験室内妥当性確認試験あるいは室間共同試験により、その信頼性を証明した。</p> <p>試験室内外の分析値の信頼性確保については、栄養成分検査に係る外部精度管</p>		
--	---	--	---	---	--	--

<p>するため、検査方法の標準化及び改良、検査精度の維持管理に重点的に取り組み、関連省庁における食品表示に関する取組に専門的な立場から協力すること。</p> <p>なお、食品表示法に基づく栄養表示に関する収去試験の実施は、民間の登録検査機関の活用が進められた場合には、民間の登録検査機関による実施状況に応じて、本研究所の業務を縮小すること。</p> <p>3. 国際協力・産学連携に関</p>	<p>改良など試験手順等について検討を進め、検査精度の維持管理に一層重点的に取り組む。</p> <p>イ 上記の試験及び健康増進法第26条第3項の規定による特別用途食品の許可に係る試験業務を的確に実施する。また、分析技術の確立した試験については、登録試験機関及び登録検査機関における検査の精度管理に努める。さらに、食品表示基準における栄養成分について、分析手法の改良を行う。</p> <p>ウ 食品表示法に基づく栄養表示に関する収去試験の民間の登録検査機関の活用が進められた場合には、民間の登録検査機関による実施状況に応じて、本研究所の業務を縮小する。</p> <p>3. 国際協力・産学連携に関する</p>		<p>菌を用いて組換え RNR を精製し、この RNR が VB₁₂ に応答することを確認した。</p> <p>評価軸③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における栄養成分分析値の分析精度を客観的に評価するための技能試験の方法を開発し、論文発表した。研究成果に基づき消費者庁通知「栄養成分等検査の外部精度管理の実施について（平成29年4月20日消食表第225号）」が発出された。 ・一般財団法人食品薬品安全センターと共同で、上記消費者庁通知に基づく栄養成分検査に係る外部精度管理調査（技能試験）を実施した（実施年度：2017～2020年；総参加機関：延べ293機関；試験項目：熱量・たんぱく質・脂質・食塩相当量・水分・灰分・カルシウム・鉄・食物繊維）。 ・2017～2018年度の栄養成分検査に係る外部精度管理調査（技能試験）結果を解析し、特に炭水化物の分析値に試験室間でのばらつきが大きいことをみだし、論文発表した。 ・試験室内での分析値の信頼性確保のため、分析精度管理試験（FAPAS）に参加し（測定対象ビタミン B₁、B₂、B₆）、分析精度に問題無しとの良好な結果を得た（精度管理試験1件）。 ・登録試験機関を訪問して栄養成分分析の実務担当者との意見を交換し、協力体制の維持増進を図った。 ・食品衛生登録検査機関協会の栄養成分研修会で講演を行い、試験機関間の協力体制の維持を図った。 ・栄養成分等の分析方法等に関して、登録試験機関等からの照会に適切対応し、現行の公定法における問題点について共有した。 <p>評価軸④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁から事業を受託し、2020年12月に公表された日本食品標準成分表八訂(2020年版)の改訂を踏まえ、栄養成分表示のための公定分析法に関する運用上の課題に対応するため、課題を整理し、対応方策の素案を作成した。 ・消費者庁への特定保健用食品申請時の関与成分分析に関するヒアリング及び助言等については、消費者委員会と新開発食品調査部会の審査に係る資料精査等に関する請負業務に係る請負契約を締結し、適切に対応した。 ・栄養成分表示の推定値としても引用される日本食品標準成分表に関して、文部科学省から委嘱を受け、食品成分委員としてその改訂に寄与した（2017～2020年度）。（食品保健機能研究部） 	<p>理調査（技能試験）を実施するための方法論について研究し、2017年度から社会実装した。研究成果は、参加機関にフィードバックするだけでなく、学術論文として一般化し、我が国の食品の栄養成分分析技術の向上に貢献した。</p> <p>上記の取組の成果は、消費者庁通知の発出・改定における科学的根拠となり、以て栄養成分表示の信頼性向上に資するものである。また、消費者庁への特定保健用食品申請時の関与成分分析に関するヒアリング及び助言等の他、行政からの食品表示に関する問い合わせに適切対応して貢献した。</p> <p>3. 国際協力・産学連携に関する事項</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>する事項</p> <p>(1) 国際協力 我が国の健康・医療戦略の政策目標の達成に資するため、栄養と身体活動に関するWHO協力センターに指定されている本研究所の国際的機能を活かして国際協力事業の展開及び共同研究を年間15件程度実施するなど推進を図り、特にアジア太平洋地域において栄養や身体活動のサーベイランスを向上させることなどにより健康・栄養問題の改善に貢献すること。</p>	<p>事項</p> <p>(1) 国際協力 我が国の健康・医療戦略の政策目標の達成に資するため、栄養と身体活動に関するWHO協力センターに指定されている本研究所の国際的機能を活かして国際協力事業の展開及び共同研究の推進を図り、特にアジア太平洋地域における栄養や身体活動のサーベイランスを向上させることなどにより健康・栄養問題の改善に貢献する。具体的には、国内外の学術的ネットワークを活用して以下の取組を行う。</p> <p>ア WHO 協力センターとして栄養・身体活動に関する調査実施に係る技術支援を行う。</p> <p>イ WHO のGEMS/Food プログラム協力機関として食品摂取量の推計に貢献する。</p>		<p>3. (1) ア WHO 西太平洋地域の栄養と身体活動に関するWHO協力センターとして、WHO が主催するワークショップ等に講師またはオブザーバーとして参加し、当研究所の栄養と身体活動のサーベイランスにおける知見を提供した。(国際栄養情報センター)</p> <p>3. (1) イ WHO のGEMS/Food プログラム協力機関として、国民健康・栄養調査の集計結果をもとに食品の安全性向上に関する食品摂取量把握に貢献した。(国際栄養情報センター)</p>	<p>(1) 国際協力については、WHO 西太平洋地域の栄養と身体活動に関するWHO協力センターとして、アジア・太平洋諸国の健康・栄養状態の向上に向けた活動を計画どおり実施し、平成25～28年度にわたる1期目の活動内容が評価され、平成29年度末に2期目の指定を受けた。国際協力若手外国人研究者招へい事業の受け入れ、海外からの視察、研修を積極的に受け入れ、主にアジア諸国との研究交流の推進を計画どおり実施した。また、隔年度で第7回から計3回、アジア栄養ネットワークシンポジウムを開催した。日本栄養士会との協力協定のもとベトナムの栄養士養成に協力するとともに、アジア諸国における栄養調査に関する共同研究を実施し、当研究所と諸外国のネットワークの着実な拡充を図った。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

<p>(2) 産学連携等による共同研究・人材育成 科学技術基本計画を踏まえ、本研究所の保有する人材・情報・技術等を活かして、大学</p>	<p>ウ 海外の保健政策担当者及び研究者の人材育成及び能力強化を図る。</p> <p>エ アジア太平洋地域を中心とする研究機関との共同研究を推進し、年間15件程度実施する。</p> <p>オ 栄養・身体活動分野の国際シンポジウムを開催する。</p> <p>カ 我が国の健康・栄養分野の情報を海外へ発信する。</p> <p>(2)産学連携等による共同研究・人材育成 科学技術基本計画を踏まえ、本研究所の保有する人材・情報・技術等を活かして、大学及び民間企</p>	<p>3.(1)ウ 国際協力若手外国人研究者招へい事業により、毎年度1~2名の若手研究者をフィリピン、ベトナム、マレーシア、タイ等から受け入れた(令和2年度は実施せず)。本事業の成果として、フィリピンの国民栄養調査の概要に関する論文を国際誌に発表した。また、JICA「フィジー国生活習慣病対策プロジェクト」の短期専門家派遣および研修生受入に協力した。(国際栄養情報センター)</p> <p>3.(1)エ アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の一環として、日本栄養士会との協力協定のもと、ベトナム・ハノイ医科大学における栄養士養成への協力を行った。アジア太平洋地域を中心とする研究機関との交流、共同研究を、新規と継続を含め、各年度15件実施した。(国際栄養情報センター)</p> <p>3.(1)オ 隔年度で実施しているアジア栄養ネットワークシンポジウムの第7回から第9回をそれぞれ「学童の肥満予防のための施策」、「西太平洋地域におけるSDGs達成に向けた母子栄養改善施策の重要性」、「国民栄養調査を用いた健康格差の評価とモニタリング」をテーマに開催し、WHO西太平洋地域事務局からの基調講演に加え、アジア・太平洋地域の国々からの発表をもとに意見交換を行った。また、国際ワークショップ(IUNS栄養学のリーダーシップ育成国際ワークショップ)を日本学術会議IUNS分科会、公益社団法人日本栄養・食糧学会、特定非営利活動法人日本栄養改善学会との共催で開催した。(国際栄養情報センター)</p> <p>3.(1)カ 当研究所の研究成果、我が国の栄養、施策上の重要なガイドラインについて、英語版ホームページで情報発信を行った。(国際栄養情報センター)</p>	<p>(2)産学連携等による共同研究・受託研究実施件数については目標期間平均で22.2件と目標値をやや上回った。 台風等の自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設において栄養支援を行った。 食育推進に関しては各自治</p>			
--	--	--	--	--	--	--

<p>及び民間企業等との間で研究所研究員の派遣を年間100名程度、研究員の受入れを年間100名程度と積極的にいき、国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究を中長期目標期間中に60件程度と拡充させるとともに、人材の養成と資質の向上、研究設備の共同利用や外部利用を推進すること。これらの取組を通じて我が国における健康栄養の研究の拠点として更に発展を図ること。</p> <p>食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。</p>	<p>業等との間で研究所研究員の派遣や受入れの積極的な実施、国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充、人材の養成と資質の向上、研究設備の共同利用や外部利用の推進を図る。これらの取組を通じて我が国における健康栄養の研究の拠点として更なる発展を図る。また、食育推進基本計画の推進に資する調査研究を行うとともに、効果的に食育を推進するため専門家（管理栄養士等）への情報提供を行う。</p> <p>具体的には以下の取組を行う。</p> <p>ア 大学、連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名程度受け入れるとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名程度を客員教授等として派遣し、本研究</p>			<p>体の取り組みを専用ホームページで情報公開し、毎年開催されてきた食育推進全国大会では研究所の歴史や活動の情報発信を行った。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

<p>4. 情報発信に関する事項</p>	<p>所の持つ情報・技術等の提供や社会への還元及び人材の養成や資質向上を図る。</p> <p>イ 共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行い、中長期目標期間内に60件程度を目標とする。また、新たな民間企業と協同研究を行うなど産業界との共同研究の拡充を図る。</p> <p>ウ 研究施設・設備に関しては、ヒューマンカロリメーターなどの研究設備の大学、他研究機関との共同利用や外部利用を推進する。</p> <p>エ 食育をより効果的に推進するための調査研究を行い、その成果を専門家(管理栄養士等)のみならず広く国民に情報提供し、行政機関等と協調して食育を推進する。</p> <p>4. 情報発信に関する事項</p>		<p>3. (2) イ 台風等の自然災害や新型コロナウイルス感染症等において迅速な後方支援を実施し、栄養支援につなげた。(国際栄養情報センター)</p> <p>3. (2) エ 食育基本法に則って策定されている、平成28~令和2年度までの第3次食育推進基本計画の目標の一つに市町村の食育推進計画を100%にすることが挙げられていた。そこで、他の自治体の取り組みを「見える化」する目的で、専用ホームページで情報公開をした。収集したデータをもとにした論文も執筆した。さらに、毎年6月開催の食育推進全国大会では、展示ブースで研究所の歴史や活動をPRした。(栄養疫学・食育研究部)</p>	<p>4. オープンハウスと一般公開セミナーを予定どおりに開催</p>		
----------------------	---	--	--	-------------------------------------	--	--

<p>国民の身体活動・栄養・食品に対する関心は益々高まっており、メディアなどを介して様々な情報が提供されている。しかし、それらの情報の中には、科学的根拠に基づかない情報がある。一方、本研究所で実施した研究成果を社会に還元するためには、それらの成果を国民に効果的に伝える必要がある。本研究所では、情報収集力を活かして身体活動・栄養・食品に関する国内外の最新情報及び本研究所で実施した栄養や身体活動に関する研究成果をインターネット等を駆使して発信し、健全な生活習慣の普及・啓発を行い、健康日本21（第二次）の政策目標、健康寿命の延伸の</p>	<p>国民の身体活動・栄養・食品に対する関心の高まりを受けて提供される様々な情報の中には、科学的根拠に基づかない情報がある。また、研究成果を社会に還元するための効果的な伝達が必要である。</p> <p>このような現状を踏まえつつ、健全な生活習慣の普及・啓発を行い、健康日本21（第二次）の政策目標、健康寿命の延伸の達成に資するため、以下の取組を行う。</p> <p>ア 国民のニーズ及びインターネット等の動向を踏まえ、健康・栄養・身体活動に関する国内外の最新の情報を収集し提供する。（1日の総アクセス数は約28,000件以上を維持する（健康食品のページを含む。))。</p> <p>イ ニュースレターやホームページ等を介して</p>			<p>するとともに、令和2年度は国立健康・栄養研究所創立100周年記念事業の動画と、健栄研フェスタとして研究紹介の動画を公開した。</p>		
---	--	--	--	---	--	--

<p>達成に資する。最新の身体活動・栄養・食品に関する国内外の情報を収集し、インターネット等を介して情報提供する(1日の総アクセス数は約28,000件以上を維持する(健康食品のページを含む。)) こと。</p>	<p>研究所内の活動や研究成果を効果的に発信する。</p> <p>ウ 外部からの問合せに適切に対応するとともに、それにより国民のニーズを把握できているか検証を行う。</p> <p>エ セキュリティの確保のため、政府方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>オ 講演会の開催等を通じて健康や栄養に関する普及、啓発を図る。</p> <p>カ 幅広い人々に本研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして本研究所を公開する。</p> <p>また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等</p>		<p>4. オ 栄養や食品、身体活動をテーマに、毎年度一般公開セミナー(国立健康・栄養研究所セミナー)を開催した。また、令和2年の国立健康・栄養研究所創立100周年記念事業として、関係者からの祝辞と「健康長寿社会に向けた栄養学の取り組み」と題する記念講演の動画をホームページで公開した。(国際栄養情報センター)</p> <p>4. カ 本研究所の業務を一般の方々に深く理解いただくことを目的として、毎年度オープンハウス(研究所一般公開)を開催した。また、令和2年度は一般公開セミナーとオープンハウスに代えて、各部門の研究紹介や災害時の食事に関する情報提供の動画を健栄研フェスタとしてホームページで公開した。(国際栄養情報センター)</p>			
---	--	--	---	--	--	--

		の見学を積極的に受け入れる。					
--	--	----------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）について、統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項に係る②主要なインプット情報を内数としている。							

様式 2-2-4-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項		
関連する政策・施策	XI-2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	922

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
研究等件数	3件以上	3件	3件	3件	3件	3件	3件		予算額（千円）	30,000	23,500	20,000	18,000	18,000	18,000	
競争的資金獲得件数	1件以上	2件	3件	5件	6件	9件	11件		決算額（千円）	14,651	22,446	18,790	17,546	14,418	15,172	
									経常費用（千円）	7,974	20,255	18,854	16,636	15,424	14,173	
									経常利益（千円）	245	1,410	1,210	2,489	1,575	3,342	
									行政コスト（千円）	7,974	20,255	18,854	16,636	15,424	14,173	
									従事人員数	87人	84人	88人	100人	108人	107人	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
C. 統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項 旧医薬基盤研究所は、これまで我が国の医薬品等の創出に貢献する研究機関として、着実な成果を上げてきたところであり、また、旧国立健康・栄養研究所は、栄養と身体活動に関する国の施策や健康食品を中心とする国民の食の	C. 統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項 旧独立行政法人医薬基盤研究所（以下「旧医薬基盤研究所」という。）は、これまで我が国の医薬品等の創出に貢献する研究機関として、着実な成果を上げてきたところであり、また、旧独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「旧	C. 統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項 【評価軸】 ①研究成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 ②研究成果等が国民の健康の保持増進や安全性の確保に係る研究に示唆を与えているか。 ①について、 【評価指標】 ・具体的な取組事例に係る評価 【モニタリング指標】 ・各種媒体等への掲載、取材	【生活習慣病の新しい予防法に関する研究】 東京や山口、大阪、新潟など日本各地にサンプル・データ取得のための拠点を立ち上げ、現時点で乳幼児から高齢者まで5千名を超える方から、食事や運動などの生活習慣や健康情報などのメタデータと共に、血液、唾液、糞便、母乳などを提供いただき、腸内細菌を始めとする共生微生物や代謝物、免疫因子、ゲノムなどの測定を行い、特に腸内細菌についてはシ	自己評価をAと評定する。主な評定に係る業績は下記のとおりである。 生活習慣病の新しい予防法に関する研究（医薬基盤研究所 ワクチンマテリアルプロジェクト、バイオインフォマティクスプロジェクト、国立健康・栄養研究所 身体活動研究部）：食事・栄養状況や身体活動・運動などの生活習慣と免疫疾患・生活習慣病との関係に関するコホートを拡充し、腸内細菌叢の解析を振興している。 東京や山口、大阪、新潟など日本各地にサンプル・データ取得のための拠点を立ち上げ、現時	評定 ＜評定に至った理由＞ （業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載） ＜今後の課題＞ （検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載） ＜その他事項＞ （審議会の意見を記載するなど）	評定 ＜評定に至った理由＞ （見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載） ＜今後の課題＞ （見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載） ＜その他事項＞	

<p>安全の確保に大きく寄与してきたところである。両法人の統合を踏まえ、革新的な医薬品の研究開発、免疫に関する基礎研究や臨床サンプルを用いた研究等の経験及び薬用植物の鑑別や植物成分の分析等に関する技術を始めとする「医薬品等に関する専門性」と健康食品素材の安全性・有用性に関する研究、生活習慣病に関する基礎研究や疫学調査等の経験及び食品成分分析等に関する技術を始めとする「食品・栄養等に関する専門性」を融合した研究を推進し、国民の健康の保持増進や安全性の確保に資する新たな成果を生み出すため、中長期目標期間中に、例えば以下のような新たな研究課題に取り組むこと。</p>	<p>国立健康・栄養研究所」という。)は、栄養と身体活動に関する国の施策や健康食品を中心とする国民の食の安全の確保に大きく寄与してきたところである。両法人の統合を踏まえ、革新的な医薬品の研究開発、免疫に関する基礎研究や臨床サンプルを用いた研究等の経験及び薬用植物の鑑別や植物成分の分析等に関する技術を始めとする「医薬品等に関する専門性」と健康食品素材の安全性・有用性に関する研究、生活習慣病に関する基礎研究や疫学調査等の経験及び食品成分分析等に関する技術を始めとする「食品・栄養等に関する専門性」を融合した研究を推進し、国民の健康の保持増進や安全性の確保に資する新たな成果を生み出すため、中長期目標期間中に、例えば以下の</p>	<p>及び地域イベント等への出展の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究件数 ・研究の進捗 <p>②について、</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究件数 ・研究の進捗 	<p>ショットガンメタゲノムシーケンシングデータの解析を行い、得られた Taxonomy データ、機能遺伝子データも格納し、メタデータの付随した世界最大級の腸内環境データベースとなっている。さらに得られた腸内細菌叢と様々な身体活動データや生活習慣、腸管免疫に関わる因子との関連を対話的に解析できる統合解析プラットフォーム MANTA を開発し、インハウスの統合解析プラットフォームを用いた解析を進めると共に、本システムを学術誌に報告し、ホームページ上で公開した。</p> <p>さらに同一プロトコルを様々な学術機関や病院に提供し、様々な疾患患者のデータ収集を共同研究として開始した。これまでに収集したデータや動物モデルを用いた解析から、疾患に関連する腸内細菌や食事由来代謝物を同定、もしくは共生メカニズムを解明し、多くの学術論文や学会で発表した。</p> <p>その他、自治体や企業、商工会議所などとの連携も拡大し、介入試験や時間栄養を考慮した解析を含め、次世代型の健康増進システムの構築や製品の有効性評価を可能とするための体制構築と解析を進めている。</p> <p>【健康・栄養分野への AI 技術展開に関する研究】</p> <p>国民健康栄養調査に関する政府統計の e-Stat データを利用して、説明変数と目的変数のデータ組合せの妥当性につい</p>	<p>点で乳幼児から高齢者まで5千名を超える方から、食事や運動などの生活習慣や健康情報などのメタデータと共に、血液、唾液、糞便、母乳などを提供いただき、腸内細菌を始めとする共生微生物や代謝物、免疫因子、ゲノムなどの測定を行い、特に腸内細菌についてはショットガンメタゲノムシーケンシングデータの解析を行い、得られた Taxonomy データ、機能遺伝子データも格納し、メタデータの付随した世界最大級の腸内環境データベースとなっている。さらに得られた腸内細菌叢と様々な身体活動データや生活習慣、腸管免疫に関わる因子との関連を対話的に解析できる統合解析プラットフォーム MANTA を開発し、インハウスの統合解析プラットフォームを用いた解析を進めると共に、本システムを学術誌に報告し、ホームページ上で公開した。</p> <p>自治体や企業、商工会議所などとの連携も拡大し、介入試験や時間栄養を考慮した解析を含め、次世代型の健康増進システムの構築や製品の有効性評価を可能とするための体制構築と解析を進めている。</p> <p>生薬と基原を同一とする健康食品の安全性の検証として、エゾウコギを含有する製品の機能性評価としてエストロゲン活性を測定したところ、全ての試料には有意なエストロゲン活性は認められなかった。</p>		
---	--	--	--	---	--	--

<p>・医薬品と食品の相互作用に関する研究</p> <p>・生活習慣病の新しい予防法に関する研究</p> <p>・健康に関する機能性を表示した食品の品質評価に関する研究</p> <p>【重要度:高】「医薬品等に関する専門性」と「食品・栄養等に関する専門性」を融合した研究を推進することを通じて、国民の健康の保持増進や安全性の確保に資する新たな成果が創出されることが期待され、健康・医療戦略推進法に規定されている世界最高水準の医療の提供や健康長寿社会の形成に貢献し、我が国の健康・医療施策における新しい研究分野を切り拓く可能性の高い業務であるため。</p>	<p>ような新たな研究課題に取り組む。</p> <p>・医薬品と食品の相互作用に関する研究</p> <p>・生活習慣病の新しい予防法に関する研究</p> <p>・健康に関する機能性を表示した食品の品質評価に関する研究</p>		<p>て、統計・機械学習法により検討した。e-Stat データは平均値データであり、AI 解析に十分なデータが提供されていないことも判明したため、現在、国民健康栄養調査データ利用申請中である。</p> <p>日本食・和食指標の抽出に向けて、栄養士監修による網羅的な食事レシピデータを有する「おいしい健康」と共同研究のもと、データ連携を進め、AI 技術の適用により、食分類に関わる指標を抽出した。</p> <p>【フレイルのバイオマーカーの探索に関する研究】</p> <p>初年度はフレイルバイオマーカーの候補となる物質の同定に向け、以下のとおり研究を遂行した。</p> <p>フレイル該当割合と関連する要因を検討し、体格が痩身でも肥満でもフレイルのオッズが高くなること（エネルギー摂取量の観点も同様）、日常の歩数（身体活動量）が少ないとフレイルのオッズが高くなること、などのエビデンスを得た。健栄研 NEXIS コホートで、体格や身体活動量等フレイル評価に必要な変数が満たされていることを確認した。NEXIS 管理者と連携して IRB に変更申請し、本シナジー研究構成員を NEXIS 研究者リストに追加する承認を得た。</p> <p>フレイルの概念およびフレイルのバイオマーカーに関する先行研究を十分に検討し、年齢に差がない群で、フレイル/非フレイルの 2 群でなく、フレイ</p>	<p>カンゾウの機能性成分であるグラブリジン、生薬及び健康食品原料の一部に含有されていたが、カンゾウ抽出物を配合した健康食品には多量に含有されていた。また、健康食品原料及び健康食品には <i>in vitro</i> のエストロゲン活性が検出された。これらの結果は健康被害の可能性も考慮した重要な基礎データとなると考えられた。葛の花由来イソフラボン抽出物は、ヒトの摂取目安量の範囲内では、エストロゲン様作用、肝臓薬物代謝酵素、腹部脂肪に対して顕著な影響はないことが明らかになった。松樹皮抽出物の過剰摂取により一部の肝臓薬物代謝酵素活性の亢進が認められた。これらの研究は健康被害の未然防止の観点から必要な知見であり、今後、食品衛生法における新規の指定成分等の提言につながるものと考えられる。また、健康食品等の薬効成分、機能性成分、基原植物、安全性も含めた品質評価は、国の食品の安全性確保だけでなく食品表示の観点からも施策に貢献するものと考えられる。</p> <p>医薬品と食品の相互作用を予測する手法の構築を目指した研究及び重篤な症状につながる可能性のある医薬品と健康食品の相互作用に関する調査研究を実施した。</p> <p>相互作用を予測する手法の構築を目指した研究では、トキシコゲノミクスデータベース及び健康食品の安全性・有効性</p>		
---	--	--	--	---	--	--

				<p>ル/プレフレイル/ウェル/フィットの4群を設定する必要性に至った。NEXIS データセットで、統計手法の傾向スコアを用いた4群間マッチングにより、全群の年齢・性別に統計的な差がない9人×4群をマッチングさせたサンプルを抽出した。</p> <p>各種分析系においては、リピドミクス解析で定量解析可能な代謝物を増やすことに成功、超臨界システムを用いた分析系の始動、プロテオミクス解析では、深層学習を利用した解析手法により、同定数・定量精度の向上を確認した。</p> <p>NEXIS データセットで抽出した4群36人の血清サンプルを基盤研に集積し、フレイルバイオマーカー探索のためのメタボローム解析やプロテオーム解析を開始した。</p> <p>【健康に関する機能性を表示した食品の品質評価に関する研究】</p> <p>国立健康・栄養研究所との統合によるシナジー効果研究の一環として、医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所のデータベースから抽出した健康食品と生薬に共通する57素材について、健康食品の実態調査を行うとともに、健康食品として利用頻度の高い上位15素材の中から、エゾウコギ、カンゾウ、クズ、マツに着目し、生薬と基原を同一とする健康食品の安全性の検証を目的に以下の品質評価を実施した。</p> <p>1. エゾウコギ 生薬4品目、健康食品原料5品</p>	<p>情報データベースより収集・整理した情報を活用した。標的臓器は肝臓とし、in vitro 及び in vivo での検討を行った。</p> <p>重篤な症状につながる可能性のある医薬品と健康食品の相互作用に関する調査研究では、インターネット調査、文献調査及び薬剤師を対象とした調査を行った。</p>		
--	--	--	--	---	---	--	--

			<p>目、健康食品 5 品目について栄養成分分析及び機能性成分であるエレウテロシド B、E 及びイソフラキシジンの分析を行った。生薬及び原料の栄養成分は炭水化物が約 85%を占めており、次いで水分、たんぱく質、脂質の順で含有量が低下した。上記機能性成分は原料と生薬には同程度（最高 0.6%）で検出された。機能性成分は健康食品では極微量に検出されたが、輸入健康食品には健康食品原料と同程度の高い含有量のもの（0.4%）があった。エゾウコギを含有する製品の機能性評価としてエストロゲン活性を測定したところ、全ての試料には有意なエストロゲン活性は認められなかった。正常マウスの肝臓薬物代謝酵素の遺伝子発現量は、健康食品素材の安全性評価法として有用であることが示唆された。</p> <p>2. カンゾウ製品</p> <p>その薬用成分であるグリチルリチン酸の定量を日本薬局方に準じて行った。健食原料中にはいずれもばらつきがあるものの、特に問題の無い程度の含量であったが、健康食品中には輸入品以外は微量であった。一方、カンゾウ健食原料中には一部多量に含有されるものが存在した。機能性成分であるグラブリジンは、生薬及び健康食品原料の一部に含有されていたが、カンゾウ抽出物を配合した健康食品には多量に含有されていた。また、健康食品原料及び健康食品には <i>in vitro</i> でのエストロゲン活性が検出され</p>			
--	--	--	---	--	--	--

			<p>た。これらの結果は健康被害の可能性も考慮した重要な基礎データとなると考えられた。</p> <p>3. 葛の花 機能性・薬効成分の分析、DNA解析による基原植物の同定、肝臓薬物代謝酵素への影響等の安全性評価及び機能性評価のため、生薬葛根及び葛の花を含む健康食品原料及び健康食品について調査を行い、検体を調達した。また、機能性・薬効成分解析のための標品の入手、分析条件の検討、原料植物のクズ及びその近縁種の遺伝子情報の収集を行った。生薬葛根の薬効成分であるプエラリンは葛根を原料とする製品には認められたが、葛の花製品には全く認められなかった。一方、入手した検体について、機能性成分である葛の花由来イソフラボン（テクトリゲニン類）の分析を行ったところ、表示または成績書があるものからは概ね記載通りの量のテクトリゲニン類が検出された。葛花からゲノムDNAの調製を行い、植物種解析領域の遺伝子増幅及び基原植物の鑑別が可能なことを確認した。正常雌性マウスにおける葛の花由来イソフラボン抽出物摂取は、ヒトの摂取目安量の範囲内では、エストロゲン様作用、肝臓薬物代謝酵素、腹部脂肪に対して顕著な影響はないことが明らかになった。</p> <p>4. マツ関連製品 機能性・薬効成分の分析、DNA解析による基原植物の同定のため、マツを原料とする生薬及び健康食品原料並びに健康食</p>		
--	--	--	--	--	--

				<p>品について調査を行い、検体を調達した。また、機能性・薬効成分解析のための標品の入手、分析条件の検討、マツ及びその近縁種の遺伝子情報の収集を行った。この結果、マツ関連生薬の薬効成分であるアビエチン酸、デヒドロアビエチン酸は生薬の松脂、海松子、松葉の他、松葉を原料とした健康食品、フランス海岸松樹皮エキスを用いた健康食品に検出された。機能性表示食品、松樹皮抽出物と記載のある健康食品には検出されなかった。機能性成分である松樹脂由来プロシアニジンの成分分析を行うため、機能性表示食品における機能性の科学的根拠及び分析方法の届出情報を精査した。HPLC-FL法を用いることで、有効成分であるプロシアニジン類の検出の特異性を高める可能性が示唆された。閉経後モデルマウスを用いた松樹皮抽出物のエストロゲン様作用および肝臓薬物代謝酵素に対する安全性評価において、松樹皮抽出物の過剰摂取により一部の肝臓薬物代謝酵素活性の亢進が認められた。これらの研究は健康被害の未然防止の観点から必要な知見であり、今後、食品衛生法における新規の指定成分等の提言につながるものと考えられる。また、健康食品等の薬効成分、機能性成分、基原植物、安全性も含めた品質評価は、国の食品の安全性確保だけでなく食品表示の観点からも施策に貢献するものと考えられる。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

			<p>【医薬品と食品の相互作用に関する研究】</p> <p>医薬品と食品の相互作用を予測する手法の構築を目指した研究及び重篤な症状につながる可能性のある医薬品と健康食品の相互作用に関する調査研究を実施した。</p> <p>相互作用を予測する手法の構築を目指した研究では、トキシコゲノミクスデータベース及び健康食品の安全性・有効性情報データベースより収集・整理した情報を活用した。標的臓器は肝臓とし、<i>in vitro</i> 及び <i>in vivo</i> での検討を行った。<i>In vitro</i> 実験系においては、遺伝子発現情報から肝毒性の予測及び機序の解明の基盤となる3種のシステムの整備を行い、当システムを活用してヒト初代肝細胞の遺伝子発現データから相互作用の評価を試みた。その結果、健康食品 A から抽出した成分と医薬品 X の相互作用を示唆する予備的なデータが得られ、設定した評価手順が概ね機能することが確認できた。<i>In vivo</i> 実験系においては、CYP 活性への影響を指標にした検討を行った。その結果、健康食品 B から抽出した成分による主要 CYP 活性の亢進を示唆するデータが得られ、設定した実験系により CYP 活性への影響を検出することが概ね可能であることを確認した。</p> <p>重篤な症状につながる可能性のある医薬品と健康食品の相互作用に関する調査研究では、インターネット調査、文献調査及び薬剤師を対象とした調査</p>			
--	--	--	--	--	--	--

				を行った。調査によって得られた健康食品による CYP 活性への影響などに関するデータは、相互作用の研究に活用するために整理統合した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	922

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
運営会議の開催数		12回以上	12回	11回	11回	13回	12回	12回		
定例研究発表会の開催件数		17回以上	17回	18回	16回	17回	17回	17回		
評価委員会の開催数		3回以上	3回	3回	3回	3回	2回	4回		

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 効果的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 効果的かつ効率的な業務運営 ア 理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映される業務運営体制を構築し、以下の措置を実施	(1) 効果的かつ効率的な業務運営 【評価軸】 ①理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制が構築され、有効に機能しているか。 ②大学、民間企業等との共同研究、受託研究等の件数や規	・定型的業務については、外部委託化について引き続き検討を行った。 ・顧問契約を締結した弁護士や弁理士等の専門家を必要な場	・自己評価を B と評定する。主な評定に係る業績は下記のとおりである。	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> (検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)	評定 <評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項>	

<p>務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応させる効果的かつ効率的な業務運営体制の確立を図ること。</p>	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた弾力的な予算配分、人事配置、定型的業務の外部委託、非常勤職員・外部専門家の有効活用等により効率化を図る。 ・研究テーマ等の変化に応じて、必要な組織の再編・改廃等の措置を講じ、柔軟かつ効果的な組織形態を維持する。 ・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務の進捗状況の管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 	<p>模はどの程度か。また、コンプライアンス、倫理の保持等に向けた取組みが行われているか。</p> <p>③中期計画のフォローアップを行い、進捗状況と整合していない項目については、対応策を実施したか。</p> <p>①について、 【評価指標】 ・具体的な取組事例に係る評価 【モニタリング指標】 ・運営会議の開催数 ・評価委員会開催数</p> <p>②について、 【評価指標】 ・具体的な取組事例に係る評価 【モニタリング指標】 ・共同研究等の契約数・金額 ・所内研修の開催数</p> <p>③について、 【評価指標】 ・具体的な取組事例に係る評価 【モニタリング指標】 ・運営評議会等の開催件数</p>	<p>面において積極的に活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員等の活用により、常勤職員の採用を抑えた。 ・各研究プロジェクトの研究の方向性が、組織目標に沿ったものとなっているか、社会的ニーズに合致しているか等についてこれまでの研究成果等を基に将来構想検討委員会等において議論し、各研究プロジェクトの継続等の必要性について検討を行うとともに組織の見直しに関する議論を進めた。 ・事務部門業務における現状の課題点等を抽出し把握した上で、標準業務手順書（SOP）の整備・見直しを行うことにより、更なる業務の標準化と均質化に努めた。 ・期間中の各業務において実施すべき手続き等を整理した業務計画表を作成し、年度計画における業務目標の効率的かつ確実な達成のための整備を図った。 ・本研究所の運営に関する重要事項を協議する運営会議を設置するとともに、医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所のそれぞれに研究所の運営管理を協議する幹部会議を設置し、毎月一回（年12回）定例的に開催することで内部統制・ガバナンスを強化するとともに、業務の適正化を図っている。 <p>また、全職員を対象として、コンプライアンスの遵守等に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各プロジェクトの研究の方向性が、組織目標に沿ったものとなっているか、社会的ニーズに合致しているか等について、これまでの研究成果を基にモニタリングを実施し、各研究プロジェクトの継続等の必要性について検討を行った。 		
--	---	--	---	--	--	--

		<p>イ 企画・管理機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究所の研究テーマに沿う情報の収集に努め、研究の進展、研究資金の獲得を支援する。 ・ 生命倫理上の問題を生じさせることなく、適切に研究を進めることができるよう、研究者を支援する。 <p>ウ 業務プロセスの革新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標管理を実践し、中長期計画と実施結果が中長期目標に沿うことを確認するとともに、計画を阻害するリスク要因を共有できるようにする。 		<p>係る研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究を公募している機関や企業等のホームページ等を通じて各種競争的資金の情報を随時収集するとともに、適時所内研究者に対して情報提供を行った。平成 27 年度からの日本医療研究開発機構の委託費の採択は、代表研究者として 129 件約 67.7 億円、分担研究者として 181 件約 17.3 億円であった。 また、応募に際しては、戦略企画部で申請内容を確認するなど、研究費の獲得に向けて支援を行った。 ・ 研究倫理審査委員会においては、期間中において、委員会審査を 57 回（小委員会を含む）、メールによる審査を 308 回開催し、研究所で行う研究について生命倫理・安全面に配慮した研究が行われるよう、研究計画等の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等への適合状況、その他研究の適正な実施に必要な事項等について、適切な審査・調査を行った。 ・ 国立研究開発法人審議会、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営評議会、基盤的研究等外部評価委員会等における対応時に行動計画と比較して進捗状況の確認を繰り返し実施し、リスク要因の特定や対処施策を確認することに努めた。 ・ 「内部統制・リスク管理委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種競争的資金の情報を随時収集し、研究者に対して情報提供を行うことで、多くの研究費の獲得に寄与した。 <p>平成 27 年度からの日本医療研究開発機構の委託費の採択は、代表研究者として 129 件約 67.7 億円、分担研究者として 181 件約 17.3 億円であった。</p>		
--	--	---	--	---	--	--	--

<p>(2) 統合による新たな研究課題への取組のための措置</p> <p>旧医薬基盤研究所と旧国立健康・栄養研究所の統合を踏まえ、両研究所の「医薬品等に関する専門性」と「食品・栄養等に関する専門性」を融合した研究を推進するため、例えば第3のCに掲げるような新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、研究成果の最大化に資する観点から、以下の措置及び第6の(1)の措置を講ずること。</p> <p>・できるだけ早期に統合後の新たな研究課題等に適応した研究部門の再編を組織横断的に実施す</p>	<p>・ 職員の意識改革と意欲向上につながる業務改善施策の企画立案を行う。</p> <p>(2) 統合による新たな研究課題への取組のための措置</p> <p>旧医薬基盤研究所と旧国立健康・栄養研究所の統合を踏まえ、両研究所の「医薬品等に関する専門性」と「食品・栄養等に関する専門性」を融合した研究を推進するため、例えば第1のCに掲げるような新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、研究成果の最大化に資する観点から、以下の措置及び第7の(1)の措置を講ずること。</p> <p>・できるだけ早期に統合後の新たな研究課題等に適応した研究部門の再編を組織横断的に実施す</p>	<p>(2) 統合による新たな研究課題への取組のための措置</p> <p>【評価軸】 統合による新たな研究課題への取り組みとして、テレビ会議システムを活用した定例研究発表会を開催するなど、相互の研究について理解を深め、研究活性化のための場を設けているか。</p> <p>【評価指標】 ・ 具体的な取組事例に係る評価</p> <p>【モニタリング指標】 ・ 定例研究発表会の開催件数</p>	<p>会」を毎月一回定期的を開催し、リスク要因の識別、分析及び評価等について議論を進めた。</p> <p>・各部の業務の進捗状況を把握して所内・所属部署に周知し、整合していない項目については、その要因と対応策を検討した。</p> <p>・会議等での意見交換や研究計画書の共同作成を経て、研究の基盤となる医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所の研究者間の連携環境を構築し、シナジー研究活動を継続して行った。</p> <p>・生活習慣病の新しい予防法に関する研究(医薬基盤研究所ワクチンマテリアルプロジェクト・バイオインフォマティクスプロジェクトと国立健康・栄養研究所身体活動研究部)(平成27年度～継続中)</p> <p>・医薬品と食品の相互作用に関する研究(医薬基盤研究所トキシコゲノミクス・インフォマティクスプロジェクトと国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部)(平成27年度～令和元年度)</p> <p>・健康に関する機能性を表示した食品の品質評価に関する研究(医薬基盤研究所薬用植物資源研究センターと国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部)(平成27年度～令和元年度)</p> <p>・フレイルのバイオマーカーの探索に関する研究(医薬基盤研究所ワクチンマテリアルプロジェクト・プロテオームリサーチプロジェクトと国立健康・栄</p>	<p>・ 医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所の研究所間の連携環境を構築し、複数件のシナジー研究活動を継続して行った。</p>		
--	--	---	---	---	--	--

<p>るとともに、研究部門に属する研究ユニット等を研究テーマ等に応じて機動的に再編できる仕組みを構築すること。また、その実効性を確保するため、できるだけ早期に研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築すること。</p> <p>・上記の取組を通じて、本研究所が実施している研究開発業務について、人的及び物的資源の適切な配分を踏まえた更なる重点化を図ること。</p> <p>・それぞれの事務所に所属する研究員相互間における、テレビ会議システムを活用した日常的な研究情報の交換や、ICTを活用した研究機関誌の共同発行を進めるとともに、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化す</p>	<p>るとともに、研究部門に属する研究ユニット等を研究テーマ等に応じて機動的に再編できる仕組みを構築すること。また、その実効性を確保するため、できるだけ早期に研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築すること。</p> <p>・上記の取組を通じて、本研究所が実施している研究開発業務について、人的及び物的資源の適切な配分を踏まえた更なる重点化を図る。</p> <p>・それぞれの事務所に所属する研究員相互間における、テレビ会議システムを活用した日常的な研究情報の交換や、ICTを活用した研究機関誌の共同発行を進めるとともに、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化す</p>		<p>養研究所身体活動研究部) (令和2年度～継続中)</p> <p>・健康・栄養分野への AI 技術展開に関する研究 (医薬基盤研究所バイオインフォマティクスプロジェクトと国立健康・栄養研究所 AI 栄養研究チーム) (令和2年度～継続中)</p> <p>・評価指標及びモニタリング指標等を利用して、研究の進捗状況等を確認する体制を整理した。また、日本製薬工業協会との定期協議を開催し、各共同研究プロジェクトにおける委員会及び研究班会議において本研究所が実施する研究テーマの進め方や方向性に係る助言を頂戴し、適宜研究計画の企画立案に反映するよう取り組んだ。</p> <p>・期間中における研究成果や業務実績等について、基盤的研究分科会、生物資源研究分科会及び健康・栄養研究分科会において外部委員による評価を行った。評価結果に基づき相対的に評価の高いプロジェクトに対して研究費の追加交付をするなどの重点化を図った。また、各研究プロジェクトの研究の方向性が組織目標に沿ったものとなっているか、社会的ニーズに合致しているか等について、これまでの研究成果を基にモニタリングを実施し、各研究プロジェクトの継続の必要性について検討を行った。</p> <p>・国内外の専門家を講師として招き、各研究分野について研究</p>	<p>・評価指標及びモニタリング指標等を利用して、研究の進捗状況等を確認する体制を整理した。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

<p>る仕組みを構築すること。</p> <p>・管理部門について、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務の充実を図りつつ、合理化すること。</p>	<p>る仕組みを構築する。</p> <p>・管理部門について、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務の充実を図りつつ、合理化する。</p>		<p>所主催のセミナーを開催するとともに、他機関開催のセミナーに職員を参加させ、職員の資質や能力の向上を図った。また、研究所の職員、研究者等が一堂に会して研究者レベルで研究成果を発表する「所内研究発表会」、各プロジェクト当番制の「定例研究発表会」を開催する等、研究所内の情報交換を進め、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用の活性化を図った。なお、研究成果発表会においては、テレビ会議システムを活用することにより、大阪本所以外の支所からも参加している。</p> <p>・本研究所では、平成17年4月1日に策定した国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職務発明等規程等で特許出願や知的財産活用に関する方針を定めている。</p> <p>研究所の研究成果に関して、特許出願等の促進を図るため、特許取得に向けた相談業務を随時実施するとともに、TLOへの技術移転や企業への導出に積極的に取り組んだ結果、平成27年度から令和2年度において、288件（PCT出願後の各国移行を含む延べ件数）の特許出願を行い、56件の特許が成立した。</p> <p>・国立健康・栄養研究所の大阪・健都への移転に向け、平成29年度以降、厚生労働省、大阪府、吹田市及び摂津市と継続的に協議を進めている。また、平成</p>			
---	---	--	--	--	--	--

<p>(3) 業務運営の効率化による経費削減等</p> <p>ア 業務運営の効率化を図ることにより、中長期目標期間終了時まで、一般管理費（人件費は除く。）について、中長期目標期間中の初年度と比べて17.5%程度の額を節減すること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>ア 一般管理費（管理部門）における経費の節減</p> <p>不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、調達方法・契約単価の見直し等の取組により、一般管理費（人件費は除く。）の中長期計画予算については、中長期目標期間の終了時において、中長期目標期間中の初年度と比べて17.5%の節減額を見込んだものとする。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>【評価軸】</p> <p>国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ・国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因については是正の余地はないか。 ・国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ・その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。 ・監事及び会計監査人による監査に於いて、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。 ・「調達等合理化計画」に基づく取り組みを着実に実施 	<p>31年3月吹田市において、健栄研が入居する建物（アライアンス棟）の整備・運営を行う事業者の公募が行われ、同年9月には事業者が選定、決定された。現在、健栄研の建物部分について、事業者と定期的に会議を開催するなど移転に向け着実に進めている。</p> <p>平成30年度からのESCO事業の実施により、エレベーターの使用頻度の少ない時間帯における運行制限、照明・外灯等の一部消灯、不要な空調停止・冷暖房の適正な温度管理、研究機器・OA機器等の適正規模かつ省エネ型機器の導入・更新、施設整備に係る省エネ対策、節水、廃棄物減量等、様々な部分で節減を図った。</p> <p>一般管理費（人件費を除く）については、中長期目標期間の最終年度には、初年度である平成27年度に比べて17.5%程度削減することを目指している。</p> <p>中長期期間中において随意契約を締結したものは少額であるもの、真にやむを得ないのみとし、原則一般競争入札としており、引き続き競争によるコスト削減を図っている。また、調達内容の見直しや調達方法、コスト縮減、複数業者の参加についても、契約監視委員会からの意見を反映し、改善に取り組んだ。</p> <p>【契約に係る規程類、体制】</p> <p>契約方式等、契約に係る規程類について、国の基準と同等に整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標に掲げた節減目標を達成するため、継続して随意契約の見直しによる経費節減に努めた。 		
---	---	--	--	--	--	--

<p>イ 業務運営の効率化を図ることにより、中長期目標期間終了時まで、事業費について、中長期目標期間中の初年度と比べて7%程度の額を節減すること。ただし、中長期目標初年度の当初予算に計上されなかった業務分等はその対象としない。</p>	<p>イ 効率的な事業運営による事業費の節減 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、調達方法・契約単価の見直し等の取組により、事業費の中長期計画予算については、中長期目標期間の終了時において、中長期目標期間中の初年度と比べて7%程度の節減額を見込んだものとする。ただし、中長期目標初年度の当初予算に計上されなかった業務分等はその対象としない。</p>	<p>するとともに、その取組状況を公表しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施しているか。 ・契約監視委員会において、契約の点検・見直しを行っているか。 ・業務の特性を勘案しつつ、1者応札・1者応募になった事例については、公示方法の検討や仕様書の見直し等の改善策を講じているか。 ・業務経費に生じる不要な支出の削減を図るため、無駄の削減及び業務の効率化に関する取組みを人事評価に反映するなど、自律的な取組のための体制を整備しているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組事例に係る評価 	<p>契約事務手続きに係る執行体制や審査体制については、執行を行う決裁の際、複数の者が内容を確認して適切にチェックする体制となっている。</p> <p>【個々の契約】</p> <p>個々の契約については、競争性・透明性を確保するため、中長期期間中においては、引き続き入札公告専用の掲示板をわかりやすい場所に設置することや、入札公告をホームページに掲載することにより、調達情報を周知して適切な調達に努めている。</p> <p>事業費（当初予算計上されなかった業務分を除く）については、中長期目標期間の最終年度には初年度である平成27年度に比べて7%程度削減することを目指している。</p>			
---	--	---	---	--	--	--

<p>ウ 本研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、その検証結果や取組状況については公表すること。また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>ウ 適正かつ効率的な給与水準の設定 職員の給与については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員における水準を勘案しつつ、優秀な人材を確保する上での競争力を考慮して、適正かつ効率的な給与水準となるよう、必要な措置を講ずる。 また、給与水準の適正化のための取組状況について、以下の観点により毎年検証を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について是正の余地</p>		<p>本研究所における給与水準については、国家公務員に準じた給与体系及び給与水準としており、特に高い給与水準とはなっていない。本研究所の研究職員のラスパイレス指数（年齢勘案）は全国为国家公務員全体の平均を下回っているが、事務職員のラスパイレス指数（年齢勘案）は、国家公務員の水準を上回っている。</p> <p>本研究所の事務職員は、全てが国及び他独法からの出向者であり、給与水準も国に準じた体系としていることから、各職員への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わらない。</p> <p>それにもかかわらず、事務職員の給与水準が全国为国家公務員全体の平均を上回る数値となっている要因は、基準となっている全国为国家公務員全体の平均と比較したときの職員構成の相違に起因するものであり、具体的には次の要因があげられる。</p> <p>1.組織的要因 出向者のほとんどが東京特別区に所在する国及び他独法の機関に勤務していた者であり、本研究所の所在地における地域手当に比べ高い額を異動保障として受けている者の割合が高くなっている。</p> <p>2.正規職員の構成の相違 本研究所では、非常勤職員を積極的に活用していることから、職員の国家公務員行政職俸給表（一）6級相当以上の管理職の割合が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職</p>	<p>・中長期目標に掲げた目標を達成するため、継続して国の給与改正に準じた給与の見直しを行った。</p>		
---	---	--	--	--	--	--

<p>エ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「調達等合理化計画」に基づく取組の着実な実施や監事及び会計検査人による監査等の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p>	<p>はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>さらに、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>エ 契約の競争性・透明性の確保</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>		<p>員の6級以上の占める割合（よりも高いため、ラスパイレス指数の数値が相対的に高くなる。</p> <p>3.職員の学歴の相違</p> <p>本研究所の職務の専門性（医学・薬学分野等）等から事務職員の大卒者割合が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の大卒者割合より高いため、ラスパイレス指数の数値が相対的に高くなっている。</p> <p>以上のように、本研究所における給与水準は国に準じた体系（国家公務員に準じた俸給表等）を適用しているところであり、本研究所の給与水準は国家公務員との比較においても適切なものであると考えており、今後も引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。</p> <p>一般競争入札を原則とした契約手続きを徹底し、随意契約については真にやむを得ないもののみとした。</p> <p>入札・契約の適正な事務手続きについては、監事監査において重点項目として徹底的なチェックを受け、また、会計監査人による財務諸表監査の枠内において監査を受けた。</p>			
--	---	--	--	--	--	--

<p>オ 業務経費に生じる不要な支出の削減を図るため、無駄の削減及び業務の効率化に関する取組を人事評価に反</p>	<p>② 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>③ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>④ 契約監視委員会において、契約の点検・見直しを行う。</p> <p>⑤ 業務の特性を勘案しつつ、1者応札・1者応募になった事例については、公示方法の検討や仕様書の見直し等の改善策を講じる。</p> <p>オ 無駄な支出の削減 業務経費に生じる不要な支出の削減を図るため、無駄の削減及び業務の効率化に</p>		<p>「調達等合理化計画」を踏まえた取組状況を本研究所のホームページに公表し、フォローアップを実施した。</p> <p>一般競争入札を行う場合であっても、参加者が複数確保できるよう十分な公告期間を設けるとともに、必ず本研究所ホームページに公告を掲載することにより、競争性、透明性の確保に努めている。</p> <p>一般競争入札の公告期間については、10日間以上の公告期間を確保しているものの、競争性を促すため、できる限り公告期間を延長する等の運用を行い、適切な調達手続きを行った。</p> <p>前年度に1者応札・1者応募となっていた案件は、公告期間のさらなる延長や履行期間の延長を行い、改善に向けた取組を行った。</p> <p>無駄な支出の削減等について、中長期期間中、事務職員を対象とした人事評価において、各部門共通の目標を設定するとともに、職員ごとにその目標達成に向けた具体的取組を実施するなど、組織的に取組む体</p>			
---	---	--	---	--	--	--

<p>映するなど、自律的な取組のための体制を整備すること。</p> <p>2. 業務の電子化に関する事項 業務の効率化を図るため、テレビ会議やメール会議等の更なる活用、ICT環境の整備等により、業務の電子化を図る。</p>	<p>関する取組を人事評価に反映するなど、自律的な取組のための体制を整備する。</p> <p>2. 業務の電子化に関する事項 会議の開催に当たっては、テレビ会議やメール会議による開催を行うよう周知を行う。また、ICT環境の更なる整備を行うために必要な情報の収集に努める。</p>	<p>2. 業務の電子化に関する事項 【評価軸】 文書情報の電子化・データベース化、また、テレビ会議等の活用により、業務の効率化が図られているか 【評価指標】 ・具体的な取組事例に係る評価</p>	<p>制としている。</p> <p>・就業管理、人事給与及び財務会計業務について、統合的業務支援システムを導入し、電子化を進めた。 ・テレビ会議システムの活用に加えて、コロナウイルス感染が拡大する中で、WEB 会議システムを会議及び研修等において積極的に活用した。また、適切な ICT 環境の整備のため必要な情報の入手等に努めた結果、上記業務支援システムをテレワークで使用できる仕組みを構築した。</p>	<p>・テレビ会議システムの使用について、本所（大阪府）、支所間（茨城県、北海道、大阪府、鹿児島県、東京都）での会議や打合せでの積極的な活用を図った。 ・就業管理、人事給与及び財務会計業務のシステム化や WEB 会議の積極的な活用、テレワーク環境の構築など、ICT 環境の整備が進んでいる。</p>		
---	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	予算、収支計画及び資金計画、短期借入額の限度額、不要財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	922

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第35条の4条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 (1) 本目標第4の1.及び2.で定めた事項については、経費の削減を見込んだ中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算別紙1のとおり 2 収支計画別紙2のとおり 3 資金計画別紙3のとおり 第4 短期借入額の限度額 (1)借入限度額 8億円 (2)短期借入れが想定される理由 ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの	第3 予算、収支計画及び資金計画、第4 短期借入額の限度額、第5 不要財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、第6 剰余金の使途 【評価軸】 ①短期借入金について、借入れ理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。 ②和歌山圃場については、適切な国庫納付の処理を行っているか。 ③決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（業務改善に係る支出のための財源・職員の資質向上のための研修等の財源・知的財産管理、技術移転に係る経費・研	予算、収支計画及び資金計画に係る予算執行等の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 競争的研究資金、受託研究費、共同研究費等の獲得状況は、以下のとおりである。 厚生労働科学研究費補助金 平成27年度：18件 206,081千円 平成28年度：13件 133,722千円 平成29年度：8件 89,960千円 平成30年度：11件 74,858千円 令和元年度：17件 50,971千円 令和2年度：26件 355,062千円 文部科学研究費補助金	自己評価をBと評定する。主な評定に係る業績は下記のとおりである。 ・予算の範囲内での予算執行のほか、競争的研究資金、共同研究費・受託研究費等の獲得など、自己収入の確保に努め、中長期計画予算に沿った事業執行を行った。	評定	（見込評価）	評定	（期間実績評価）
					<評定に至った理由>		<評定に至った理由>	
					<今後の課題> (検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載)		<今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)	
					<その他事項> (審議会の意見を記載するなど)		<その他事項>	

<p>(2) 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究費、研究施設の外部利用促進などにより自己収入を獲得すること。</p> <p>(3) 繰越欠損金の解消 繰越欠損金解消計画を定め、当該計画を適切に見直し、本目標第3のA.の3.の(2)で定めた対策を講じながら、繰越欠損金の着実な解消を図ること。</p>	<p>遅延等による資金の不足</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給</p> <p>ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第5 不要財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 和歌山圃場については、平成27年度以降に、現物納付により国庫納付する。</p> <p>第6 剰余金の使途 各勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための財源 ・職員の資質向上のための研修等の財源 ・知的財産管理、技術移転に係る経費 ・研究環境の整備に係る経費</p>	<p>究環境の整備に係る経費)に充てているか。)</p>	<p>平成27年度：107件 187,777千円 平成28年度：87件 195,526千円 平成29年度：93件 271,390千円 平成30年度：102件 274,284千円 令和元年度：101件 224,450千円 令和2年度：119件 192,492千円</p> <p>AMED 委託費 平成27年度：54件 1,887,314千円 平成28年度：49件 1,599,046千円 平成29年度：49件 2,122,685千円 平成30年度：51件 886,119千円 令和元年度：42件 768,227千円 令和2年度：65件 1,236,033千円</p> <p>共同研究費 平成27年度：55件 230,285千円 平成28年度：71件 246,220千円 平成29年度：111件 388,006千円 平成30年度：82件 474,620千円 令和元年度：68件 334,057千円 令和2年度：67件 334,290千円</p> <p>その他受託研究費 平成27年度：17件 234,187千円 平成28年度：17件 94,646千円 平成29年度：31件 713,970千円 平成30年度：25件 541,986千円 令和元年度：29件 735,023千円 令和2年度：17件 616,739千円</p> <p>奨励寄付金 平成27年度：10件 19,000千円 平成28年度：8件 35,782千円 平成29年度：14件 35,874千円 平成30年度：13件 22,500千円 令和元年度：16件 18,016千円 令和2年度：6件 13,300千円</p> <p>※1 厚生労働科学研究費補助金及び文部科学研究費補助金については外部研究資金として取り扱っていない。ただし、間接経費については財務諸表で管理し、外部研究資金として取り扱っている。</p>			
---	---	------------------------------	---	--	--	--

			<p>※2 厚生労働科学研究費補助金及び文部科学研究費補助金は、分担研究者への配分額を含んだ金額を記載している。</p> <p>第4 短期借入額の限度額</p> <p>(1)借入限度額 8億円</p> <p>(2)短期借入れが想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給</p> <p>ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第5 不要財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>和歌山圃場については平成29年度に、筑波に所有しているつくば並木3丁目住宅については令和2年度に、それぞれ国庫納付を完了した。</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>開発振興勘定の利益剰余金は、前中期目標期間繰越積立金18,304千円、積立金1,744,969千円と当期末処分利益273,700千円の合計2,036,973千円とな</p>		
--	--	--	---	--	--

				った。			
--	--	--	--	-----	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	922

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
運営評議会の開催件数		1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	1回		
一般公開等の開催数		5回以上	5回	5回	5回	5回	5回	1回		
AMED委託研究費獲得件数(代表)		32件以上	32件	24件	17件	16件	19件	21件		
AMED委託研究費獲得件数(分担)		22件以上	22件	25件	32件	35件	23件	44件		

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸(評価の視点)、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第35条の4第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第157号)第3条の業務運営に関する事項			・自己評価をBと評定する。主な評定に係る業績は下記のとおりである。	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> (検出した課題、今後の業務・組織全体の見直しに反映すべき事項等を記載) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)	評定 <評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中長期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項>	

<p>(1) 内部統制に関する事項</p> <p>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図るとともに、危機管理の観点から、研究における不正やバンク事業における試料の取り違えが起きないように関係規程の充実を図るとともに、研究員を含む役職員に対し、担当業務に関連した内部統制に係る研修を行うなどの取組を強化すること。</p> <p>また、統合後も引き続き研究施設が各地に置かれることから、速やかに各研究施設に置かれる内部統制責任者と本部の内部統制担当責任者及び内</p>	<p>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 内部統制に関する事項</p> <p>内部統制について、以下の取組を行う。</p> <p>ア 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>イ 危機管理の観点から、研究における不正やバンク事業における試料の取り違えが起きないように関係規程の充実を図る。</p> <p>ウ 研究員を含む役職員に対し、担当業務に関連した内部統制に係る研修を行うなどの取組を強化する。</p>	<p>(1) 内部統制に関する事項</p> <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の強化に向けた取組が行われているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組事例に係る評価 	<ul style="list-style-type: none"> 評価指標及びモニタリング指標等を利用して、研究の進捗状況等を確認する体制を整えるとともに、研究のための契約や知的財産権等の取扱いが適切になされるよう事務部門が支援する体制を取ることで業務方法書に定められた事項の確実な運用を図っている。 競争的資金等の配分を受ける研究機関としては、厚生労働省の「研究活動の不正行為への対応に関する指針について」に基づく研究者倫理統括者の設置、研究不正行為に係る申し立て手続き、調査委員会の設置、調査結果の公表等の内部統制の整備等を規定した本研究所の内部規程等により、研究ノートの作成管理等、不正行為の防止に引き続き取り組んでいる。 期間中、全職員を対象としたコンプライアンス研修を開催した。 	<p>研究所の運営に関する重要事項を協議する運営会議を、医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所においてもそれぞれの重要課題について協議する幹部会議を設置し、毎月1回定期的に開催するとともに、全職員を対象としたコンプライアンス研修や内部統制に係る自己診断の実施に加えて、今中長期計画においては、「内部統制・リスク管理委員会」を設置し定期的に開催し内部監査体制の強化等、内部統制の更なる拡充が図られている。</p>		
---	---	---	---	---	--	--

<p>部統制担当部門の意見交換を毎年1回実施することとするなど、組織全体としての内部統制の充実を図ること。</p> <p>(2) 人事及び研究環境の整備に関する事項</p> <p>ア 職員の専門性を高めるための能力開発の実施、連携大学院の活用等により、若手研究者等の育成を更に進めるとともに、卓越した研究者等を確保するために職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。</p> <p>なお、法人の人材確保・育成について、科技イノベーション法第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組</p>	<p>エ 統合後も引き続き研究施設が各地に置かれることから、速やかに各研究施設に置かれる内部統制責任者と本部の内部統制担当責任者及び内部統制担当部門の意見交換を毎年1回実施することとするなど、組織全体としての内部統制の充実を図る。</p> <p>(2) 人事及び研究環境の整備に関する事項</p> <p>ア 業務の質の向上及び人材の育成を図るため、業務等の目標に応じた系統的に研修の機会を提供すること等により、職員の資質や能力の向上を図るとともに、連携大学院等を活用し、若手研究者等の育成に積極的に取り組む。</p> <p>また、卓越した研究者等を確保するとともに職員の意欲向上につながる人事評価制度を適切に実施し、総合的かつ適切な評価を踏</p>	<p>(2) 人事及び研究環境の整備に関する事項</p> <p>【評価軸】</p> <p>・職員の資質や能力の向上を図るとともに職員の専門性や業務の継続性を確保するため、人事上の施策を適正に実施しているか。</p>	<p>・本研究所の運営に関する重要事項を協議する運営会議を設置するとともに、医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所のそれぞれに研究所の運営管理を協議する幹部会議を設置し、毎月一回定例的に開催することで内部統制の充実を図っている。</p> <p>(2) 人事及び研究環境の整備に関する事項</p> <p>国内外の専門家を講師として招き、各研究分野について本研究所主催のセミナーを開催するとともに、他機関開催のセミナーに職員を参加させ、職員の資質や能力の向上を図った。また、各プロジェクト当番制の「定例研究発表会」を開催するとともに、研究所の職員等が一堂に会して研究成果を発表する「所内研究発表会」を実施し、研究所内の情報交換を進めるとともに研究者の連携を図った。</p> <p>また、研究所内の総合教育訓練として、組換えDNA実験従事者、病原体取扱い実験従事者、動物実験従事者等のための内部研修会を実施し、職員の資質や能力の向上を図った。</p> <p>所内における円滑なコミュニケーションを更に促進することを目的として、マインドフ</p>	<p>・各種セミナー及び総合教育訓練等を年間通して積極的に開催する等、職員の資質や能力の向上が適正に図られている。</p> <p>・また、人事制度の透明化の確保、業績評価に基づく人事評価の実施、人件費の執行等についても適正な業務運営がなされている。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

<p>を進めること。</p>	<p>まえ、処遇に反映する。 さらに、職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。 なお、法人の人材確保・育成について、科技イノベーション法第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</p>		<p>ルネス研修、メンタルヘルス研修を実施した。 また、研究や技術を社会実装していく力を養うことを目的として、MOT (Management of Technology) 研修等を実施した。 知的財産権、情報公開・個人情報保護、政策評価等に関する研修に担当事務職員が参加し、業務遂行に必要な知識の習得を図った。 業績評価を踏まえ、賞与に反映した。</p>			
<p>イ 製薬企業等との不適切な関係を生じることがないように、適切な措置を講じること。</p>	<p>イ 製薬企業等との不適切な関係が生じることがないように、適切な措置を講じる。</p>		<p>職員等の採用に際して誓約書を提出させ、製薬企業等との株取引の自粛等国民の疑念や不信を招く行為の防止を図るとともに、兼業承認の適切な運用を行う等により製薬企業等との不適切な関係を生じさせることがないように人事管理を行った。</p>			
<p>ウ 「「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-」を踏まえ、大学等との間でのクロスアポイントメント制度（各法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を導入すること。</p>	<p>ウ 「「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-」を踏まえ、大学等との間でのクロスアポイントメント制度（各法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を導入する。</p>		<p>クロスアポイントメント制度については、大阪大学等国内4大学との間で運用するとともに、他大学との協議を実施した。</p>			

<p>エ これまでの実績を活かしながら、重点研究への研究テーマの絞り込み等により、最先端の研究開発に必要な環境整備に取り組むこと。</p> <p>(3) コンプライアンス、研究不正への対応、倫理の保持等に関する事項 本研究所が国立研究開発法人として発展していくためには、独立行政法人制度や国の制度等の</p>	<p>エ これまでの実績を活かしながら、重点研究への研究テーマの絞り込み等により、最先端の研究開発に必要な環境整備に取り組む。</p> <p>※人事に係る指標 期末の常勤職員数（若手任期付研究者を除く。）は、期初の100%を上限とする。 （参考1）期初の常勤職員数 120人 期末の常勤職員数 120人（上限） [注] 若手任期付研究者を除く。 （参考2）中長期目標期間中の人件費総額 10,428百万円（見込）</p> <p>(3) コンプライアンス、研究不正への対応、倫理の保持等 本研究所が国立研究開発法人として発展していくためには、独立行政法人制度や国の制度等の様々なルールを</p>	<p>(3) コンプライアンス、研究不正への対応、倫理の保持等 【評価軸】 ・コンプライアンス、倫理の保持等に向けた取組みが行われているか。 【評価指標】 ・具体的な取組事例に係る評価</p>	<p>平成27年度に創薬デザイン研究センター、平成29年度に難治性疾患研究・開発センター、令和元年度にAI健康・医薬研究センター等を設置した。</p> <p>・研究活動の不正行為（論文の捏造、改ざん等）への対応 競争的資金等の配分を受ける研究機関としては、厚生労働省の「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究者倫理統括者の設置、研究不正行為に係る申し立て手続き、調査委員会の設置、調査結果の公表等の内部統制の整</p>	<p>・法令遵守と倫理教育の徹底を図るため、コンプライアンス研修、研究倫理研修(e-learningを含む)等を通じ、職員の教育を実施。</p> <p>・平成29年度に、国立健康・栄養研究所において発生した、「X線骨密度装置の操作に関する法令違反が疑われる事例」が発覚した件については、当該</p>		
--	--	--	---	---	--	--

<p>様々なルールを遵守し適切に行動していく必要がある。本研究所の組織全体としても、個々の研究者としても、研究活動における不正行為の防止、不正行為への対応、倫理の保持、法令遵守等について徹底した対応をとるとともに、研究所としての機能を確実に果たしていくこと。</p>	<p>遵守し適切に行動していく必要がある。本研究所の組織全体としても、個々の研究者としても、研究活動における不正行為の防止、不正行為への対応、倫理の保持、法令遵守等について徹底した対応をとるとともに、研究所としての機能を確実に果たしていく。</p>		<p>備等を規定した本研究所の内部規程等により、研究ノートの作成管理等、不正行為の防止に引き続き取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の不正使用等の防止 競争的資金の配分を受ける研究機関としては、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく、最高管理責任者・総括責任者等の責任体制、行動規範・不正防止計画の策定、通報・相談窓口の設置等の内部統制の整備等を規定した本研究所の内部規程により、平成19年度から引き続き、通報窓口や規定について本研究所のホームページで公表・周知するとともに、内部監査体制の強化を図っている。 ・コンプライアンス等の遵守 ①所内におけるパワーハラスメント防止及びその啓発、また、発生した場合の対処方針等を定めた「パワーハラスメントの防止に関する規程」を制定しており、同規程によって設置されている窓口等について周知した。 ②研究に従事する職員を対象に、研究の信頼性と公正性を確保するために制定した「研究者行動規範」を中心に、研究業務を行うにあたって遵守すべき事項等について改めて周知した。 ③内部統制・リスク管理委員会において、リスク要因の識別、分析及び評価について議論を 	<p>装置の使用を速やかに禁止するとともに、外部の調査機関として第三者委員会を設置し、対象となる被験者に対して説明会を開催するとともに、相談窓口を設け適切に対応を実施した。平成30年度以降においては同様な問題は発生していないが、今後においても再発防止に努め、適切に実施していく。</p>		
---	--	--	--	---	--	--

<p>(4) 外部有識者による評価の実施・反映に関する事項</p> <p>研究分野における業務計画、運営、業績については、目標の達成状況を随時把握し、必要に応じ研究開発の継続そのものに関する助言・指導を行う外部有識者から構成される研究マネジメント体制を構築し、評価結果を人的及び物的資源の適時・適切な配分に反映させ研究開発業務の重点化を図るなど評価結果を積極的に活用し、公表すること。</p>	<p>(4) 外部有識者による評価の実施・反映に関する事項</p> <p>研究分野における業務計画、運営、業績については、目標の達成状況を随時把握し、必要に応じ研究開発の継続そのものに関する助言・指導を行う外部有識者から構成される研究マネジメント体制を構築し、評価結果を人的及び物的資源の適時・適切な配分に反映させ研究開発業務の重点化を図るなど評価結果を積極的に活用し、公表する。</p>	<p>(4) 外部有識者による評価の実施・反映に関する事項</p> <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い分野の学識経験者との意見交換の場としての審議機関が設置・運営され、業務内容や運営体制への提言や改策が業務の効率化、公正性、透明性の確保に役立てられているか。 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組事例に係る評価 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営評議会の開催件数 	<p>進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い分野の有識者で構成する「医薬基盤・健康・栄養研究所運営評議会」を期間中毎年度1回開催し、各年度の業務実績及び決算について確認等いただくとともに、研究所の役割、研究所内設置のセンターの現在の取組、今後の方向性等について御意見をいただいた。 研究成果の外部評価を行うため、基盤的研究等外部評価委員会に設置された基盤的研究分科会、生物資源研究分科会及び健康・栄養研究分科会（いずれも外部有識者で構成）をそれぞれ開催し、基盤的研究分科会及び生物資源研究分科会においては医薬基盤研究所の各研究プロジェクト、各研究室、薬用植物資源研究センター、霊長類医科学研究センター、健康・栄養研究分科会においては国立健康・栄養研究所における各研究室の期間中の研究成果や業務実績等について、専門性の高い外部評価を行った。評価点数に基づき、相対的に評価の高いプロジェクトに対して研究資金の追加交付を行うこととしている。 自己評価、主務大臣の評価結果等についてはホームページで公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の評価を行うため、基盤的研究等外部評価委員会に設置された基盤的研究分科会、生物資源研究分科会及び健康・栄養研究分科会（いずれも外部有識者で構成）をそれぞれ開催し、期間中の研究成果や業務実績等について専門性の高い外部評価を行い、外部有識者の意見が研究に反映するよう図られている。 		
<p>(5) 情報公開の促進に関する事項</p> <p>本研究所の適正な運営と国民</p>	<p>(5) 情報公開の促進に関する事項</p> <p>本研究所の適正な運営と国民</p>	<p>(5) 情報公開の促進に関する事項</p> <p>【評価軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人等情報公開法の趣旨に則り、適切かつ積 	<ul style="list-style-type: none"> 研究所の研究成果等の広報を強化するとともに、本研究所の研究成果や業務の成果に係る基本的かつ最新の情報が発信できるようホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> 研究所の研究成果等の広報を強化するとともに、本研究所の研究成果や業務の成果に係る基本的かつ最新の情報が発信できるようホームページ 		

<p>からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うこと。また、契約業務については、透明性が確保されるように留意すること。</p>	<p>からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行う。契約業務については、透明性が確保されるように留意する。また、広報の充実と国民への情報発信を適切に行い、研究機関及び研究活動が正しく国民に理解されるように努める。</p> <p>ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき積極的な情報の公開を行う。</p> <p>イ 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。なお、公的研究費の運営・管理の適正な実施及び研究活動の不正防止等についても監査を実施し、その結果を公表する。</p>	<p>極的に情報公開が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開に迅速に対応できる体制が確実に整備されているか。 	<p>等を通じ情報発信を行うなど、広報の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から令和元年度において、研究所（大阪本所）の一般公開を毎年度1回開催し、学校及び周辺世帯へのチラシ配付、さらに周辺主要交通機関でのデジタルサイネージによる掲示などの広報に努めた結果、延べ6,058名が来場した。また国立健康・栄養研究所においても平成27年度から令和元年度において、一般公開（オープンハウス）を毎年度1回開催し、延べ1,337名が来場した。 令和2年度において、研究所（大阪本所・薬用筑波・種子島）の一般公開については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送った。大阪本所においては、周辺小中学校及び周辺世帯へ一般公開を開催しない旨とともに、医薬基盤研究所の新型コロナウイルスに関する研究についての取組をお知らせするチラシを配付した。また国立健康・栄養研究所においては、例年開催している一般公開（オープンハウス）と一般公開セミナーを合わせた「健栄研フェスタ」をオンライン開催した。 ・期間中の科学ジャーナル等論文誌への査読付き論文の掲載数は、1,568報であった。 ・期間中の国際会議、シンポジウム等における発表数は、3,349回（国際学会615回、国内学会2,734回）であった。 	<p>等を通じ情報発信を行うなど、広報の充実が図られている。</p>		
---	--	---	--	------------------------------------	--	--

<p>(6) セキュリティの確保に関する事項</p>	<p>(6) セキュリティの確保に関する事項</p>	<p>(6) セキュリティの確保に関する事項 【評価軸】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人文書の体系的な整備を行うとともに、法人文書ファイル管理簿の更新を行うなど情報公開請求に迅速に対応できる体制を維持した。 ・「随意契約見直し計画」を踏まえた取り組み状況を本研究所のホームページに公表し、フォローアップを実施した。 ・役員報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き本研究所のホームページに掲載し公表した。 ・職員就業規則等により職員の勤務時間その他勤務条件を引き続き本研究所のホームページに掲載し公表した。 ・内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果をホームページに掲載し公開している。 ・「研究費不正の防止に関する規程」に基づき競争的資金及び外部資金の執行に関して内部監査を実施し、その結果をホームページで公表するとともに、監査法人による外部監査を適正に実施した。 ・企業において内部監査業務に従事した経験を有する者を、内部監査を担当する職員として新たに雇用することで、内部監査体制の整備を図った。 ・IDカードによる入退室管理について、新任職員には要領を配布して取り扱いを周知徹 			
----------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--	--	--	--

<p>個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防犯及び機密保持のために研究所の入退去者の管理を含め内部管理体制を徹底する。 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室・研究室の入退室に係る管理体制が整備されているか。情報システムに係る情報セキュリティ確保に関する措置がとられているか。 	<p>底するとともに、警備室と連携して適正な運用を図った。また、高度なセキュリティを必要とするR I 区域及びE S 細胞室については、引き続き入退室者を専用の入退室カードで限定するなど管理の徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 出入口等を中心に所内各所に設置した30台の録画機能付き監視カメラをリアルタイムでモニタリングする等活用し、本研究所への立ち入り等を随時把握することによって引き続きセキュリティ管理の徹底を図った。 <p>政府統一基準群に準拠した情報セキュリティポリシー等を策定・運用し、適切な情報セキュリティ対策を推進している。</p>			
<p>(7) 施設及び設備に関する事項 業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じること。</p>	<p>(7) 施設及び設備に関する事項 業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペースを有効活用するとともに、将来の研究の発展と需要の長期的展望に基づき、良好な研究環境を維持するため、老朽化対策を含め、施設、設備等の改修、更新、整備を計画的に実施する。 また、施設、設備</p>	<p>(7) 施設及び設備に関する事項 【評価軸】 ・業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペースを有効活用するとともに、将来の研究の発展と需要の長期的展望に基づき、良好な研究環境を維持するため、老朽化対策を含め、施設、設備等の改修、更新、整備を計画的に実施しているか。 ・施設、整備等の所内共有化を図ること等により、可能な限り施設、設備等を有効に活用しているか。 ・和歌山圃場については、適切な国庫納付の処理を行っ</p>	<p>(7) 施設及び設備に関する事項 共同利用機器運営委員会により、共同利用が可能な機器を整備し、研究所内での予算の有効活用を推進した。 施設設備の計画的な整備のための予算の確保を図り、その結果、中長期期間中に創薬支援ネットワーク棟改修工事、薬用植物資源研究センター宿舎立替工事、薬用植物資源研究センター北海道研究部屋外風乾場大規模改修工事等の予算を獲得した。</p>			

<p>なお、和歌山圃場については、本中長期目標期間中に適切に処分を行うこと。</p>	<p>等の所内共有化を図ること等により、可能な限り施設、設備等を有効に活用する。</p> <p>和歌山圃場については、平成27年度以降に、現物納付により国庫納付を行うこととする。</p> <p>別紙4のとおり</p> <p>(8) 積立金の処分に関する事項 旧医薬基盤研究所及び旧国立健康・栄養研究所の前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本研究所の当中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当する。</p> <p>(9) 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究費、研究施設の外部利用促進などにより自己収入を獲得する。</p>	<p>ているか。</p> <p>(8) 積立金の処分に関する事項 【評価軸】 ・旧医薬基盤研究所及び旧国立健康・栄養研究所の前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本研究所当中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当しているか。</p> <p>(9) 運営費交付金以外の収入の確保 【評価軸】 ・競争的研究資金、受託研究費、研究施設の外部利用促進などにより自己収入を獲得しているか。</p>	<p>和歌山圃場については平成29年度に国庫納付完了した。</p> <p>また、筑波に所有しているつくば並木3丁目住宅については令和2年度に、それぞれ国庫納付を完了した。</p> <p>前中期目標期間に自己収入で取得した資産について、当中長期目標期間の減価償却費相当額等を収益に充当することができるのが前中期目標期間繰越積立金であるが、令和2年度は5,378千円を取崩し、期末残高は18,304千円となった。</p> <p>競争的研究資金、受託研究費及び共同研究費並びに研究施設の外部利用促進等による自己収入の拡大を目指しており、平成27年度以降、毎年度約20億円以上の高い水準にて自己収入を獲得している。</p>			
--	--	---	---	--	--	--

		<p>(10) 繰越欠損金の解消 繰越欠損金解消計画を定め、当該計画を適切に見直し、本計画第1のA.の3.の(2)で定めた対策を講じながら、繰越欠損金の着実な解消を図る。</p>	<p>(10) 繰越欠損金の解消 【評価軸】 ・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 ・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 【評価指標】 ・具体的な取組事例に係る評価</p>	<p>特例業務、承継事業(承継業務)の繰越欠損金については、第1、A、3(3)エに記載する対策を講じながら、繰越欠損金の解消を図ることとしている。</p>			
--	--	---	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

--